

江陵張家山漢墓出土「二年律令」譯注稿 その（二）

「三國時代出土文字資料の研究」班

凡 例

・ 編號

各條文の冒頭、〈 〉内に『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』（文物出版社、二〇〇一）での整理番號を、その下の（ ）に出土番號を記した。

・ 釋文

『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』の釋文に従いつつ、圖版によって訂正すべき文字は訂正した。同書の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちにするに改めてあるが、本譯注稿では「二」という記號によって重文符號を示し、原簡の體制を残すこととした。また張家山漢簡においては、文中、簡の右端に「」字型の記號が小さく書き込まれていることがある。この記號は條文の區切れ、ないしは續けて讀むべきではない箇所を明示するものと思われる。「」という記號で釋文中に織り込んだ。

・ 注

注に挙げた用例、參考史料のうち、出土文字史料の出典については左記のとおり。

張家山漢簡《二年律令》：『張家山漢簡』等の呼稱は省略し、簡番號とそれが配屬されている律名のみを挙げた。

同《奏讞書》：『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』における簡番號と、その簡が屬する案例の通し番號（丸數字）とを附した。

睡虎地秦簡：『秦律十八種』『秦律雜抄』『法律答問』『封診式』については、『睡虎地秦簡』の名は省略し、各グループの呼稱のみを挙げ、簡番號を附した。簡番號は『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇。注釋・解說中では『睡虎地』と略稱。）に據った。

龍崗秦簡：『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇一）の簡番號に據った。

居延漢簡：居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七）の簡番號を挙げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』（文物出版社、一九九〇）の簡番號（BPT、BPF、等）を挙げた。

敦煌漢簡：『敦煌漢簡釋文』（甘肅人民出版社、一九九一）の簡番號を挙げ、原簡番號やスタイン編號は省略した。

懸泉置漢簡・「敦煌懸泉漢簡釋粹」(上海古籍出版社、二〇〇一)等で示されてゐる原簡番號を挙げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹」というかたちで附記した。

《一五二―一五三》(C 280・C 46)

捕盜賊・罪人、及び告劾・逮捕人、所捕格鬪而殺傷之、及窮之而自殺也、殺傷者除、其當購賞者、半購賞之。殺傷

群盜・命者、及有罪當命未命、能捕群盜・命者、若斬之一人、免以爲庶人。所捕過此數者、贖如律。152

【譯】

盜賊・罪人を捕らえる、および告劾によって人を逮捕する際、捕らえられる者と格闘して殺傷したとき、および追いつめて自殺させてしまったとき、殺傷した者の罪は免除し、賞金を與えるべき場合は、半額を與える。…殺傷し…

群盜や罪名が確定している者、および罪を犯して罪名を確定すべきでありながら、まだ確定していない者が、群盜や罪名が確定している者を捕獲するか、もしくはこれを一人斬ったならば、免じて庶人とする。捕らえられた者がこの人数以上であれば、賞金を與えること律の規定通りとする。

【注】

①告劾

爲亡命棄市詐捕命者以除罪「晉灼曰、亡命者當棄市、而王藏之。詐捕不命者而言命、以脫命者之罪。師古曰、爲音于僞反」。

②逮捕

擅罪人、無告劾、繫治城旦以上十四人。〔漢書〕淮南王劉長傳) 治獄者、各以其告劾治之。敢放訊杜雅、求其它罪、及人母告劾而擅覆治之、皆以鞠獄故不直論。(113 (具律))

賈高等謀逆發覺、逮捕高等「師古曰、逮捕、謂事相連及者皆捕之也。一曰、在道守禁、相屬不絕、若今之傳送囚耳」、并捕趙王敖下獄。〔漢書〕高帝紀下)

③格鬪而殺傷之

新安令史李壽趨抱解太子、主人公遂格鬪死、皇孫二人皆并遇害。〔漢書〕戾太子傳)

□迫逐格鬪有功還畜參分以其一還歸本主(居延簡 EPE 22: 226)

捕賞罪、即端以劍及兵刃刺殺之、可論。殺之、完爲城旦、傷之、耐爲隸臣。(法律答問124)

④窮之而自殺也…窮は「追いつめる」。

諸捕罪人而罪人持仗拒捍、其捕者格殺之及走逐而殺(走者、持仗・空手等)、若迫窘窘自殺者、皆勿論。〔疏議曰、捕罪人、謂上條將吏以下捕罪人。而罪人乃持仗拒捍、仗謂兵器及杆棒之屬。其捕者以其拒捍、因而格殺之、及罪人逃走、捕者逐而殺之、注云走者、持仗・空手等、慮其走失、故雖空手、亦許殺之。若迫窘而自殺、謂罪人被捕、逼迫窮窘、或自殺、或落坑穽而死之類、皆悉勿論。〕〔唐律疏議〕捕亡2)

⑤群盜・命者…群盜や罪名が定まっている者。「命」については注

①の「漢書」淮南王劉長傳、及び一二一―一二四簡の注⑦も参照のこと。

盜五人以上相與功(攻)盜、爲群盜。(62 (盜律))

…(上略)：有罪當完城旦舂・鬼薪白粲以上而亡、以其罪命之、耐隸臣妾罪以下、論令出會之。其以亡爲罪、當完城旦舂・鬼薪白粲以上不得者、亦以其罪論命之。(122) 124 (具律)

□捕 爰書、男子申縛詣男子丙、辭曰甲故士五、居某里、迺四月中盜牛、去亡以命。丙坐賊人□命。自畫甲見丙陰市庸中、而捕以來自出。甲毋它坐。(封診式17) 18)

發吏卒犇命給珠崖軍屯有罪及亡命者赦除其罪詔書書到言所下 (居延簡 EPT 56 : 38)

□亡人命者緩 (居延簡 EPT 59 : 613)

…(上略)：書到白大扁書鄉亭市里高顯處令亡人命者盡知之上赦者人數太守府別之如詔書。(懸泉置簡 HXT 0115 ③ : 016 粹一五一)

⑥斬之一人、免以爲庶人

徼外人來入爲盜者、要(腰)斬。吏所與能捕若斬一人、搏(拜)爵一級。不欲搏(拜)爵及非吏所與、購如律。(61 (盜律))
智(知)人爲群盜而通飲(飲)食餽遺之、與同罪。弗智(知)、黥爲城旦舂。其能自捕若斬之、除其罪、有(又)賞如捕斬。(63 (盜律))

官奴婢五十以上、免爲庶人。……秋、曲陽侯王根、成都侯王況皆有罪。根就國、況免爲庶人、歸故郡。〔漢書〕哀帝紀
罪人獄已決、完爲城旦舂、滿三歲爲鬼薪白粲。鬼薪白粲一歲、爲隸臣妾。隸臣妾一歲、免爲庶人。隸臣妾滿二歲、爲司寇。司寇一歲、及作如司寇二歲、皆免爲庶人。其亡逃及有罪耐以上、不用此令。〔漢書〕刑法志

二年律令において、「免以爲庶人」は奴婢の解放を指して使用される。とすれば、一五三簡は奴婢や隸臣妾などに關す

る規定と考えられ、一五二簡とは連結しない可能性がある。

⑦贖如律・群盜を多く捕らえているのに、贖罪させられるのは不可解。「購如律」の誤りであろう。六一簡を参照のこと。

【解説】

前半は罪人捕獲の際に、格闘の擧げ句これを殺傷した場合、および自殺させた場合の規定。殺傷等の罪は免除され、賞金の半額を得ることができる。注④に引いた唐律捕亡②がこれに似る。

このあと、「殺傷」(一五二簡)「群盜命者」(一五三簡)と簡を接続させて整理小組は釋讀している。しかしそのように讀むと、I「群盜等を殺傷した場合」とII「群盜等を捕・斬した場合」は罪が除かれ庶人となる、ということになり、IとIIが如何なる違いを持つのか、除かれる罪とはいったい何なのか、説明がつかない。その他、二簡を連結させることで生じる疑念は注⑥でも指摘した。出土位置が離れている(C二八〇とC四六六)ことを鑑み、ここでは二簡を別々に譯出した。

一五三簡は、さらに前文があつたようにも見える。あえて一五三簡のみで意味を通じさせようとするならば、群盜や罪が確定している(かつその罪で指名手配されている)者などが、同じ罪を犯した、あるいは同じ状況にある者を捕・斬した場合、その罪を免除して庶人とする、という規定となる。

《一五四～一五五》(C 269・C 268)

□數人共捕罪人^①而獨自書^②者、勿購賞。吏主若備盜賊・亡人^③而捕罪人、及索捕罪人、若有告劾非亡也、或捕之而

非群盜也、皆勿購賞。捕罪人弗當、以得購賞而移予它人、
及詐(詐)偽、皆以取購賞者坐臧(贓)爲盜。 155

【譯】

數人で共に罪人を捕えながら自分だけについて文書を作成した場合には、褒賞を與えない。擔當官吏もしくは盜賊・亡人に備える任務について罪人を捕えたり、罪人を索捕したとき、もしくは告効はあっても亡命でなかったり、あるいは捕えたところ群盜でなかったときは、いづれも賞金を與えない。罪人を捕らえたが賞金を得るに當たらないにもかかわらず、他人に移譲したり、虚偽をはたらいたときは、いづれも賞金を得た者を不正に財物を得たかどで盜とする。

【注】

①數人共捕罪人…

…(上略)…數人共捕罪人而當購賞、欲相移者、許之。(150~151)

(捕律)

②自書…整理小組は「登記」の意とする。

律、諸當占租者家長身各以其物占、占不以實、家長不身自書、皆罰金二斤。没人所不自占物及賈錢縣官也。(『漢書』昭帝紀如淳注)

□□□□以自書爲信 (居延簡 37・44)

□□□□言變事自書、所言一卷已覆而休言未滿半日 (居延簡 EPT 52: 47)

③備盜賊・亡人

…(上略)…中司馬、郡司馬、騎司馬、中輕車司馬、備盜賊、關

中司馬□□關司□ (468 (秩律))

…廷尉臣賀・備盜賊中尉臣福昧死言、…(『史記』淮南王列傳)尉史調守令史備盜賊爲職候長政敵以建武三年 (居延簡 EPT 48: 10)

④索捕

匿界中書到道都吏與縣令以下逐捕、搜索、部界中聽亡人所隱匿處以必得爲故…(下略)…(居延簡 129・9)

⑤弗當…褒賞を得るに當たらない、の意であろう。

甲告乙盜牛、今乙賊傷人、非盜牛毆、問甲當論不當。不當論、亦不當購、或曰爲告不審。(法律答問 44)

甲捕乙、告盜書丞印以亡、問亡二日、它如甲、已論耐乙、問甲當購不當。不當。(法律答問 138)

⑥移予它人…注①に引いた一五〇、一五一簡も参照のこと。

●捕盜律曰、捕人相移以受爵者、耐。●求盜勿令送逆爲它、令送逆爲它事者、賞二甲。(秦律雜抄 38~39)

⑦及詐偽…整理小組は「詐」と釋すが、正確には「詐」。

【解説】

褒賞の対象とはならない罪人收捕について規定する。まず數人で捕らえておりながら、一人で捕らえたと申告した場合が擧げられる。それに續いて、さらに幾つかのケースが列擧されるが、「捕罪人」と「索捕罪人」が何故並列されているのか、確としない。任務の一環として收捕(・索捕)に携わった場合、および告効があったけれども實は亡人ではなかった、あるいは捕らえたものの實は群盜ではなかった場合、とみて譯出した。最後に、賞金の詐取や不當な移譲は贓罪とされる旨、附言される。

《一五六》(C 264)

■捕律^①

【注】

①捕律

盜賊須劾捕、故著網・捕二篇。〔晉書〕刑法志 李悝法經の條)

捕亡律者、魏文侯之時、里悝制法經六篇、捕法第四。至後魏、名捕亡律。北齊名捕斷律。後周名追捕律。隋復名捕亡律。：

〔唐律疏議〕篇目疏)

●捕盜律曰、捕人相移以受爵者、耐。：(下略)：(秦律雜抄38)

捕律禁吏母夜入人廬舍捕人犯者其室毆傷之以母故入人室律從事(居延簡395・11)

●捕律亡人匈奴外蠻夷守棄亭郭逢險者不堅守降之及從塞徼外來絳而賊殺之皆要斬妻子耐爲司寇作如(敦煌簡D 983)

《一五七》(F 6)

吏民亡、盈卒歲^①、耐。不盈卒歲、齔(繫)城旦舂。公士

士^②・妻以上作官府、皆償亡日^③。其自出毆(也)^④、笞五十、給通事^⑤。皆籍亡日^⑥。耐數^⑦盈卒歲而得、亦耐之。

【譯】

吏民が逃亡して滿一年になれば耐。一年未滿であれば繫城旦舂。公士・公士の妻以上は官府で勞役し、いづれも逃亡していた日數を償う。自ら出頭したならば、笞五十にして、徭役負擔を充足させる。いづれも逃亡した日數を記録する。計算して延べ一年以上にして捕

らえられた者も、また耐。

【注】

①卒歲…一年が経過すること

中田之穫、卒歲之收、不過畝四石、妻子老弱仰而食之。〔淮南子〕主術訓)

隸臣妾、收入亡、盈卒歲、齔(繫)城旦舂六歲、不盈卒歲、齔(繫)三歲。：(下略)：(165(亡律))

②作官府、償亡日…九三、九八簡の注⑥參照。

已(?) 繇(徭)及車牛當繇(徭)而乏之、皆貲日十二錢、有(又)賞(償)乏繇(徭)日、車□(401(興律))

③其自出毆

諸亡自出、減之。毋名者、皆減其罪一等。(166(亡律))

把其毆以亡、得及自出、當爲盜不當。自出、以亡論。其得、坐賊爲盜、盜罪輕於亡、以亡論。(法律答問131)

亡自出、鄉某爰書、男子甲自詣、辭曰、士五、居某里、以迺二月不識日去亡、母它坐、今來自出。●問之□名事定、以二月

丙子將陽亡、三月中逮築宮廿日、四年三月丁未籍一亡五月十日、母它坐、莫覆問。以甲獻典乙相診、今令乙將之詣論、敢言之。(封診式96、98A)

隸臣妾齔城旦舂、去亡、已奔、未論而自出、當治五十、備齔日。

(法律答問132)

④給通事…逃れた徭役負擔を充足させる

治敢往、少溫籍、縣無通事、〔師古曰、逋、亡也、負也、音必胡反。〕〔漢書〕酷吏傳 義縱)

可謂通事及乏繇。律所謂者、當繇、吏・典已令之、卽亡弗會、

爲通事、已閱及敦車食若行到繇所乃亡、皆爲之繇。(法律答問164)

⑤籍亡日…前注③所引の封診式「亡自出」も参照のこと。

曰、非禮也、勿籍。「杜預注、籍、書也。」(春秋左氏傳)成公二年)

覆 敢告某縣主。男子某辭曰、十五、居某縣某里、去亡。可定名事里、所坐論云可、可罪赦、「或」覆問母有、幾籍亡、亡及通事各幾可日、遣識者當騰、騰皆爲報、敢告主。(封診式13~14)

⑥輶數…逃亡日數を加算していつて、その延べ日數を計算するところか。

是故質壯輕足者爲甲卒「甲、鎧也。在車曰士、步曰卒。」千里之外、家老羸弱悽愴於內、廝徒馬圉、輶車奉饌。「廝、役、徒衆也。牛曰放、馬曰圉。輶、推也。饌、資糧也。輶讀輶拊之拊也。」(淮南子「覽冥訓」)

臣聞善用兵者、役不再興、糧不三載、故師不久暴而天誅亟決。往者數不料敵、而師至於折傷。再三發輶、則曠日煩費、威武虧矣。「如淳曰、輶、推也。淮南子曰、內郡輶車而餉。音而隴反。」(漢書「馮奉世傳」)

世俗言曰、饗大高者而屍爲上牲、葬死人者裘不可以藏、相戲以刃者太祖輶其肘。「輶、擠也。讀近耳。急察言之。」(淮南子「汜論訓」)

人或謂兔絲無根、兔絲非無根也、其根不屬也。伏苓是。慈石召鐵、或引之也。樹相近而靡、或輶之也。(呂氏春秋「精通」)

輶、反推車、令有所付也。「段注、反推車者、謂不順也。付、與也。本可不與、而故欲與之。至於逆推車以與之而不顧。此說

其字之會意也。故其字从車付。「从車付。「會意。」讀若耳。(說文解字)十四篇上)

『說文解字』は「輶」字を車に結びつけて解釋しようとするが、車に従う文字のなかには車とは關係のないものも含まれる。用例からして、オス、ツケルという方向の意味を持つものであろう。

【解説】

役人および一般民が逃亡罪を犯した場合の科罰規定。一年以上は耐刑、一年未満なら期限付きの勞役刑が科せられる。有爵者は官府での勞役に從事させられるが、いずれの場合にも逃亡していた期間に相當する日數だけ勞役に服さねばならない。ただし自ら出頭した場合には答刑で済まされ、逃亡期間中に負擔しなかった徭役が改めて課せられた。いずれの場合においても、逃亡していた日數は記録に留められる。注③の「亡自出」、注⑤の「覆」など、封診式の内容からそうした記録の存在が窺える。居延漢簡にも

馬長吏即有吏卒民屯亡者具署郡縣里名姓年長物色所衣服實操初亡年月日人數白報與病已●…(下略)…(居延簡303・15 + 513・17)

という記事が見え、逃亡者にかんする記録が作成されていたことを示している。「輶數」の意味は判然としないが、「輶」の字義から推測して譯をつけた。一旦出頭しながら、さらに逃亡を繰り返した場合などを想定しているのであろう。以上を圖式化しておく。

一年以上の逃亡(延べ一年以上、も含む) ↓耐刑
一年未満の逃亡 ↓逃亡していた日數分だけ勞

役が科せられる(通常は繫城旦

春 有爵者は作官府

逃亡期間には關係なく①自ら出頭したならば笞五十とし、負擔しなかった徭役を充足させる。②逃亡日數を記録しておく。

なお自ら出頭した場合の科罰を「笞五十」までと見、それ以下を「給せられて事を通がれ、…」と讀む案も出た。「通事を給す」という讀みが見慣れないものであること、單なる逃亡と、徭役逃れである「通事」とは相違すること、などがそう解釋する理由である。整理小組も「笞五十」の下で句點をうち、こうした解釋に従うかのようである。だが「給通事」を「給せられて事を通がれ」と訓讀することもまた不自然である。かつ前段が逃亡にかんする、「給通事」以下が徭役逃れにかんする規定だとすると、徭役逃れに對する科罰が「延べ計算で一年を越えたなら耐刑」ということになり、それ以外のケースについて言及がないことになる。ゆえにこの案には従わなかった。

* 別譯「：自ら出頭したならば、笞五十。徵發されて徭役を逃れたならば、いずれも逃亡した日數を記録し、計算して…」

《一五八》(C 43)

女子已坐亡贖耐^①、後復亡當贖耐者、耐以爲隸妾。司寇・隱官^②坐亡罪隸臣以上、輸作所官^③。

【譯】

女子が一旦、逃亡のかどで贖耐となり、その後また逃亡して贖耐とすべき場合は、耐して隸妾とする。司寇・隱官の逃亡したかどで罪が隸臣以上となる者は、作業している官府で勞働させる。

【注】

①女子「贖耐」一五七簡より、逃亡して滿一年で耐。女子は具律の特別規定により贖耐に讀み替えられる。

有罪當黥、故黥者剕之、故剕者斬左止(趾)、斬左止(趾)者斬右止(趾)、斬右止(趾)者府(腐)之。女子當磔若要(腰)斬者、棄市。當斬爲城旦者黥爲舂、當贖斬者贖耐。(88~89 (具律))

②隱官…肉刑に處せられた者が赦免される場合、すでに肉體に損傷を受けているので、庶人とは異なる處遇をうけ、「隱官」とされる。一二一~一二四簡參照。

③輸作所官

(建武二十九年)夏四月乙丑、詔令天下繫囚自殊死已下及徒各減本罪一等、其餘贖罪輸作各有差。(『後漢書』光武帝紀)帝聞大怒、徵穆詣廷尉、輸作左校。(『後漢書』朱穆傳)

…(上略)…官作居貨贖責而遠其計所官者、盡八月各以其作日及衣數告其計所官、毋過九月而到。其官、官相斬者、盡九月而告其計所官、計之其作年。百姓有貨贖責而有一臣若一妾、有一馬若一牛、而欲居者、許。(秦律十八種133~140)

明帝方修宮室、…禮徑至作所、不復重奏、稱詔罷民。(『三國志』孫禮傳)

睚眦有違、論輸左校。「翰曰、睚眦、不和貌。輸、役也。言從役於左隊之中。」(『文選』卷三六 任彥升「天監三年策秀才文」)

詣作所如章程日時在檢中到(居延簡 甲附33)

「輸作」は通常「に輸作す」と讀まれるが、それをこの箇所にあてはめると「所官」の意味がはつきりしない。かつ

居延簡には「作所に詣る」という句も見える。それゆえにここでは「作所の官に輸せらる（使役される）」と讀むこととした。何らかの脱字がある可能性も残る。

【解説】

女子、および司寇・隱官が逃亡罪を犯した場合の科罰を規定する。女子には耐刑を適用せず、贖耐でもってそれに換えるという一般規定があるので（注①に引いた八八～八九簡）、逃亡罪により耐刑に相當する場合も、贖耐とされる。ただしそのうえで再び逃亡したら、隸妾とされる。また具律によると（九〇～九二簡）、司寇が耐刑に相當する罪を犯した場合は、耐隸臣妾とされる。この具律に従って、司寇（および隱官）が逃亡罪を犯せば耐隸臣とされるのである。末尾の「輸作所官」は意味がはっきりしないが、その服役場所を指定するものであろう。罪人の逃亡については、唐律では捕亡に「諸流徒囚、役限内而亡者、（…）一日答四十、三日加一等、過杖一百、五日加一等。…」と規定される。

《二五九》（F18B）

□□類昇主。其自出毆（也）、若自歸主、親所智（知）、皆答百。

【譯】

…類に（黥をして）…主人に與える。自ら出頭したり、もしくは自分から主人や主人の知人のもとに歸ったときには、いずれも答百。

【注】

①類昇主…三〇簡の注③などを参照のこと。

彼姝者子、何以昇之。「毛傳、姝、順貌。昇、予也。」（詩）邶

風・干旄

奴婢毆庶人以上、黥類昇主。（30（賊律））

人臣甲謀遣人妾乙盜主牛、買、把錢偕邦亡、出徼、得、論各可

毆。當城旦黥之、各昇主。（法律答問5）

②主親所智（知）…「親」字は「就」とも釋讀可能だが、一六〇簡と

の關連もあり、「親」と讀む。「主人の知人」の意。

將司人而亡、能自捕及親所智爲捕、除毋罪、已刑者處隱官。●

可罪得處隱官。●羣盜赦爲庶人、將盜戒囚刑罪以上、亡、以故

罪論、斬左止爲城旦、後自捕所亡、是謂處隱官。●它罪比羣盜

者皆如此。（法律答問125～126）

【解説】

斷簡であるため、正確な意味は不明だが、奴婢の逃亡にかかわる規定であろう。一二二簡（具律）は難解な條文の一部だが、そこに「奴婢有刑城旦舂以下至羣（遷）・耐罪、黥類（類）類昇主」とある、その部分だけに注目するなら、耐刑に相當する逃亡罪を犯した奴婢に「…類昇主」という處分が與えられているのは、通則に沿ったものといえる。一般人以上の場合、自ら出頭すれば答五十であった（157（亡律））のに對し、奴婢の場合は答百とされている。『太平御覽』卷六四八に引かれた晉令には「奴婢亡、加銅青若墨黥兩眼後。再亡、黥兩頬上、三亡、橫點（黥？）目下。皆長一寸五分、廣五分。」とあり、逃亡した奴婢に入れ墨が施されたことが分かる。唐律では捕亡13に「諸官戸・官奴婢亡者、一日杖六十、三日加一等。（部曲・私奴

婢亦同。…」として、賤民の逃亡罪への科罰が見えている。

《一六〇》(F2)

奴婢亡、自歸主、親所智(知)、及主・父母・子若同居、求自得之、其當論界主、而欲勿詣吏論者、皆許之。

【譯】

奴婢が逃亡し、自分から主人や主人の知人のもとに歸ったとき、および主人、その父母・子もしくは同居の者が自分で探して捕らえたとき、論斷の上で主人に與えるべきであっても、官吏のもとに出头して論斷することを望まない場合は、いずれも許可する。

【注】

- ①主親所智(知)…前條參照。
- ②同居…七一〜七三簡の注⑤參照。

【解說】

奴婢の逃亡にかんする特例規定。通常は前條に見えるとおり、自分から主人のもとに歸ってきた場合でも、役所に出头して答百という刑罰が課せられるのであろうが、もし奴婢の所有者がそれを望まなければ、科罰は免除された。奴婢への科罰をめぐることは、奴婢所有者による私刑を禁じ、それを官が代行するという意味合いが強く、所有者が望まなければ、刑に當てられないケースもあったのである。

《一六一》(F7)

主入購^①縣官、其主不欲取^②者、入奴婢^③、縣官購之。

【譯】

…主人が賞金を國家に入れる。その主人が取りたくない場合は、奴婢を國家に入れて、國家がこれに懸賞金を與える。

【注】

- ①購…懸賞金を掛けること。「二年律令」では六一簡などに既出。或捕告人奴妾盜百一十錢、問主購之且公購。公購之。(法律答問14)
- ②取…ここで何を取るとのか目的語が不明。

取亡罪人爲庸、不智(知)其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智(知)其請(情)而捕告、及詞(訶)告吏捕得之、皆除其罪、勿購。(112(亡律))

③入奴婢

又興十萬餘人築衛朔方、…府庫益虛。乃募民能入奴婢得以終身復、爲郎增秩、及入羊爲郎、始於此。(『史記』平準書)

【解說】

簡頭を大きく缺くため、詳細は不明。逃亡奴婢を捕らえた場合に與えられる、賞金の出所にかんする規定か。注①にあげた法律答問から推測すると、奴婢を捕告した際の賞金は、奴婢の主人が出す場合と、國庫から捻出される場合とがあり、罪を犯して逃亡している奴婢については、國家が支拂ったようである。本條文の「其」以下は、主人がもはや奴婢を取り戻さうとしないときは、奴婢を官有の

ものとし、賞金も國家が支拂う、と規定するものであろうか。

《二六二—二六三》(C 271・F 158)

奴婢爲善而主欲免者、許之。奴命曰私屬^①、婢爲庶人、皆復使及算(算)、事之如奴婢^②。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官^③。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。
163 162

【譯】

奴婢が善事をなして、奴婢の主人が、その身分を免じようとする場合は、これを許す。奴は、私屬と名付けられ、婢は、庶人となる。いずれも勞役と人頭税は免除するが、奴婢の時と同様に使役する。主人が死んだり、もしくは主人に罪があれば、私屬を庶人とし、肉刑にされた者は、隱官とする。免ぜられた者が不善であれば、免じた者自身が、再びこれを奴婢として没入することができる。逃亡して他の罪を犯した者は、奴婢の律をもってこれを論斷する。

【注】

①私屬

惠王立、以此疑公孫鞅之行、欲加罪焉。公孫鞅以其私屬與母歸魏。〔呂氏春秋〕無義

今更名天下田曰「王田」、奴婢曰「私屬」、皆不得賣買。〔漢書〕王莽傳中

②事…使役すること。

坐事國人過律、孝文後三年、奪侯、國除。〔索隱〕案、劉氏云、事、役使也。謂使人違律數多也。〔史記〕靳歙列傳 附靳亭

③皆復使及算(算)事之如奴婢…整理小組は「復、免除」と云うが、以下をどのように解釋しているのか不明。いま「使」を勞役、「算」を算賦(人頭税)とし、勞役と算賦を免除するものと解釋しておく。

「算事」と熟す例が一二—一二四簡にみえ(同條注⑫)、無實の罪で刑に當てられた女子庶人には「母算(算)事其身—算賦・徭役を免除する」とされている。ただし本條を「奴婢と同じように「使」や算賦・徭役を免除する」云々と解釋する案はとらなかった。「使」と「算事」とを並列させた場合、「使」と「事」の意味内容が重なってしまう、というのが一つの理由である。

この箇所の讀みについては、「復」を「免除」の意とする當否も含めて、様々な可能性がある。だが奴婢の稅役負擔について、現今のところ十分な知識が得られておらず、譯を確定させることが難しい。

④刑者以爲隱官…一二—一二四簡、注⑩參照。

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官。工。軍爵(秦律十八種155—156)

將司人而亡、能自捕及親所智爲捕、除毋罪、已刑者處隱官。●可罪得處隱官。●羣盜赦爲庶人、將盜戒囚刑罪以上、亡、以故罪論、斬左止爲城旦、後自捕所亡、是謂處隱官。●它罪比羣盜者皆如此。(法律答問125—126)

⑤所免

死母後而有奴婢者、免奴婢以爲庶人、…(下略)…(382)(置後

律)

…(上略)…婢御其主而有子、主死、免其婢爲庶人。(385) (置後律)

⑥身免

…(上略)…甲未賞身免丙。…(下略)…(封診式37、41)

【解説】

奴隸の解放にかんする規定。解放された婢は庶人となり、奴は「私屬」と呼ばれることになる。主人が死亡した、乃至は罪を犯した場合、私屬は庶人とされる。ただし一旦解放された者も、不善であれば、解放した主人によって再び奴婢とされる。さらに、逃亡して罪を犯した場合は、奴婢として裁かれることになる。唐律では戸婚¹¹に、部曲や奴婢を解放しておきながら再び抑壓して支配下に置いた場合の科罰規定が見える。

《一六四》(F3A + F4)

城旦舂亡、黥、復城旦舂。鬼薪¹²百¹³也、皆答百。

【譯】

城旦舂が逃亡したならば、黥復城旦舂とする。鬼薪…(?)白…であれば、いずれも答百とする。

【解説】

本条文は短く断列した二簡をつなぎ合わせて釋されたものだが、圖版を見る限り、上の断簡の上部、下の下部はいずれも缺けておらず、全體の長さからして兩者が直接つながることはありえない。

前半部分は城旦舂の逃亡罪への科罰を規定する。一年以上の逃亡は耐刑にあたり(157(亡律))、城旦舂が耐以上の罪を犯した場合は黥とされる(90、92(具律))ので、このような處罰が當てられているのであろう。「鬼薪」以下は文意不明。ただし鬼薪白粲が耐以上の罪を犯せば、黥城旦舂とされるはず(120(具律))で、そのことからも上下の断簡が直接繋がるとは考えられない。

《一六五》(C31)

隸臣妾・收人の亡、盈卒歲、舂(繫)城旦舂六歲。不盈卒歲、舂(繫)三歲。自出毆、□□。其去舂(繫)三歲亡、舂(繫)六歲。去舂(繫)六歲亡、完爲城旦舂。

【譯】

隸臣妾・收人が逃亡して滿一年になれば、繫城旦舂六年とする。一年未滿であれば、繫城旦舂三年。逃亡後自ら出頭したならば、…。繫三年の刑から逃れば、繫城旦舂六年。繫六年の刑から逃れば、完城旦舂。

【注】

①收人…三八簡の注①参照。

②自出毆、□□…二つの缺字は右半が見え、あるいは「答百」と讀める。

□□類界主。其自出毆(也)、若自歸主、主親所智(知)、皆答百。(159(亡律))

③舂(繫)と去舂(繫)…「繫城旦舂」については九〇、九二簡の注

④、および九三、九八簡などを参照。

隸臣妾、城旦舂、去亡、已奔、未論而自出、當治五十、備穀日。
(法律答問132)

【解説】

隸臣妾・收人が逃亡した場合の科罰規定。吏民の逃亡について規定した一五七簡と比較すれば、左のような関係になる。

	一年以上	一年未満	自出
吏民			
耐		繫城旦舂、償亡日	答五十
隸臣妾等	繫城旦舂六歲	繫城旦舂三歲	答百？

自出の場合は「答百」と推測したが、注③に引いた法律答問では、繫城旦舂とされた隸臣妾が自出した場合、答五十とされており、字體も「答」字はともかく「百」字のほうは確とは判讀できない。

さらに繫城旦舂とされた上で、重ねて逃亡した場合についても規定される。繫城旦舂三歲とされ、その勞役期間を終えないうちに逃亡したら、繫城旦舂六歲、繫城旦舂六歲の場合は完城旦舂とされる。後者については、九〇〜九二簡(具律)に見える、繫城旦舂六歳の者が耐罪を犯したら完城旦舂、という原則に適合する。

《一六六》(C 49)

諸亡自出、減之、毋名者、皆減其罪一等。

【譯】

およそ逃亡者が自ら出頭すれば、その刑を減じる。刑名が確定していない場合は、いずれもその罪一等を減じる。

【注】

① 毋名…

名、明也。名實事使分明也。(「釋名」釋言語)

有罪當耐、其法不名耐者、…(下略)…(90 (具律))

② 罪一等…

告不審及有罪先自告、各減其罪一等、…(下略)…(127 (告律))

● 異時魯法、盜一錢到廿、罰金一兩。過廿到百、罰金二兩。過百到二百、爲白徒。過二百到千、完爲倡。又曰、諸以縣官事詘其上者、以白徒罪論之。有白徒罪二者、加其罪一等。白徒者、當今隸臣妾。倡、當城旦。今佐丁盜粟一斗、直三錢、柳下季爲魯君治之、論完丁爲倡、奏魯君。君曰、盜一錢到廿錢、罰金一兩、今佐丁盜一斗粟、直三錢、完爲倡、不已重乎。柳下季曰、吏初捕丁來、冠鉢冠、臣案其功牒、署能治禮、儒服。夫儒者君子之節也、禮者君子之學也、盜者小人之心也。今丁有小人之心、盜君子之節、又盜君子之學、以上功、再詘其上、有白徒罪一、此以完爲倡。君曰、當哉。(「奏讞書」案例20 174~179)

【解説】

逃亡者が自ら出頭した場合の減刑規定。「名」とは具體的に明記すること。自ら出頭することによって如何なる減刑が與えられるのかは、通常明記されていた。例えば一〇〇簡(具律)。

…(上略)…其自出者、死罪、黥爲城旦舂、它罪、完爲城旦舂。

これに對して、本條文が想定しているのは、「減之」とのみ記されて、減刑の結果如何なる刑罰が當てられるのか、明記されていない場合である。「自出したならば、某刑」といった明文規定がなく、はっきりと刑名が指定されていない場合は、いずれも一等減とされ

た。

《二六七》(C 65)

匿罪人、死罪、黥爲城旦舂、它各與同罪。其所匿未去而告之、除。諸舍匿罪人、自出、若先自告、罪減、亦減舍匿者罪。所舍

【譯】

罪人を匿い、それが死罪の者であれば、黥城旦舂。その他は、それぞれ與同罪。匿われた罪人が立ち去らないうちに告すれば、罪を免除する。およそ罪人を藏匿したとき、罪人が自ら出頭したり、若しくは罪人が先に自首して、罪が減じられたならば、藏匿者の罪もまた減じる。匿われた…(空白)：

【注】

- ① 與同罪…六三、四簡の注④、および用語解説(その1) 参照。
 - ② 舍匿…人や物を自己の管理下において隠匿する。
- 項籍滅、高祖購求布千金、敢有舍匿、罪三族。〔師古曰、舍止、匿、隱也。〕〔漢書〕季布傳
- 亡之諸侯、遊宦事人、及舍匿者、論皆有法。〔師古曰、舍匿、謂容止而藏隱也。〕〔漢書〕淮南衡山王傳 淮南厲王長
- 八年十月己未安陸丞忠劾獄史平舍匿無名數大男子種一月、平曰、誠知種無(名)數、舍匿之、罪、它如劾。…(下略)
- ：〔奏讞書〕案例⑭ 63、64

【解說】

罪人を匿った場合の連座規定。死刑に相當する者を匿った場合は、一等減じられて黥城旦舂とされ、その他は匿われた者と同じ刑罰に當てられる。ただし罪人が立ち去らないうちに告發したならば免罪される。また、自首などによって罪人の罪が減じられたならば、それを匿っていた者の罪も連動して減じられる。唐律では捕亡18に「諸知情藏匿罪人、若過致資給、令得隱避者、各減罪人罪一等。…」と規定され、こちらでは匿われた者の罪より一等軽い刑が科せられている。

文章は明らかに「亦減舍匿者罪」で切れるものの、「所舍」と記されたあと、空白が簡末まで續いている。なんらかの書き落しがあるのだろうか。

《二六八、二六九》(C 54・殘)

取(娶)人妻及亡人以爲妻、及爲亡人妻、取(娶)及所取(娶)、爲謀者、智(知)其請(情)、皆黥以爲城旦舂。其眞罪重、以匿罪人律論。弗智(知)者不

169 168

【譯】

他人の妻、および亡人を娶って妻とした時、及び亡人の妻となつた時は、娶つた者、および娶られた者、仲を取りもつた者は、その實情を知つておれば、いずれも黥城旦舂。その亡人自身の罪が重ければ、「匿罪人律」を以つてこれを論斷する。その實情を知らなくても、しない。

【注】

①娶人妻及亡人以爲妻

女子申去夫亡、男子乙亦闌亡、相夫妻、甲弗告請、居一歲、生子、乃告請、乙卽弗棄、而得、論可毆。當黥城旦舂。(法律答問167)

甲取人亡妻以爲妻、不智亡、有子焉、今得、問安置其子。當算。或入公、入公異是。(法律答問168)

…(上略)…詰解、符雖有名數明所、而實亡人也。●律、娶亡人爲妻、黥爲城旦、弗智(知)、非有減也。解雖弗知、當以娶亡人爲妻論。何解。解曰、罪、毋解。●明言如符・解。問解故黥、它如辭。●鞠、符亡、詐自占書名數、解娶爲妻、不知其亡、審。疑解罪、繫、它縣論。敢讞之。●吏議、符有數明所、明嫁爲解妻、解不知其亡、不當論。●或曰、符雖已詐書名數、實亡人也。解雖不知其情、當以娶亡人爲妻論、斬左止爲城旦。廷報曰、取娶亡人爲妻論之、律曰、不當讞。(奏讞書) 案例④ 30 (35)

②謀・婚姻の仲介をすること。

夫生而自嫁、及取(娶)者、皆黥爲城旦舂。(奏讞書) ② 192

女無謀而嫁者、非吾種也。(戰國策) 齊策六 『史記』 田敬仲完世家では「女不取媒因自嫁」。

③眞罪

誣人盜直廿、未斷、有有它盜、直百、乃後覺、當并臧以論、且行眞罪、有以誣人論。當貲二甲一盾。(法律答問49)

この法律答問にみえる「眞罪」は、誣告反坐による罪ではなく、本人自身が實際に犯した罪を指す。

④其眞罪重、以匿罪人律論…整理小組は「匿罪人律」とは一六七簡

の規定のことであるとすると。しかし一六七簡が規定する刑罰のうち、最も重いものは黥城旦舂であり、本條文が規定するところよりも「重く」はならない。

【解説】

他人の妻を娶った場合、及び逃亡者を娶ったり、その妻となったりした場合の規定。婚姻を結んだ男女とその仲をとりもった者はいずれも黥城旦舂に當てられる。他人の妻である、あるいは逃亡者であると知らなかった場合については、本條文には言及が見られないが、注①所引の奏讞書に見える律では、實情を知らなかった場合も減刑されないことになっている。「其眞罪重」以下は、「匿罪人律」を適用したほうが科罰が重くなるケースについて規定しているのであるが、注④でも觸れたとおり、結局は黥城旦舂以上の罪は科せられない—現有の史料に依據する限りでの話であるが—ことになる。

逃亡者を娶ることについて、唐律では戸36に「諸娶逃亡婦女爲妻妾、知情者與同罪、至死者減一等。…疏議曰、…其不知情而娶、準律無罪、…」とあり、事實を知らなかった場合は無罪とされている。他人の妻を娶ることについては、まず戸37に「…卽枉法娶人妻妾及女者、以姦論加二等、…」とあり、官吏が法を枉げて、その代償に人の妻妾を我がものとした場合の規定がみえる。また戸38「諸和娶人妻及嫁之者、各徒二年、妾、減二等。…」は、相談のうえで人の妻妾を自己のものとした際の處罰規定である。

《二七〇—二七二》(C 62 A、C、D、B・C 298)

諸舍亡人及罪人亡者、不智(知)其亡、盈五日以上、所舍

罪當黥^①贖耐。完城旦舂以下到耐罪、及亡收、隸臣妾、奴婢及亡盈十二月上。¹⁷⁰
贖耐。¹⁷¹

【譯】

およそ亡人や罪人の逃亡する者を宿泊させた時、逃亡したことを知らないで、宿泊が五日以上に及び、宿泊した者の罪が、黥に當たる：贖耐。罪が完城旦舂以下耐罪までのもの、および亡人・收人・隸臣妾・奴婢、および逃亡十二ヶ月以上を経たときは、贖耐。

【注】

①十二月上：釋文は「十二月上□」として不明字を一字加えるが、圖版を見る限りでは字跡は確認できない。

【解説】

一七〇簡（C六二A・C・B・D）は中間に大きな脱落部分があり、且つ下半は三片に折れたものをつなぎ合わせてある。一七二簡（C二九八）へと續ける當否も含めて、復原・釋讀に心許ないところがあるものの、ここでは整理小組の釋文にほぼ従った。

内容は、逃亡者を宿泊させた場合の處罰についてであろう。逃亡者の罪の輕重によって、宿泊させた者の罪も變化するようである。「知らないで、宿泊が五日以上に及び…」以下の内容ははっきりしないが、「漢律、與罪人交關三日已上、皆應知情。」（『後漢書』孔融傳）にみられるような、一定以上の期間を経れば「知情」として扱う法理に關連するものであろうか。

《一七二》（C 60）

取亡罪人^①爲庸、不智（知）其亡、以舍亡人律論之。所舍取未去、若已去後、智（知）其請（情）而捕告^②、及詞（詞）告^③吏捕得之、皆除其罪、勿贖。

【譯】

亡人や罪人を引き取って使用人としたとき、その者が逃亡したことを知らなければ、舍亡人律によって論斷する。宿泊したり引き取られたりした者がまだ立ち去っていないとき、もしくはすでに立ち去った後でも、その事實を知って捕らえたり告したりした、及び詞告して吏がこれを捕らえたときには、いずれもその罪を免除するが、賞金は與えない。

【注】

①亡罪人…亡人と罪人

諸舍亡人及罪人亡者、…（下略）…（170（亡律））

②庸…使用人

相如身自著懷鼻繩、與庸保雜作、滌器於市中。「師古曰、庸卽謂賃作者。保謂庸之可信任者也。」（『漢書』司馬相如傳）

□□年廿八 欲□爲庸（居延簡 170・8）

□庸任作者移名任作不欲爲庸

□一編敢言之（居延簡 224・19）

□廿四 □固里公士丁積年廿五爲庸自代（居延簡 508・26、508・27）

吞北燧卒居延陽里士伍蘇政年廿八 □復爲庸數逋亡離署不任候望（居延簡 EPT 40：41）

侯聖嗣、坐知人脫亡名數、以爲保、殺人、免。〔師古曰、脫亡名數、謂不亡戶籍也。以此人爲庸保、而又別殺人也。〕〔『漢書』王子侯表上〕

③舍亡人律・整理小組は一七〇・一七一簡を指すものとする。

商君亡至關下、欲舍客舍。客人不知其是商君也、曰、商君之法、舍人無驗者坐之。〔『史記』商君列傳〕

④捕告

相與謀劫人、劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有〔又〕購錢人五萬。所捕告得者多、以人數購之。〔71 (盜律)〕

販賣繪布幅不盈二尺二寸者、沒入之。能捕告者、以畀之。〔下略〕：〔258 (市律)〕

津關謹以傳案出入之。詐僞出馬、馬當復入不復入、皆以馬賈〔價〕訛過平令論、及賞捕告者。〔下略〕：〔510 (津關令)〕

有能捕告、畀其所受臧。〔師古曰、畀、與也、以所受之臧與捕告者也。畀音必寐反。〕〔『漢書』景帝紀〕

或捕告反虜、厥功茂焉。〔『漢書』王莽傳中〕

⑤訶告・一三九簡の注①參照。

訶告罪人、吏捕得之、半購訶者。〔139 (捕律)〕

司空三人以爲庶人。其當刑未報者、勿刑。有〔又〕復告者一人身、毋有所與。訶告吏、吏捕得之、賞如律。〔205 (錢律)〕

【解説】

亡人や罪人を、それとは知らずに使用人とした場合の規定。「舍亡人律」が適用されるというが、具體的な科罰の内容は分からない。事實を知って捕告した場合、あるいは様子を窺ってその疑いを告した

場合は、罪は免除されるものの、賞金は與えられない。

《一七三》(C 57)

■亡律。

【注】

①亡律・

捕亡律者、魏文侯之時、里悝制法經六篇、捕法第四。至後魏、名捕亡律。北齊名捕斷律。後周名追捕律。隋復名捕亡律。然此篇以上、實定刑名。若有逃亡、恐其滋蔓、故須捕繫、以實疏網、故次雜律之下。〔『唐律疏議』卷二八捕亡 篇目疏〕

《一七四》一七五》(C 263・C 262)

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府〔腐〕者、皆收其妻・

子・財・田宅。其子有妻・夫、若爲戶・有爵、及年十

七以上、若爲人妻・而棄・寡者、

皆勿收。坐奸・略妻及傷其妻以收、毋收其妻。

175 174

【譯】

罪人で完城旦・鬼薪以上の者、および奸罪に問われて宮刑とされた者は、いずれもその妻・子女・財産・田宅を沒收する。子女が妻もしくは夫を有する、もしくは戸を形成する、爵を有する、および年齢が十七以上である、もしくは人の妻でありながら離縁されたり寡婦となったりしているときには、いずれも收しない。奸したり、強奪して妻となしたり、自分の妻に傷害を加えたりした罪に問われて、沒收の対象となったときには、その妻は收しない。

【注】

①坐奸府（腐）

強與人奸者、府（腐）以爲宮隸臣。（193（裸律））

李夫人蚤卒、其兄李延年以音幸、號協律。…兄弟皆坐姦、族。

〔史記〕外戚世家）

元鼎元年、季須坐姦自殺。〔史記〕衛將軍驃騎列傳 集解）

其後李延年弟季坐姦亂後宮、廣利降匈奴、家族滅矣。〔漢書〕

外戚傳）

②子…整理小組はこの「子」が女子をも含むことを指摘する。

封守 鄉某爰書。以某縣丞某書、封有鞠者某里士五甲家室、

妻、子、臣妾、衣器、畜產。…（中略）…妻曰某、亡、不會封。

●子大女子某、未有夫。…（下略）…（封診式8～12）

③田宅…

今天下已定、令各歸其縣、復故爵田宅。〔漢書〕高帝紀）

爵と田の關係については、310～313（戶律）、爵と宅の關係に

ついては、314～316（戶律）参照。

④爲戶…獨立した戸を形成すること

…（上略）…不幸死者、令其後先擇田、乃行其餘。它子男欲爲

戶、以爲其□田予之。其已前爲戶而母田宅、田宅不盈、得以

盈。宅不比、不得。（312～313（戶律））

宅之大方卅步。徹侯受百五宅、…（中略）…欲爲戶者、許之。

（314～316（戶律））

女子爲父母後而出嫁者、令夫以妻田宅盈其田宅。宅不比、弗

得。其棄妻、及夫死、妻得復取以爲戶。…（下略）…（384（置後

律））

⑤爵…爵の内譯については、310～316（戶律）参照。

⑥年十七以上…

公士・公士妻及□□行年七十以上、若年不盈十七歲、有罪當

刑者、皆完之。（83（具律））

寡夫・寡婦母子及同居、若有子、子年未盈十四、及寡子年未盈

十八、及夫妻皆瘠（癯）病、及老年七十以上、母異其子、今母

它子、欲令歸戶入養、許之。（343（戶律））

⑦爲人妻

爲人妻者不得爲戶。民欲別爲戶者、皆以八月戶時、非戶時勿

許。（345（戶律））

⑧略妻…人妻を略奪すること

□亡人・略妻・略賣人・強奸・僞寫印者棄市罪一人、購金十

兩。刑城旦舂罪、購金四兩。完城□二兩（137～138（捕律））

肅宗建初元年、安夷縣吏略妻卑涇種羌婦、吏爲其夫所殺。〔後

漢書〕西羌傳）

【解説】

冒頭に「完城旦・鬼薪以上」とあることが示す通り、男性、就中妻

子を持つ者が一定以上の罪を犯した場合の、妻子・財産の沒收にか

んする規定。こうした契機によって「收」された人間が『二年律令』

中に見える「收人」なのである。『其子…皆勿收』は、子女が收の

對象とならない場合を特に規定する。十七歳以上の場合、あるいは

婚姻・爲戸によって一度でも獨立した場合は收されない。『坐奸』

以下は、夫の罪の中味によっては妻が收の對象から外される場合も

あることを規定する。

《一七六—一七七》(C 261・C 260)

夫有罪、妻告之、除于收及論。妻有罪、夫告之、亦除其夫罪。●母夫、及爲人偏妻、爲戶若別居不同數者、有罪完春・白
祭以上、收之、母收其子。內孫母爲夫收。

177 176

【譯】

夫に罪があり、妻がこれを告したときには、没收や論斷の対象から除外する。妻に罪があり、夫が妻を告したときにも、夫の罪を免除する。●夫がいない者、偏妻となつてゐる者で、戸を形成する、もしくは居を別にして同じ戸籍に入っていない者は、完春・白祭以上の罪を犯せば收するが、その子女は收しない。内孫は夫のせいで收されることはない。

【注】

①夫有罪、妻告之

夫有罪、妻先告、不收、妻媵臣妾・衣器當收不當。不當收。(法律答問170)

②偏妻・四二—四三簡注①參照。

毆父偏妻父母、男子同產之妻、泰父母之同產、及夫父母同產、夫之同產、若毆妻之父母、皆贖耐。其妻訶詈之、罰金四兩。(42—43 (賊律))

③別居不同數：「同居・數」の反對語。「居を別にし、數を同じくせず」の謂であらう。ここでの數とは名數、すなわち名籍のこと。

□□爲縣官有爲也、以其故死若傷二句中死、皆爲死事者、令

子男襲其爵。母爵者、其後爲公士。母子男以女、母女以父、母父以母、母母以男同產、母男同產以女同產、母女同產以妻。諸死事當置後、母父母・妻子・同產者、以大父、母大父以大母與同居數者。(369—371 (置後律))

死母子男代戶、令父若母、母父母令寡、母寡令女、母女令孫、母孫令耳孫、母耳孫令大父母、母大父母令同產子代戶。同產子代戶、必同居數。棄妻子不得與後妻子爭後。(379—380 (置後律))

夫同產及子有與同居數者、令母買賣田宅及入贅。其出爲人妻若死、令以次代戶。(386—387 (置後律))

諸祖父母・父母在、而子孫別籍・異財者、徒三年。(別籍・異財不相須、下條準此。)[疏議曰、稱祖父母・父母在、則曾・高在亦同。若子孫別生戶籍、財產不同者、子孫各徒三年。注云、別籍・異財不相須、或籍別財同、或戶同財異者、各徒三年、故云、不相須。下條準此、謂父母喪中別籍・異財、亦同此義。]：『唐律疏義』戶婚6)

④內孫

上造、上造妻以上、及內公孫、外公孫、內公耳孫有罪、其當刑及當爲城旦舂者、耐以爲鬼薪白粲。(82 (具律))

呂宣王內孫、外孫、內耳孫玄孫、諸侯王子、內孫耳孫、徹侯子、內孫有罪、如上造、上造妻以上。(85 (具律))

【解説】

妻が夫の、あるいは夫が妻の罪を告發した場合、配偶者の罪に連座して收されることはない旨、まず規定される。黒丸のあとは、獨身女性、および夫とは戸籍を別にする偏妻について、彼女らが一定以

上の罪を犯してもその子は收されないことが規定される。「内孫」以下は、その登場が唐突で、かつ何故「祖父母のために」ではなく「夫のために」とされるのか、腑に落ちないが、暫く整理小組の句點に従って譯出した。

《二七八》(F146)

有罪當收^①、獄未決^②而以賞^③除罪^④者、收之。

【譯】

罪を犯して沒收に相當するとき、裁判が終結しないうちに代償によって罪を免ぜられた場合、これを沒收する。

【注】

①當收

衡山王賜、淮南王弟、當坐收。有司請逮捕衡山王。《漢書》淮南衡山濟北王傳)

②獄未決

罪人獄已決、自以罪不當欲乞鞠者、許之。(114(具律))

義陽侯衛山：太始四年、坐教人誑告衆列侯當時棄市罪、獄未斷病死。《漢書》景武昭宣元成功臣表)

證不言請(情)、以出入罪人者、死罪、黥爲城旦舂、它各以其所出入罪反罪之。獄未鞠而更言請(情)者、除。…(下略)…

(110(具律))

③賞「償」に通じる。

賊殺傷父母、收殺父母、毆(毆)詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令毋得以爵償、免除及贖。(38(賊律))

犬殺傷人畜產、犬主賞(償)之、它(50(賊律))

□諸詐(詐)增減券書、及爲書故詐(詐)弗副、其以避負債、

若受賞、賜財物、皆坐贓(贓)爲盜。…(下略)…(14(賊律))

一四簡で確認できるように「賞」(褒賞)と「償」(補償・賠償)は區別されることがある。しかしここでは三八、五〇簡

に見えるように「償」の通假で讀む。

④除罪

所告毋得者、若不盡告其與、皆不得除罪。(72(盜律))

【解說】

一旦沒收の對象となつたものは、たとえ裁判が終結しないうちに犯罪者本人の罪が除かれても、やはり沒收する、との規定。だが收の對象となるのは近親と財産であるから、本條文をそのまま理解すると、本人の罪が除かれても近親は沒收されることになってしまい、處分の輕重において大いに矛盾をきたす。一案として、ここで收の對象として想定されているのは財産のみであり、本人の罪が除かれても財産は沒收される、との規定にすぎない、という意見も出た。これに對し、そもそも「收」と「没入(沒收)」は別次元の處置であり、「收」とは沒收に備えて一時的にその身柄や財産を差し押さえることなのではないか、という案も出た。

《二七九》(F147)

當收者、令獄史與官當夫・吏襍封^①之、上其物數縣廷^②、以臨計^③。

【譯】

沒收すべき場合は、獄吏・官當夫・役人に合同で封印させ、その内容と數を縣に上申させて、臨檢する。

【注】

① 襍封：

…(上略)…廷令長吏雜封其廬、與出之、輒上數廷。…(下略)：

(秦律十八種 29～30 倉律)

恒以八月令鄉部當夫、吏、令史相襍、案戶籍、副臧(藏)其廷。有移徙者、輒移戶及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不并封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩、數在所正、典弗告、與同罪。鄉部當夫、吏主及案戶者弗得、罰金各一兩。(328～330 (戶律))官當夫印封、獨別爲府、封府戶、節(卽)有當治爲者、令史、吏主者完封奏(湊)令若丞印、當夫發、卽襍治爲臧(藏)□已、輒復緘閉封臧(藏)、不從律者罰金各四兩。其或爲詐(詐)僞、有增減也、而弗能得、贖耐。官恒先計讎、□籍□不相(？)復者、輟(繫)効論之。民欲先令相分田宅、奴婢、財物、鄉部當夫身聽其令、皆參辦券書之、輒上如戶籍。有爭者、以券書從事、毋券書、勿聽。所分田宅、不爲戶、得有之、至八月書戶、留難先令、弗爲券書、罰金二兩。(332～336 (戶律))

② 上其物數縣廷：

□□□發及鬪殺人而不得、官當夫・士吏・吏部主者、罰金各二兩、尉・尉史各一兩、而斬・捕・得・不得・所殺傷及臧(贓)物數屬所、二千石官、二千石官上丞相・御史。能產捕群盜一人若斬二人、擿(拜)爵一級。其斬一人若爵過大夫及不當擿(拜)爵者、皆購之如律。所捕・斬雖後會□□論、行其購賞。

斬群盜、必有以信之、乃行其賞。(147～149 (捕律))

諸欲告罪人、及有罪先自告而遠其縣廷者、皆得告所在鄉、鄉官謹聽、書其告、上縣道官。廷十吏亦得聽告。(101 (具律))

群盜・盜賊發、告吏、吏匿弗言其縣廷、言之而留盈一日、以其故不得、皆以鞠獄故縱論之。(146 (捕律))

民宅園戶籍、年細籍、田比地籍、田命籍、田租籍、謹副上縣廷、…(下略)…(331 (戶律))

將吏爲吏卒出入者名籍、伍人閱具、上籍、副縣廷。事已、得道出入所。出入盈五日不反(返)、伍人弗言將吏、將吏弗効、皆以越塞令論之。(495 (津關令))

若無符、皆詣縣廷言。(『墨子』號令)不敢乘車入其縣廷。(『史記』游俠列傳 郭解)

③ 臨計：帳簿の檢査に立ち會うこと。

自今以後、審四科辟召、及刺史・二千石察茂才尤異孝廉之吏、務盡實覈、選擇英俊・賢行・廉潔・平端於縣邑、務授試以職。有非其人、臨計過署、不便習官事、書疏不端正、不如詔書、有司奏罪名、竝正舉者。(『續漢書』百官志一注引『漢官儀』)皆令監臨庫(卑)官、而勿令坐官。(103 (具律))諸獄辭書五百里以上、及郡縣官相付受財物當校計者書、皆以郵行。(276 (行書律))

…(上略)…官恒先計讎(333 (戶律))

榮 東利里父老夏聖等教數

回秋賦錢五千 西鄉守有秩志臣佐順臨

陽 □□親具(居延簡 45・1A)

【解説】

沒收にさいしての具體的な手續きを規定する。睡虎地秦簡の封診式「封守」條（8・12）が参考になる。

郷某爰書…以某縣丞某書、封有鞠者某里十五甲家室・妻・子・臣妾・衣器・畜產。●甲室・人、一宇二内、各有戸、内室皆瓦蓋、木大具、門桑十木。●妻曰某、亡、不會封。●子大女子某、未有夫。●子小男子某、高六尺五寸。●臣某、妾小女子某。●牡犬一。●幾訊典某某・甲伍公士某某、甲黨有【它】當封守而某等脫弗占書、且有罪。某等皆言曰、甲封具此、毋它當封者。即以甲封付某等、與里人更守之、侍令。
ここでは縣の指令に基づいて、被告甲の近親・財産の内譯が郷から報告されている。

《二八〇》（F 148）

奴有罪、毋收其妻子爲奴婢者。有告劾、未還、死、收之。
匿收、與盜同法。

【譯】

奴が罪を犯したとき、その妻子の奴婢となっている者は沒收しない。告劾があった際、まだ逮捕されないうちに死んだら、これを收する。收すべき者を匿ったときは、盜と法を同じくする。

【注】

①告劾

治獄者、各以其告劾治之。敢放訊杜雅、求其它罪、及人毋告劾而擅覆治之、皆以鞠獄故不直論。（113（具律））

捕盜賊・罪人、及以告、劾逮捕人、所捕格鬪而殺傷之、及窮之而

自殺也、殺傷者除、其當購賞者、半購賞之。殺傷群盜・命者、及有罪當命未命、能捕群盜・命者、若斬之一人、免以爲庶人。所捕過此數者、贖如律。（152・153（捕律））

□數人共捕罪人而獨自書者、勿購賞。吏主若備盜賊・亡人而捕罪人、及索捕罪人、若有告、劾非亡也、或捕之而、非群盜也、皆勿購賞。捕罪人弗當、以得購賞而移予它人、及詐僞、皆以取購賞者坐臧（贓）爲盜。（154・155（捕律））

②還・「逮」に同じ。

吏坐官當論者、毋還免、徙。（350（效律））

還、戍卒讎得安成里王福字子文敬以還書捕得福盜賊。（居延簡 58・17 + 193・19）

●右劾還遣書（居延簡 49・19）

③匿收・整理小組は收すべき人間を匿うこと、とする。

【解説】

收にかんする様々な規定が列記される。まず奴が罪を犯し、その妻子が沒收されるべき場合も、妻子がすでに奴婢である、つまりは他人の財産となっているなら、沒收の対象とはならない。續いて、告劾をうけたものの逮捕されないうちに犯罪者本人が死亡した場合でも、沒收すべきものは沒收するとされる。最後に收されるべき人間や財産を隱匿した場合は、盜罪が適用される旨が述べられる。

《二八一》（F 143）

■收律

【注】

①收律・

孝文二年、又詔丞相・太尉・御史、法者、治之正、所以禁暴而衛善人也。今犯法者已論、而使無罪之父母妻子同產坐之及收、朕甚弗取。其議。左右丞相周勃・陳平奏言、父母妻子同產相坐及收、所以繫其心、使重犯法也。收之道、所由來久矣。臣之愚計、以爲如其故便。平・勃乃曰、陛下幸加大惠於天下、使有罪不收、無罪不相坐、甚盛德、臣等所不及也。臣等謹奉詔、盡除收律・相坐法。〔漢書〕刑法志

有司皆曰、陛下加大惠、德甚盛、非臣等所及也。請奉詔書、除收律、諸相坐律令。〔史記〕孝文本紀

賊殺傷父母、牧殺父母、歐（毆）詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令毋得以爵償、免除及贖。（38）（賊律）

有罪當耐、其法不名耐者、庶人以上耐爲司寇、司寇耐爲隸臣妾。隸臣妾及收人有耐罪、輒（繫）城旦舂六歲。…（下略）…

（90）（具律）

隸臣妾、收人亡、盈卒歲、輒（繫）城旦舂六歲…（下略）…（165）

（亡律）

【解説】

犯罪者の近親を官奴婢とすること、および犯罪者の財産を沒收すること、はいずれも「收」と稱されていた。このこと自體はかねてより知られていたが、「二年律令」の發見によって、その詳細が知られるようになった。いくつかの【解説】で觸れたとおり、十分に理解できない點も多いが、漢代の家族制度、あるいは刑徒への處遇について知るための、重要な手がかりとなろう。

《二八二》（F144）

越^①邑・里^②・官・市院垣^③、若故壞決道出入^④、及盜啓門戶、皆贖黥。其垣壞高不盈五尺者、除。

【譯】

邑・里・官・市の建物の垣を越える、もしくは故意に壞してそこから出入したとき、および不正に門戸を開いたときは、いずれも贖黥。その垣が壞れていて高さ五尺未満であった場合は、罪を免除する。

【注】

①越・

不由門爲越。〔唐律疏議〕衛禁25注

其輕狡・越城・博戲・借假不廉・淫侈・踰制以爲雜律一篇、又以具律具其加減。〔晉書〕刑法志

…將吏越武庫垣、…并五歲刑也。〔太平御覽〕六四二所引晉律

（律）

②邑里・

臣聞越非有城郭邑里也、…〔漢書〕嚴助傳

③越邑・里・官・市院垣・

越里中之與它里界者、垣爲完不爲。巷相直爲院、字相直者不爲院。（法律答問186）

院、窳。或从自。…〔說文解字〕七篇下

窳、周垣也。从宀與聲。〔說文解字〕七篇下

④道出入・「道」は「よりて」と訓じた。

太尉周勃道太原入、定代地。〔韋昭曰、道猶從。〕〔史記〕高祖

本紀

…(上略)…卒歲而或決壞、過三堵以上、縣葆者補繕之、三堵以下、及雖未盈卒歲而或盜決道出入、令苑輒自補繕之。…(下略)

…(秦律十八種 118~119)

負炭 負炭山中、日爲成炭七斗到車、次一日而負炭道車到官一石、…(下略)…〔算數書〕126~127)

【解説】

官府や民居、市場の周壁を乗り越えて、あるいは破壊して侵した場合、および不法に門を開けて侵入した場合の處罰を規定する。城郭・牆垣を乗り越える罪といえば、『韓非子』外儲說左下の「暮而後門閉、因踰郭而入、(梁)車遂則其足。」が想起されるが、ここでは財産刑で済まされている。こういったものの周壁を乗り越えるのかによつて科罰にも違いがあったのであろう。注①に引いたように、晉律では武庫の垣を乗り越えた場合は五歲刑とされた。唐律では衛禁²⁴が本條文に似る。

諸越州・鎮・戍城及武庫垣、徒一年、縣城、杖九十、(皆謂有門禁者)。越官府廨垣及坊市垣籬者、杖七十。侵壞者、亦如之。(從溝瀆內出入者、與越罪同。越而未過、減一等。餘條未過、準此。)卽州・鎮・關・戍城及武庫等門、應閉忘誤不下鍵、若應開毀管鍵而開者、各杖八十、錯下鍵及不由鑰而開者、杖六十。餘門、各減二等。若擅開閉者、各加越罪二等、卽城主無故開閉者、與越罪同、未得開閉者、各減已開閉一等。(餘條未得開閉準此。)(『唐律疏議』衛禁24)

このほか衛禁1は太廟等の、衛禁3は殿門から京城門までの越垣について規定する。

「越邑里官市院垣」は注①の『晉書』刑法志にいう「越城」に該當すると思われ、それ故に本條文が雜律に收められているのである。本條文に續く雜律の諸條についても同じことがいえる。

《一八三》(F 150)

捕罪人及以縣官事徵召^①人、所徵召・捕越邑・里・官・市院垣、追捕・徵者得隨迹出入^②。

【譯】

罪人を捕らえたり、および公務のことで人を徵召するとき、徵召された者・捕えられた者が邑・里・官・市の建物の垣を越えたなら、追捕したり徵したりする者はそのあとを追って出入してよい。

【注】

①徵召…

今不良之吏、覆案小罪、徵召證案、興不急之事、以妨百姓、…

〔漢書〕元帝紀)

制 詔御史曰年七十受王杖者比六百石入官廷不趨犯罪耐以上毋二尺告劾有敢徵召侵辱(散見簡牘合輯24(武威磨咀子出土王杖十簡))

②得隨迹出入…

□、相國、御史請緣關塞縣道群盜、盜賊及亡人越關・垣離(籬)・格墅・封刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服迹窮追捕。令(494(津關令))

左馮翊・右扶風皆治長安中、犯法者從迹喜過京兆界。(『漢書』趙廣漢傳)

【解説】

前條の例外規定。身柄を拘束さるべき者が垣を越えて逃げた場合は、それを追う者が垣を越えても罪としない。注②に引いた津關令は邊境の役人に對して、群盜・盜賊・亡人が關所や障壁、境界を越えて逃れた場合、そのあとを追うことを許している。

《一八四》(F 156)

吏六百石以上及宦皇帝、而敢字貸、錢財者、免之。

【譯】

吏の六百石以上、および皇帝の近臣であるにもかかわらず、錢財を利子をとって貸す者は、免職とする。

【注】

①吏六百石以上及宦皇帝……

爵五大夫・吏六百石以上及宦皇帝而知名者有罪當盜械者、皆領繫。『文穎曰、言皇帝者、以別仕諸王國也。張晏曰、時諸侯治民、新承六國之後、咸慕鄉邑、或貪逸豫、樂仕諸侯、今特爲京師作優裕法也。如淳曰、知名、謂宦人教習書學、亦可表異者也。……師古曰、諸家之說皆非也。宦皇帝而知名者、謂雖非五大夫爵・六百石吏、而早事惠帝、特爲所知、故亦優之、所以云及耳、非謂凡在京師異於諸王國、亦不必在於宦人教習書學也。左官之律起自武帝、此時未有。禮記曰、宦學事師、謂凡仕宦、非闕寺也。……』(『漢書』惠帝紀)
可謂宦者顯大夫。●宦及智於王、及六百石吏以上、皆爲顯大夫。(法律答問191)

諸侯王所在之宮衛、織履躡夷、以皇帝在所宮法論之。郎中謁者受謁取告、以官皇帝之法予之。事諸侯王或不廉潔平端、以事皇帝之法罪之。(『新書』等齊)

賜不爲吏及宦皇帝者、關內侯以上比二千石、卿比千石、五大夫比八百石、公乘比六百石、公大夫、官大夫比五百石、大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造、公士比佐史。……(下略)……(291) (292 (賜律))

吏官痺(卑)而爵高、以宦皇帝者爵比賜之。(294 (賜律))

……(上略)……諸吏乘車以上及宦皇帝者……(下略)……(237 (傳食律))

從來、『漢書』惠帝紀にみえる「宦皇帝」は①諸侯王ではなく皇帝に仕える者(文穎説)、②皇帝に書・學を教えた宦官(如淳説)、③秩祿は低いが皇帝の知遇を得た者(顏師古説)、などと理解されてきた。二年律令の用例に従って再検討するなら、「宦皇帝」に必ずしも「知名」が附加されない以上、まず③の師古説は成り立ちがたい。②の如淳説は「宦」を「宦官」に限定するのが難點で、この點はすでに顏師古によって批判され、睡虎地秦簡に數多く見える「宦」字の用例も如説を支持しない。また二年律令中では「吏」と「宦皇帝」が重なるところのない集合として並列されており、①の文穎説を採ると、「吏」とは諸侯王に仕える官吏のことになってしまふ。

二年律令によって確實に指摘できるのは、「吏」の身分が秩祿によって示されるのに對して、「宦皇帝」についてはまったく秩祿への言及がなく、おそらくはそうした階層關係の埒外に置かれていたのであろう點である。『新書』等齊

によると、郎中・謁者は「宦皇帝」の範疇に入るらしく、そのような皇帝の近臣で、通常の官僚機構とは別に置かれていた者たちが「宦皇帝」であると考え、譯をつけた。

②字貨…「子貨」に同じ。利子を取って貸し付けること

子貨、金錢千貫、「索隱、案、子謂利息也。…」：（『史記』貨殖列傳）

旁光侯殷、河間獻王子。…元鼎元年、坐貸子錢不占租、取息過律、會赦、免。師古曰、以子錢出貸人、律合收租、匿不占、取息利又多也。占音之贍反。」（『漢書』王子侯表）

【解説】

役人や「宦皇帝」が利息をとることを禁じた規定。條文をそのまま譯すなら、高利貸しが禁じられていたのではなく、利息をとること自体がそもそも禁じられていたように讀める。民と利を争うことを一定以上の地位の官吏に禁じる理念からくるものであろうか。（『漢書』貢禹傳「又欲令近臣自諸曹侍中以上、家亡得私販賣、與民爭利、犯者輒免官削爵、不得仕宦。」）

本條文が雜律に收められるのは、『晉書』刑法志のいう「借假不廉」（一八二簡注①參照）の範疇に入るものと判斷されたためであろう。

《一八五》（F 22）

擅賦斂^①者、罰金四兩、責所賦斂債主。

【譯】

勝手に民の財物をあつめた場合は、罰金四兩とし、あつめたものを取りたてて、元の持ち主にかえす。

【注】

①擅賦斂・勝手に民の財物を集め、官に蓄えること。

斂人財物積藏於官爲擅賦。（『晉書』刑法志）

諸差科賦役違法及不均平、杖六十。若非法而擅賦斂、及以法賦斂而擅加益、贓重入官者、計所擅坐贓論、入私者、以枉法論、至死者加役流。（『唐律疏議』戶婚24）

二月、乙酉朔、晉侯悼公卽位于朝。…禁淫厲、薄賦斂。…（『春秋左氏傳』成公一八年）

【解説】

役人が勝手に民の財物をあつめた場合の科罰規定。罰金が科せられ、財物は元の持ち主に返された。

《一八六》（F 23）

博戲^①相奪錢財、若爲平^②者、奪爵各一級、戍二歲。

【譯】

博戲で互いに錢財を奪い合う、もしくはそれを案分する者は、爵のおおの一級を奪い、戍邊二歲とする。

【注】

①博戲・雙六の遊び

所忠言、世家子弟富人或鬪雞走狗馬、弋獵博戲、亂齊民。乃徵諸犯令、相引數千人、命曰株送徒。入財者得補郎、郎選衰矣。『集解』…如淳曰、株、根帶也。諸坐博戲事決爲徒者、能入錢得補郎也。』（『史記』平準書）

其輕狡・越城・博戲・借假不廉・淫侈・踰制以爲雜律一篇、又以具律具其加減。〔晉書〕刑法志〕

元狩元年、侯拾嗣。九年、元鼎四年、坐入上林謀盜鹿、又搏撿完爲城旦。〔師古曰、搏撿、謂搏擊撿襲人而奪其物也。搏字或作博。一日博、六博也。撿、意錢之屬也、皆謂戲而取人財也。〕

〔漢書〕高惠高后文功臣表 安丘嗣侯拾

諸博戲賭財物者、各杖一百、(舉博爲例、餘戲皆是。)賊重者、各依已分、準盜論。(輸者、亦依已分爲從坐。)其停止主人、及出九、若和合者、各如之。賭飲食者、不坐。〔唐律疏議〕雜律

②爲平

審決獄、平詞訟、〔平、治也。〕〔淮南子〕時則訓〕

【解説】

財物を賭けて六博の戲を行ふことは犯罪とされ、本人と「爲平者」が罰せられた。「爲平者」とは、おそらく賭場を取り仕切った者のことであろうが、確たる典據、類例を見いだすことができない。注①に挙げた唐律の「停止主人(賭場の主人)」「出九(賭場の金貸し)」「和合(賭博に乗じて利を圖る者)」等に類するものか。

《一八七》(F145)

諸有責(債)而敢強質^①者、罰金四兩。

【譯】

およそ債權があつても、敢えて強いて抵當をとる者は、罰金四兩。

【注】

①強質…無理やりに抵當をとる

質、以物相質。〔說文解字〕六篇下)

質、以物質錢。〔段注、若今人之抵押也。〕〔說文解字〕六篇下)

質者、以物質錢、計月而取其利也。〔資治通鑑〕二二三唐紀

胡三省注)

②有責(債)而敢強質者…

百姓有責、勿敢擅強質、擅強質及和受質者、皆貲二甲。廷行事強質人者論、鼠者不論、和受質者、鼠者□論。〔法律答問148〕

『睡虎地』はここにみえる「質」を「人質」の意とする。

【解説】

借金のかたとして無理やりに抵當をとることが禁じられている。

注②に引いた睡虎地秦簡では「和受質」も禁じられており、それに従うなら、無理やりであると合意の上であるとを問わず、抵當をとること自體が違法であつたことになる。『睡虎地』で整理小組は「質」を「人質」と解し、人を抵當に入れることが禁じられていたものとす

《一八八》(C291)

民爲奴妻而有子、界奴主^①。婢奸、若爲它家奴妻、有子、界婢主、皆爲奴婢。

【譯】民が奴の妻になり子が生まれたならば、子は奴の主人にあたえる。婢が姦淫する、もしくはそれが他家の奴の妻になり、子が生まれたならば、子は婢の主人にあたえる。いずれも奴婢とする。

【注】

①主…整理小組は「主」字右下の符號を重文符號とし、「主、主」と釋すが、圖版によるとこの符號は「」である。

【解說】

庶人と奴婢、あるいは奴婢同士が婚姻、ないしは姦淫して子供が生まれた場合、その子がいずれに屬するかを規定する。子供はすべて隸屬身分とされ、奴婢の所有者に屬することになる。奴婢同士の間に生まれた子であれば、婢の所有者のものとなる。こうした姦淫・婚姻自體が禁じられていたのか否かについては言及がない。典籍史料には、

坐尚陽邑公主與婢姦主旁、數醉罵主、免。〔漢書〕景武昭宣元成功臣表 博嗣侯張建

姘、除也。从女并聲。漢律、齊民與妻婢姦曰姘。〔說文解字〕十二篇下

などである。唐律、唐令逸文には左記の諸條がある。

諸與奴娶良人女爲妻者、徒一年半、女家、減一等。離之。其奴自娶者、亦如之。主知情者、杖一百、因而上籍爲婢者、流三千里。〔疏議曰、…其所生男女、依戶令、不知情者、從良、知情者、從賤。〕…〔唐律疏議〕戶婚42

諸良人相姦、所生男女隨父、若姦雜戶官戶、他人部曲妻客女、及

官私婢、竝同類相姦、所生男女、竝隨母、卽雜戶官戶部曲、姦良人者、所生男女、各聽爲良、其部曲及奴、姦主總麻以上親之妻者、若奴姦良人者、所生男女、各合沒官。〔唐令拾遺〕戶令47）本條以降、姦淫や婚姻に關わる法文が配列されている。『晉書』刑法志が語る雜律の内容に「輕狡」が含まれること、唐律において姦淫罪が雜律に規定されていること、に據るものであろう。ただし雜律とされている諸條のうち、一八二～一八七簡はF群、本條以降の姦淫關連規定はC群に屬し、その出土位置を異にする。

《一八九》（C 281）

奴與庶人姦、有子、爲庶人。

【譯】

奴と庶人が姦淫して子が生まれたならば、子は庶人とする。

【解說】

前條には規定されていない、奴が庶人と姦淫した場合の、子供の身分に關する規定。前條の解説を參照。

《一九〇》（C 279）

奴取（娶）主、之母及主妻・子以爲妻、若與姦、棄市、而耐其女子以爲隸妾。其強與姦、除所強。

【譯】

奴が主人、主人の母、および主人の妻・子を娶って妻としたとき、もしくは姦淫したときは、奴は棄市とし、女子を耐して隸妾とする。

強姦のときには、強姦された者の罪を免除する。

【注】

① 奴取（娶）主、之母及主妻・子以爲妻、若與奸…

臣強與主奸、可論。比毆主。一鬪折脊項骨、可論。比折支。（法律答問75）

【解説】

奴が女主人、ないしは主人の母・妻子と婚姻・姦淫した場合の處罰規定。注①に引いたとおり、睡虎地秦簡にも同様の犯罪に對する言及があるが、その處罰は「毆主に比す」とあるのみである。「毆主」について睡虎地・二年律令には科罰規定が見あたらない。ただし奴婢と主人との間に生じた犯罪は、親子間のそれに準えられ、子が親を毆った場合は棄市とされる（35（賊律））。唐律には「其部曲及奴、姦主及主之期親、若期親之妻者絞。婦女減一等、強者、斬。…」疏議曰、「…強者、斬、謂奴等合斬、婦女不坐。…」（雜律26）とあり、本條に似る。

《一九一》（C 278）

同產相與奸、若取（娶）以爲妻、及所取（娶）皆棄市。
其強與奸、除所強。

【譯】

同產であつてお互いに姦淫するもの、またこれを娶つて妻とするもの、及び娶られるものは、いずれも棄市。強姦のときには、強姦された者の罪を免除する。

【註】

① 同產相與奸…

奸 爰書。某里士五甲詣男子乙、女子丙、告曰、乙、丙相與奸、自書見某所、捕校上來詣之。（封診式95）

同母異父相與奸、可論。棄市。（法律答問172）

張晏曰、同父則爲同產、不必同母也。…（漢書）元后傳注

漢制、賜爵自公士已上不得過公乘、故過者得移授也。同產、同母兄弟也。（後漢書）明帝紀注

距怨王、乃上書告齊與同產姦。師古曰、謂其姊妹也。…（漢書）景十三王傳 廣川繆王齊

久之、太子丹與其女弟及同產姊姦。江充告丹淫亂、又使人椎埋

攻剽、爲姦甚衆。武帝遣使者發吏卒捕丹、下魏郡詔獄、治罪至

死。彭祖上書冤訟丹、願從國中勇敢擊匈奴、贖丹罪、上不許。

久之、竟赦出。（漢書）景十三王傳 趙敬肅王彭祖

地節元年、王年嗣、四年、坐與同產妹姦、廢遷房陵、與邑百家。

（漢書）諸侯王表 代王年）

② 取（娶）以爲妻

…（上略）…●鞠、闌送南、取以爲妻、與偕歸臨菑。未出關、得審。…（下略）…（奏讞書）③ 22（23）

…（上略）…解曰、符有名數明所、解以爲母懷人也、取以爲妻、不智前亡、乃疑爲明隸、它如符。…（下略）…（奏讞書）④

29（30）

【解説】

兄弟姉妹同士の姦通、および婚姻について規定する。その刑は棄市で、王ですら廢徙に處せられている（注①所引の『漢書』諸侯王

表)。注①に引いた法律答問によると、異父姉妹であっても棄市とされたらしい。

唐律では雜律25に「姦父祖妾(謂曾經有父祖子者)・伯叔母・姑・姉妹・子孫之婦・兄弟之女者、絞。…」とあり、姉妹と姦通すれば絞とされる。また姉妹との婚姻は同姓婚であるから、「姦」の處罰規定が適用され(戸律33「同姓爲婚」、同様の處罰が與えられることになる。ただし異父姉妹との姦通はこれとは別様に取り扱われた(雜23「諸姦總麻以上親、及總麻以上親之妻、若妻前夫之女、及同母異父姉妹者、徒三年、強者流二千里、折傷者絞。妾減一等。」)。

《二九二》(C27)

諸與人妻和奸^①、及其所與、皆完爲城旦舂^②。其吏也、以強奸^③論之^④。

【譯】

他人の妻と和姦するもの、及びその和姦の相手は、いずれも完城旦舂とする。吏であれば、強姦で論斷する。

【註】

①和奸…「和」は「強」の反義語であり、當事者の兩方が同意する意味を含む。男女の合意の上での姦通。

不和謂之強。(『晉書』刑法志、法律表)

百姓有責、勿敢擅強質、擅強質及和受質者、皆贓二甲。廷行事強質人者論、鼠者不論。和受質者、鼠者□論。(法律答問148) 諸和姦本條無婦女罪名者、與男子同。強者婦女不坐。其媒合姦通、減姦者罪一等。…〔疏義曰、和姦謂彼此和同者。…〕(『唐

律疏議『雜律27』

②諸與人妻和奸、…完爲城旦舂…

●諸與人妻和奸及所與□爲通者、皆完爲城旦舂。其吏也、以強奸論之。其夫居官…(懸泉置簡HDXIT.0112③: 8 粹7)

…(上略)…今杜濤女子甲夫公士丁疾死、喪棺在堂上、未葬、與丁母素夜喪環棺而哭、甲與男子丙偕之棺後內中和奸。明日、素告甲吏、吏捕得甲、疑甲罪。廷尉教正始監弘廷史武等卅人議當之、皆曰、律、死置後之次、妻次父母、妻死歸寧、與父母同法。以律置後之次人事計之、夫異尊于妻、妻事夫及服其喪資、當次父母、如律妻之爲後、次夫父母、夫父母死、未葬、奸喪旁者、當不孝、不孝棄市、不孝之次、當黥爲城旦舂、勢(赦)悍完之當之。妻尊夫當次父母、而甲夫死不悲哀、與男子和奸喪旁、致之不孝、勢(赦)悍之律二章、捕者雖弗案校上、當完爲舂。告杜論甲。(奏讞書)④ 183(188)

坐晝屋、爲男女羸交接。置酒請諸父姉妹飲、令仰視晝。又海陽女弟爲人妻、而使與幸臣姦。又與從弟調等謀殺一家三人、已殺。甘露四年、坐廢、徙房陵、國除。(『漢書』景十三王傳 廣川王海陽)

③強奸…一三七(八簡の注④、および次簡参照。

④其吏也、以強奸論之

遇孝章皇帝巡狩、…有亭長姦部民者。縣言和姦。上意以爲吏姦民、何得言和。(『太平御覽』六三九所引『會稽典錄』)

【解説】

他人の妻と和姦した場合の處罰規定。男女とも同様に罰せられる。168(亡律)には、

取(娶)人妻及亡人以爲妻、及亡人妻、取(娶)及所取(娶)、爲謀(媒)者、智(知)其請(情)、皆黥以爲城旦舂……

とあり、他人の妻を娶った場合は男女とも黥城旦舂とされ、本條よりは一段刑罰が重い。

本條と類似する規定が懸泉置漢簡に見える(注②所引)。不明とされている一文字は『文物』二〇〇〇年第五期では「女」と釋されたが、それでは刑の輕重を失することになるので、採らなかつた。

唐律では雜律22に「諸姦者、徒一年半、有夫者、徒二年……」として處罰規定が見える。

《一九三》(C 276)

強與人奸者、府(腐)以爲宮隸臣③。

【譯】

強奸するものは、腐刑にして宮隸臣とする。

【註】

①強與人奸者、府(腐)以爲宮隸臣……

罪人完城旦舂・鬼薪以上、及坐奸府(腐)者、皆收其妻・子・

財・田宅。174 (收律)

②府(腐)以爲宮隸臣……

有罪當府(腐)者、移內官、內官府(腐)之。(119 (具律))

可謂「贖宮」……(中略)……其有府罪、贖宮。(法律答問113~114)

可謂宮更人。●宮隸有刑、是謂宮更人。(法律答問188)

可謂宮校士、外校士。●皆主王大者毆。(法律答問189)

李延年、中山人、身及父母兄弟皆故倡也。延年坐法腐刑、給事

狗監中。「師古曰、掌天子之狗、於其中供事也。」(『漢書』佞幸傳)

石顯字君房、濟南人。弘恭、沛人也。皆少坐法腐刑、爲中黃門、以選爲中尚書。(『漢書』佞幸傳)

整理小組は「宮隸臣、曾受宮刑之隸臣。」とする。だが右の用例からすると、男性器を切除する刑は「宮刑」ではなく「腐刑」と表現されており、「宮」字にはむしろ皇宮・宮中などで服役するという意味が込められているようである。

【解説】

強姦罪にたいする處罰規定。腐刑にしたうえで「宮隸臣」とするのがその處罰である。「宮隸臣妾」となっていないことからして、當然のことながら、強姦犯として想定されているのは男性のみなのである。唐律は「諸和姦、本條無婦女罪名者、與男子同。強者、婦女不坐。」(雜律27)として、強姦は男性のみが處罰されることを明記する。科罰は和姦に一等が加えられる(「諸姦者……強者、各加一等……」(雜律22))。

《一九四》(C 55)

強略人以爲妻、及助者、斬左止(趾)以爲城旦。

【譯】

人をむりやり略奪して妻とするもの、及びそれを助けるものは、斬左趾城旦とする。

【註】

①強略人以爲妻…

卓悉取藏中珍物。又姦亂公主、妻略宮人、虐刑濫罰、睚眦必死。羣僚內外莫能自固。〔後漢書〕董卓傳

督郵張儉因舉奏覽貪侈奢縱、…破人居室、發掘墳墓。虜奪良人、妻略婦子、及諸罪讐、請誅之。〔後漢書〕宦者列傳 侯覽

【解說】

人を強略して妻とすることへの科罰規定。二年律令には「略妻」の語が見える（一三七、一七五簡）が、こちらは人妻を強略することである。〔略妻〕（あるいは「略人妻」）への科罰は、左の史料によると棄市。

子何代侯。二十三年、何坐略人妻、棄市、國除。〔史記〕陳丞相世家

唐律では賊盜45に「諸略人略賣人爲奴婢者、絞、爲部曲者、流三千里、爲妻妾子孫者、徒三年。…」と規定される。

《二九五》（C56）

復^①兄弟・孝^②父^③柏^④父^⑤之妻・御婢^⑥、皆黥爲城旦舂。復男弟^⑦兄子・孝^⑧父^⑨柏^⑩父子之妻・御婢^⑪、皆完爲城旦舂^⑫。

【譯】

兄弟・季父・伯父の妻や御婢と性的關係を持てば、いずれも黥城旦舂とする。男兄弟の息子・季父・伯父の息子の妻や御婢と性的關係を持てば、いずれも完城旦舂とする。

【註】

①復

文公報鄭子之妃曰陳嬀。〔杜預注、鄭子、文公叔父子儀也。漢律淫季父之妻曰報。〕〔春秋左氏傳〕宣公三年

鄭子、文公叔父子儀也。報、復也、淫親屬之妻曰報。漢律淫季父之妻曰報。〔詩〕邶風雄雉 孔穎達註所引服虔註

上淫曰蒸、下淫曰報、勞淫曰通。〔小爾雅〕廣義

以誅殺爲道德、以蒸報爲仁義。〔李善注、父死、妻其後母、兄弟死、皆取其妻妻之。小雅曰、上淫曰蒸、下淫曰報。〕〔文選〕卷五四 劉孝標「辯命論」

②孝^③父…整理小組は「孝」を「季」の訛とする。
叔之弟曰季父。〔釋名〕釋親屬

③柏^④父…父之兄曰世父、言爲嫡統繼世也。又曰伯父、伯、把也、把持家政也。〔釋名〕釋親屬

④御婢…主人と性關係にある婢
御者、進也。凡衣服加於身、飲食入於口、妃妾接於寢皆曰御。〔獨斷〕卷上

婢御其主而有子、主死、免其婢爲庶人。〔385（置後律）〕子侯頗尚平陽公主。立十九歲、元鼎二年、坐與父御婢姦罪、自殺、國除。〔史記〕樊鄴滕灌列傳 夏侯頗

王聞、即自剄殺。孝先自告反、除其罪。坐與王御婢姦、棄市。〔史記〕淮南衡山列傳

⑤男弟…弟の意。同じ用例は『史記』にみえる。

後子夫男弟步・廣皆冒衛氏。〔史記〕衛將軍驃騎列傳
題言、蜀郡太守姓王、字子雅、南陽西鄂人、女自相謂曰、先君

生我姊妹、無男兄弟。『水經注』卷三一 洧水

⑥春・整理小組は釋さないが、下部の編綴よりもさらに下に「春」字が見える。

【解説】

兄弟やおじの配偶者、および従兄弟や甥の配偶者と姦淫した場合の處罰規定。二年律令における處罰は死刑ではないが、『晉書』刑法志に「重姦伯叔母之令、棄市」とあり、晉代になってからは棄市刑に該當したことが分かる。唐律では、兄弟の妻や兄弟の子の妻と姦淫した場合は流二千里（雜律24「諸姦從祖祖母姑・從祖伯叔母姑・從父姊妹・從母及兄弟妻・兄弟子妻者、流二千里、強姦姦」）、おじの妻との場合は絞（雜律25「諸姦父祖妾・伯叔母・姑・姊妹・子孫之婦・兄弟之女者、絞。」）とされた。

《一九六》(C 88)

■裸律。

【注】

①裸律…裸は雜の異體字。

悝撰次諸國法、著法經。……其輕姦・越城・博戲・借假不廉・淫侈・踰制以爲雜律一篇、……（『晉書』刑法志）

盜律有受所監受財枉法、雜律有假借不廉、令乙有呵人受錢、科有使者驗賂、其事相類、故分爲請賂律。（『晉書』刑法志）

里悝首制經法而有雜法之目、遞相祖習、多歷年所。然至後周更名雜犯律、隋又去犯還爲雜律、諸篇罪名各有條例。此篇拾遺補闕、錯綜成文、班雜不同、故次詐僞之下。（『唐律疏議』雜律

篇目疏

【解説】

『史記』『漢書』に「雜律」の語は見えない。睡虎地秦墓竹簡秦律十八種には「內史雜」と「尉雜」があるものの、それらが雜律に相當するか否かは分からない。雜律に收められた諸簡は『晉書』刑法志に記された雜律の構成要素に従って集められたものらしく、出土位置は必ずしも近接しない。

《一九七》一九八(C 256・C 255)

錢徑十分寸八以上^①、雖缺鑠^②、文章^③頗可智（知）、而非殊折^④及鉛錢^⑤也、皆爲行錢^⑥。金不青赤者、爲行金^⑦。敢擇

不取行錢・金者、罰金四兩^⑧。

【譯】

錢はその直徑が十分の八寸以上であって、かけていたり磨り減っ
ていても、錢文がある程度わかり、われたものもしくは鉛錢でなけ
れば、いづれも行錢である。金は青みや赤みに帯びていなければ、行
金である。選んで行錢・行金を受け取ろうとしなければ、罰金四兩。

【註】

①十分寸八・十分の八寸のこと。

十分寸之一謂之枚。解…十分寸之一者、以一寸爲十分、而一分爲一枚。（林希逸『考工記解』卷上）

司寇、徒隸、飯一斗、肉三斤、酒少半斗、鹽廿分升一。（293）賜

律)

前漢の一尺が二三・二cmであるとすれば、十分寸八は一・八五六cmである。漢初の英錢と呂后の八銖錢の實物を考察してみると、英錢は直径が〇・九cm(二・二cm)であり、呂后の八銖錢は直径二・〇cm前後が多い。したがって、この條文で規定の対象となる銅錢は漢初の英錢であると考えられる。

②鑠…摩耗すること。

鑠…磨也。〔廣雅〕釋詁)

③文章

又壞五銖錢、更鑄小錢、悉取洛陽及長安銅人・鍾虓・飛廉・銅馬之屬、以充鑄焉。故貨賤物貴、穀石數萬。又錢無輪郭文章、不使人用。〔魏志曰、卓鑄小錢、大五分、無文章、肉好無輪郭、不磨鑢。〕〔後漢書〕董卓傳)

④殊折…

殊、死也。从夕朱聲。一日斷也。〔說文解字〕四篇下)

孝武太元十四年六月、建寧郡銅樂縣枯樹斷折、忽然自立相屬。〔晉書〕五行志中)

⑤鉛錢…

孝文五年、爲錢益多而輕、乃更鑄四銖錢、其文爲「半兩」。除盜鑄錢令、使民放鑄。賈誼諫曰、法使天下公得顧租鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪黥。然鑄錢之情、非殺雜爲巧、則不可得贏、而殺之甚微、爲利甚厚。〔漢書〕食貨志下)

⑥行錢…通用が認められた錢。

鄆侯周仲居爲太常、坐不收赤側錢收行錢論。〔師古曰、赤側當廢而不收、乃收見行之錢也。鄆音多。〕〔漢書〕百官公卿表上) 不如舊時行錢法□自政法罰令長吏知之。(居延簡 EPTF 22・

41)

…(上略)…禁吏民毋得鑄作錢及挾不行錢輒行法…(下略)…(居延簡 EPTF 22・39)

⑦錢徑十分寸八以上…皆爲行錢…

漢興…於是爲秦錢重難用〔索隱、顧氏按、古今注云、秦錢半兩、徑一寸二分、重十二銖。〕、更令民鑄錢〔索隱、食貨志云、鑄英錢。按、古今注云、榆英錢重三銖、錢譜云文爲漢興也。〕、一黃金一斤、約法省禁。〔史記〕平準書)

行八銖錢。〔應劭曰、本秦錢、質如周錢、文曰半兩、重如其文、即八銖也。漢以其太重、更鑄英錢、今民間名榆英錢是也。民患其太輕、至此復行八銖錢。〕〔漢書〕高后紀 呂后二年)

行五分錢。〔應劭曰、所謂英錢者。〕〔漢書〕高后紀 呂后六年)

⑧金不青赤者、爲行金。

定鑄錢僞黃金棄市律。〔漢書〕景帝紀 中六年十二月) …金少不如斤兩、色惡、王削縣、侯免國。〔史記〕平準書集解如淳注引〔漢儀注〕)

⑨敢擇不取行錢・金者、罰金四兩…

錢善不善、雜實之。出錢、獻封丞・令、乃發用之。百姓市用錢、美惡雜之、勿敢異。(秦律十八種 64・65)

賈市居列者及官府之吏、毋敢擇行錢・布。擇行錢・布者、列伍長弗告、吏循之不謹、皆有罪。(秦律十八種 68)

【解說】「行錢」「行金」とは流通が公認された錢・黄金のこと。類似のものとして「法錢」という表現も見られる〔漢書〕食貨志下、師古注は

「依法之錢也」とする。本條文はその大きさや品質を規定するもの。注①⑦に示した通り、ここでいう「錢」とは漢初より行われた英錢のことであろう。鉛錢でなく、錢文が讀み取れば、摩滅・缺損していても行錢と認められた。黄金は夾雜物を入れることによって赤み・青みを帯びたものでなければ行金とされた。末尾にいわゆる「撰錢」を禁ずる規定が附加される。當時撰錢が禁じられていたことは注⑨に挙げた睡虎地秦簡から窺うことができ、漢代の撰錢については左記のような史料もある。

文學曰「往古幣衆財通而民樂。其後、稍去舊幣、更行白金龜龍、民多巧新幣。幣數易而民益疑。於是廢天下諸錢、而專命水衡二官作。吏近侵利、或不中式、故有濃厚輕重。農人不習、物類比之、信故疑新。不知姦眞。商賈以美買惡、以半易倍。賈則失實、賣則失理、其疑惑滋益甚。夫鑄僞金錢以有法、而錢之善惡無增損於故。擇錢則物稽滯、而用人尤被其苦。」（『鹽鐵論』錯幣）

《一九九》（C 254）

故毀銷^①行錢以爲銅・它物者、坐臧（贓）爲盜。

【譯】

故意に行錢を壊したり熔かしたりして銅や他物を作った場合は、不正に財物を得たかどで盜とする。

【註】

①銷：

收天下兵、聚之咸陽、銷以爲鍾鐻、金人十二、重各十石、置廷宮中。（『史記』秦始皇本紀）

②故毀銷行錢以爲銅、它物者：

有司曰言、：今半兩錢法重四銖、而姦或盜摩錢裏取鉛、錢益輕、薄而物貴、則遠方用幣煩費不省。」（『史記』平準書）
有司言三銖錢輕、易姦詐、乃更請諸郡國鑄五銖錢、周郭其下、令不可磨取鉛焉。（『史記』平準書）

【解說】

行錢を毀損して銅を取る、ないしは他の銅器を作った場合の處罰規定。こうした犯罪が行われていたことは注②の『史記』平準書も明言し、例えば『宋書』卷七五顏竣傳にも「又剪鑿古錢、以取其銅、錢轉薄小、稍違官式。」などとして見える。唐律では雜律3に「若磨錯成錢令薄小、取銅以求利者、徒一年。」とある。

《二〇〇》（C 253）

爲僞金^①者、黥爲城旦舂。

【譯】

僞金を作れば、黥城旦舂とする。

【註】

①僞金

文學曰：夫鑄僞金錢以有法、錢之善惡無增損於故。擇錢則物稽滯、而用人尤被其苦。」（『鹽鐵論』錯幣）
定鑄錢僞黃金棄市律。「應劭曰、文帝五年、聽民放鑄、律尚未除、先時多作僞金、僞金終不可成、而徒損費、轉相誑耀、窮則起爲盜賊、故定其律也。孟康曰、民先時多作僞金、故其語曰、

金可作、世可度。費損甚多而終不成。民亦稍知其意、犯者希、因此定律也。師古曰、應說是。」〔『漢書』景帝紀 中八年十二月〕

上復興神僊方術之事、而淮南有枕中鴻寶苑秘書。書言神僊使鬼物爲金之術、更生幼而讀誦、以爲奇、獻之、言黃金可成。上令典尚方鑄作事、費甚多、方不驗。上乃下更生吏、吏効更生鑄僞黃金、繫當死。〔『漢書』劉向傳〕

【解説】

黄金を僞造した場合の處罰を規定する。注に引いた史料では死刑に相當する罪とされているが、本條文が規定する刑罰は黥城旦舂である。

《二〇一～二〇二》(C 252・F 139)

盜鑄錢^①及佐^②者棄市。同居不告贖耐。正・典・田典^③・伍人^④不告、罰金四兩。或頗告^⑤、皆相除^⑥。尉^⑦・史^⑧・鄉部^⑨・官
 嗇夫^⑩・士吏^⑪部主^⑫者弗得、罰金四兩。

202 201

【譯】

錢を不正に鑄造する、およびそれを助けた者は、棄市。同居が告さなかったならば、贖耐。正・典・田典・伍人で告さなかった者は、罰金四兩。いくらかを告した者がおれば、いづれも免除する。尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏の所轄・擔當している者が捕まえることができる。できなかったならば、罰金四兩。

【注】

①盜鑄錢…錢を不正に鑄造すること

除盜鑄錢令。〔應劭曰、聽民放鑄也。〕〔『漢書』文帝紀 五年夏四月〕

盜鑄諸金錢罪皆死、而吏民之盜鑄白金者不可勝數。〔『史記』平準書〕

法使天下公得顧租鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪黥。〔『漢書』食貨志下〕

②佐者…

□□〔爰〕書。某里士五甲・乙縛詣男子丙・丁及新錢百一十錢、容二合、告曰內盜鑄此錢、丁佐鑄。甲・乙捕索其室而得此錢・容、來詣之。〔封診式 19～20〕

③正・典…

恒以八月令鄉部嗇夫、吏、令史相櫟案戶籍、副藏〔藏〕其廷。有移徙者、輒移戶及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不并封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩、數在所正・典弗告、與同罪。鄉部嗇夫、吏主及案戶者弗得、罰金各二兩。〔328～330〔戶律〕〕嘗有罪耐以上、不得爲人爵後。諸當擇〔拜〕爵後者、令典若正、伍里人毋下五人任占。〔390〔置後律〕〕

自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信、居處相察、出入相司。有爲盜賊及亡者、輒謁吏、典、田典更挾里門簾〔簾〕、以時開。伏閉門、止行及作田者。其獻酒及乘置乘傳、以節使、救水火、追盜賊、皆得行、不從律、罰金二兩。〔305～306〔戶律〕〕可謂衛敖。衛敖當里典謂毆。〔法律答問 198〕

市陽二月百一十二算算卅五錢三千九百廿正優付西鄉優佐纏吏奉口受正□二百卅八…〔下略〕…〔散見簡牘合輯 806 A〔鳳凰山

十號墓出土簡)

乃部戶曹掾史、與鄉吏・亭長・里正・父老・伍人、雜舉長安中輕薄少年惡子、…〔漢書〕酷吏傳 尹賞

整理小組は「正典、里典。」と注するが、328、330(戸律)では「正典」を「正・典」と並列させ、「正」が里正、「典」が田典と解釋する。390(置後律)では「典もしくは正」として明らかに正と典が並置されている。「里典」「里正」「田典」

「田嗇夫」、あるいは「軍正」「廷尉正」といった官職名を眺めると、それらは「所屬十職名」という構造を持つものと推測できる。それに従うなら「正」「典」も「嗇夫」のごとく複数の部署に共通して見られる職名と解釋するのが妥當であろう。それゆえに本條では句讀を改め、兩者を並列させた。睡虎地秦簡に見られる「里典」について、從來は始皇帝の諱を避けるために「里正」を「里典」に改めたものと理解されてきたが、再考の餘地がある。

④田典

以四月、七月、十月、正月庸田牛。卒歲、以正月大課之、最賜田嗇夫、西東脯、爲旱者除一更、賜牛長旦三句、殿者、諱田嗇夫、罰冗皂者二月。其以牛田、牛減絮、治主者寸十。有里課之、最者、賜田典日句、殿、治州。殿苑律(秦律十八種13、14)

⑤伍人・伍については一四一簡の注⑥参照。

可謂四鄰。四鄰即伍人謂殿。(法律答問99)

…(上略)…●百姓不當老、至老時不用請、敢爲詐僞者、賞二甲、典、老弗告、賞各二甲、伍人、戶一盾、皆受之。●傳律。(秦律雜抄32、33)

是歲、罷大小錢、更行貨布、長二寸五分、廣一寸、直貨錢二十五。貨錢徑一寸、重五銖、枚直一。兩品並行。敢盜鑄錢及偏行布貨、伍人知不發舉、皆沒入爲官奴婢。〔師古曰、伍人、同伍之人、若今伍保者也。〕〔漢書〕王莽傳下

⑥頗告・「頗」およびそれと對になる「偏(徧)」については一、二簡の注⑧、七一簡の注①を参照。

⑦皆相除…

〔罰金四兩罪罰金二兩、罰金三兩罪罰金一兩。令・丞・令史或徧(徧)先自得之、相除。〕〔30、31(告律)〕

⑧尉・尉史・147簡の注②参照

〔發及鬪殺人而不得、官嗇夫・士吏・吏部主者、罰金各二兩、尉・尉史各一兩、…(下略)…〕〔147(捕律)〕

⑨士吏…一〇一簡、及び一四四、一四五簡注①参照。

⑩部主…七四、七五簡の注②参照。

【解説】

錢の盜鑄にかんする處罰規定。盜鑄した者とそれを幫助した者は棄市、それを告發しなかった周邊の者も連座し、同居は贖贖、正・典や同伍の者は罰金四兩とされる。摘發する責任があった役人にも罰金四兩が科せられる。注①および前條の注①に引いた史料に見られる通り、文帝五年になると民間での貨幣鑄造がいったん許されるが、景帝中八年に再び禁止された。本條文の存在は「二年律令」の年代を特定するひとつの目安となっている。漢以降、私鑄は許可された時期もあるが、基本的に禁止され、例えば『周書』武帝紀には「(建德五年春正月)戊申、初令鑄錢者絞、其從者遠配爲民。」という科罰規定がみえる。唐律では雜3に「諸私鑄錢者、流三千里、作具已

備、未鑄者、徒二年。作具未備者、杖一百。」とある。

《二〇三》(C 251)

智(知)人盜鑄錢、爲買銅・炭^①、及爲行其新錢^②、若爲通之^③、與同罪。

【譯】

人が錢を不正に鑄造しているのを知っていて、銅や炭を買ってやったり、及びその新錢を使ったり、若しくは錢を流通させた者は、與同罪。

【注】

①爲買銅・炭…

今農事棄捐而采銅者日蕃、釋其耒耨、冶鑄炊炭、姦錢日多、五穀不爲多。〔漢書〕食貨志下)

欲防民盜鑄、乃禁不得挾銅炭。〔漢書〕王莽傳中)

後將軍朱子元無子、莽聞此兒種宜子、爲買之。〔漢書〕王莽傳上)

「爲買」は「買うことを爲す」と訓讀して譯をつけた。盜鑄に必要な材料を購入してやることであろう。別に「買」は「賣」に通じると見、材料を販賣することとする案も出た。

②行其新錢…この「行錢」は錢を與える、使用すること。

建異母弟定國爲淮陽侯、易王最小子也、其母幸立之、具知建事、行錢使男子茶恬上書告建淫亂、不當爲後。事下廷尉、廷尉治恬受人錢財爲上書、論棄市。建罪不治。〔漢書〕景十三王傳江都王)

③通之…

邦亡來通錢過萬、已復、後來盜而得、可以論之。以通錢。〔法律答問181〕

智人通錢而爲臧、其主已取錢、人後告臧者、臧者論不論。不論論。〔法律答問182〕

甲誣乙通一錢黥城旦罪、問甲同居、典、老當論不當。不當。〔法律答問183〕

『睡虎地』は「通錢」を「疑指行賄。」とするが、それでは意味が通じない。錢を流通させることであろう。通財貨、相美惡、辨貴賤、君子不如賈人。〔荀子〕儒效)

【解說】

盜鑄の事實を知らながら、材料の入手、および私鑄錢の流通に關した場合の處罰を規定する。その處罰はいずれも棄市刑。

《二〇四～二〇五》(C 267・C 266)

捕盜鑄錢及佐者死罪一人^①、予爵一級^②。其欲以除罪人者、許之^③。捕一人、免除死罪一人、若城旦舂・鬼薪白粲二人、隸臣妾・收人^④。

204

司空^⑤三人以爲庶人。其當刑未報者^⑥、勿刑。有(又)復告者一人身^⑦、毋有所與^⑧。詔告吏^⑨、捕得之、賞如律。 205

【譯】

錢を不正に鑄造する者及びそれを助けた者で死罪に相當する者一人を捕らえた場合は、爵一級を與える。それによって罪人を免除しようとする者は、それを許す。一人を捕らえれば、死罪一人、もしくは

は城旦舂・鬼薪白粲二人、隸臣妾・收人・司空三人を免除して庶人とする。肉刑に相當するがまだ判決の裁可を經ていない場合は、肉刑としてはならない。さらに告發者一人を復除し、かわりのないものとする。役人に訶告し、役人が捕まえることができたときは、律の規定通りに賞を與える。

【注】

①捕盜鑄錢及佐者死罪一人…

□亡人・略妻・略賣人・強姦・偽寫印者棄市罪一人、購金十兩。刑城旦舂罪、購金四兩。完城、(137) (捕律)

盜鑄を働いた者はすべて棄市(201) (202簡)のはずだが、ここでは「死罪一人」と附言されている。

②予爵…拜爵、受爵、はあるが、二年律令中で「予爵」はこのみ。

③其欲以免除罪人者…自らの爵を以て他人の罪の免除を願ひ出る。

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之、免以爲庶人。工隸臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。軍爵律 (秦律十八種155) (156)

諸詐(詐)僞自爵、爵免・免人者、皆黥爲城旦舂。吏智(知)而行者、與同罪。(394) (爵律)

④收人…三八簡の注①、および《二年律令》の「收律」諸條參照。

⑤司空…

宗正、…屬官有都司空令丞「如淳曰、律、司空主水及罪人。賈誼曰、輸之司空、編之徒官。」…《漢書》百官公卿表上

「司空」は「縣司空」「軍司空」など、様々な部署に配置され

る職名として史書等に見える。睡虎地秦簡には「司空律」があり、その職掌の一端が窺える。だが整理小組も述べる通り、本條文では司空を刑名としなければ意味が通じない。「司空」刑は二年律令をはじめ、多くの史料で見られるものの、「司空」なる刑名は初見である。「寇」の誤字か。

⑥當刑未報…「報」とは判決を裁可し、囚人に申し渡すこと。

秋七月庚子、詔曰「春秋於春每月書王者、重三正、慎三微也。律十二月立春、不以報囚」注、報猶論也。立春陽氣至、可以施生、故不論囚。月令冬至之後、有順陽助生之文、而無鞠獄斷刑之政。朕咨訪儒雅、稽之典籍、以爲王者生殺、宜順時氣。其定律、無以十一月・十二月報囚。」「後漢書」章帝紀 元和二年

掘窟得盜鼠及餘肉、効鼠掠治、傳爰書、訊鞠論報、并取鼠與肉、具獄磔堂下。《史記》酷吏列傳 張湯

初、延年母從東海來、欲從延年臘、到雒陽、適見報囚。「師古曰、奏報行決也。」「漢書」酷吏傳 嚴延年

鞠(鞠)獄故縱・不直、及診・報辟故弗窮審者、死罪、斬左止(趾)爲城旦、它各以其罪論之。…(下略)…(93) (具律)

以乞鞠及爲人乞鞠者、獄已斷乃聽、且未斷猶聽毆(也)。…(下略)… (法律答問15)

隸臣妾數城旦舂、去亡、已奔、未論而自出、當治五十、備穀日。(法律答問132)

⑦復告者一人身…「告者」が何を指すのかははっきりしない。文頭の「之」を捕らえた「者」のことであろうか。二〇四簡の前にさらに文章があった可能性もある。

⑧母有所與…「與」は「あずかる」の意で、課税の対象から外し、

それに關與させないこと。

其以沛爲朕湯沐邑、復其民、世世無有所與。〔《史記》高祖本紀
『漢書』の同一箇所の師古注「復音方目反、與讀曰予。」〕

⑨ 訶告…一三九簡の注①参照。

【解説】

盜鑄を働いた者を捕・告した場合の、様々な恩賞について規定する。まず爵一級が與えられ、税役も免除される。與えられる爵位と引き替えに、刑の免除を願い出ることも許されており、その刑の程度に應じて何人の罪人を免除できるのかが定められていた。罪人が肉刑に相當する罪を犯した者であっても、まだ判決が確定していなければ、肉刑も免除された。通常の告ではなく、訶告であった場合も、賞金が全額與えられた。（訶告の場合は、通例としては賞金が半額とされる。（一三九簡））

《二〇六～二〇七》（F 138・F 136）

盜鑄錢及佐者、智（知）人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新

錢、若爲通之、而能頗相捕、若先自告、其與、吏捕

頗得之、除捕者罪。

207

206

【譯】

錢を不正に鑄造する、およびそれを助けた者、人が錢を不正に鑄造しているのを知っていて、銅や炭を買ってやつたり、及びその新錢を使ったり、若しくは錢を流通させた者であっても、仲間をいくらか捕まえることができたならば、若しくは先に自首して仲間を告し、役人がいくらかを捕まえることができたならば、捕まえた者の

罪を除く。

【注】

① 其與…

相與謀劫人、劫人、而能頗捕其與、若告吏、吏捕頗得之、除告者罪、有（又）購錢人五萬。…（中略）…所告毋得者、若不盡告其與、皆不得除罪。…（下略）…（71～72）（盜律）

② 捕…整理小組は「捕」の下に「告」字を補うべきだとする。嚴密に言えばその通りだが、「捕者」で捕らえた者と告した者との兩者を指し示しているとも理解できる。

③ 先自告…除捕者罪…先自告については九〇～九二簡注⑩参照。

（劉）孝以爲陳喜雅數與王計謀反、恐其發之、聞律先自告除其罪、又疑太子使白鳳上書發其事、即先自告、告所與謀反者救赫・陳喜等。〔《史記》淮南衡山列傳〕

九〇～九二簡では、自首したならば「減其罪一等」とあり、右の『史記』に見える律文（自首した場合は罪を全免）とは相違する。『史記』の律は、單に自首しただけの場合ではなく、本條文に見えるような、自首したうえで仲間を賣った場合の規定であろう。

【解説】

盜鑄者とそれを幫助した者、および諸々の便宜を圖った者であっても、その仲間を自ら捕らえた場合、あるいは役人に告發することて逮捕に貢獻した場合は、その罪（棄市刑）が免除された。

《二〇八》(F 140)

諸謀盜鑄錢、頗有其器具未鑄者、皆黥以爲城旦舂。智

(知) 爲及買鑄錢具者、與同罪。

【譯】

およそ不正に錢を鑄造しようと謀り、いくらかその器具も備えたがまだ鑄造していなかった場合は、いずれも黥城旦舂。その行爲を知っていた、および錢を鑄造する道具を買った者は、與同罪。

【注】

①智(知) 爲及買鑄錢具…「爲すを知る及び鑄錢の具を買う」と訓讀した。「爲す」とは、本條前半に見える犯罪行爲のことと理解したが、「鑄錢の具を爲る」ことも考え得る。

【解說】

盜鑄を謀って器具を備えたものの、まだ鑄造に及んでいなければ、盜鑄罪から一等減じられて黥城旦舂とされた。そうした準備を行っているのを知っていた場合、あるいは器具の購入に關與した場合は、與同罪。二〇一―二〇二簡の【解說】に挙げた唐律でも、「作具已備、未鑄」や「作具未備」の場合は罪が減じられている。

《二〇九》(F 135)

■錢律。

【注】

①錢律…

除錢律、民得鑄錢。〔史記〕漢興以來將相名臣年表)

《二一〇》(C 53)

有任人。以爲吏、其所任不廉。・不勝任。以免、亦免任者。其非吏及宦也、罰金四兩、戍邊二歲。

【譯】

人を推薦して役人としたところ、その推薦された人間が不廉や不勝任とされて罷免されたならば、推薦した者も罷免する。役人及び皇帝の近臣ではないときは、罰金四兩で、戍邊二歲。

【注】

①任人…人物を保證して推薦すること

秦之法、任人而所任不善者、各以其罪罪之。〔史記〕范雎列傳)

任人爲丞、丞已免、後爲令、今初任者有罪、令當免不當免。(法律答問146)

任法官者爲吏、貲二甲。…(下略)…(秦律雜抄1)

蒼任人爲中候、大爲姦利、上以讓蒼、蒼遂病免。〔張晏曰、所選保任者也。〕〔史記〕張丞相列傳)

②不廉…役人として備えるべき徳に缺けること。收賄などの犯罪を指す。

…(上略)…若弗智、是即不勝任・不智毆。智而弗敢論、是即不廉毆。…(下略)…(語書6-7)

古者大臣有坐不廉而廢者、不謂不廉、曰簞簋不飾。〔漢書〕賈誼傳)

雜律有假借不廉、令乙有呵人受錢、科有使者驗略、其事相類、故分爲請賂律。〔晉書〕刑法志 魏律序略)

③不勝任…推薦に答えられないこと。動物などが「不勝任」という表現もあり、期待された能力に缺けるといふ、一般的な意味にも使われていた。一四四～一四五簡、注④参照。

坐罷軟不勝任者、不謂罷軟、曰下官不職。〔漢書〕賈誼傳) 丈夫爲吏、正坐殘賊免、追思其功效、則復進用矣。一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汙坐臧。慎母然。

〔漢書〕酷吏傳 尹賞)

●候長王彊王霸坐毋辨護不勝任免移名府●一事集封八月丙申掾彊封 (居延簡317・21)

●驀馬五尺八寸以上、不勝任、奔犖不如令、縣司馬賞二甲、令、丞各一甲。…(下略)…(秦律雜抄9～10)

④宦…吏と宦については一八四簡注①参照。

⑤罰金四兩、戍邊二歲…奪爵一級か戍邊二歲という對應關係が二例見える。一方で罰金四兩か戍邊二歲という關係は見あたらない。それ故に「罰金四兩+戍邊二歲」と譯した。

盜賊發、士吏・求盜部者、及令・丞・尉弗覺智(知)、士吏・求盜皆以卒戍邊二歲、令・丞・尉罰金各四兩。…(下略)…(144 (捕律))

【解説】

人を推薦して役人としたものの、その人物が徳・能において不適格であれば、その者本人、および推薦者は罷免された。推薦者が吏・宦でない場合は、罰金と戍邊刑が科せられた。ただし「非吏及宦」は「役人ではない者、および皇帝の側近」とも讀める。本條に見える犯

罪行爲は、いわゆる「選舉不實」の一つである。『漢書』杜業傳には「會司隸奏業爲太常選舉不實、業坐免官、復就國。」とあり、選舉不實の咎で免官されている。唐律では職制2に「諸貢舉非其人及應貢舉而不貢舉者、一人徒一年、二人加一等、罪止徒三年。(非其人、謂德行乖僻、不如舉狀者。若試不及第、減二等。率五分得三分及第者、不坐。)」と規定されている。

《二二一～二二二》(C 73・C 86)

□有事^①縣道官而免斥^②、事已^③、屬所^④吏輒致事^⑤之。其弗

致事、及其人留不自致事

盈廿日、罰金各二兩、有(又)以亡律^⑥論不自致

事者。

212

【譯】

…縣道官に用務をもっていて、免斥されたときは、用務が終了して、所屬の吏が職を解く。彼が職を解かず、および當の本人が留まって職を返上しようとしなかったら、二十日を過ぎた段階で、罰金おのおの二兩、さらに亡律をもって職を離れようとはしない者を加えて論斷する。

【注】

①有事…

發傳□□□□、度其行不能至者□□長官皆不得釋新成。使非有事、及當釋駕新成也、毋得以傳食焉。(229 (傳食律))

…(上略)…相國、御史請關外人宦爲吏繇(徭)使、有事關中不幸死、縣道各(?)屬所官謹視收斂、…(下略)…(500～501 (津

關令)

宦者、都官吏、都官人有事上爲將、令縣貸之、輒移其稟縣、稟縣以減其稟。…(下略)…(秦律十八種44)

②免斥…

斥免斥(居延簡279・9B)

軟弱不任吏取以令斥免(居延簡EPT 68: 12)

第十士吏馮匡斥免缺(居延簡EPT 22: 253)

元朔五年、太子學用劍、自以爲人莫及、…太子遷數惡被於王、王使郎中令斥免、欲以禁後。…(『史記』淮南衡山列傳)

③事已…

九月庚子府告甲渠郭候尉史忠平甬府事已遣之官日時在檢中到課言(居延簡EPT 22: 290)

…(上略)…段器者、其事已及免、官輒收其段、弗亟收者有罪。

…(下略)…(秦律十八種105-106)

④屬所…

□獄屬所二千石(居延簡126・31)

囚律告劾毋輕重、皆關屬所二千石官(居延簡EPT 10: 2A)

□□所部界二千石及從丞史以下主者名丞相御史請其罰盡十二月屬所二千

□請(居延簡EPT 58: 50)

丞不存及病者皆共坐之、如身斷治論及存者之罪。唯調屬所二千石官者、乃勿令坐。(106(具律))

⑤致事…任務を返上すること。

凡受幣之事、喪荒、受其含椁幣玉之事、月終、則以官府之叙、受羣吏之要、贊冢宰受歲會、歲終、則令羣吏致事。『周禮』

天官(小宰)

大夫七十而致事。『鄭玄注、致其所掌之事於君、而告老。』(『禮記』曲禮上)

孔子曰、夏后氏三年之喪、既殯而致事、殷人既葬而致事。『鄭玄注、致事、還其職位於君。』(『禮記』曾子問)

⑥駕(加)…刑を加重すること

害盜別微而盜、駕罪之。●可謂駕罪。●五人盜、臧一錢以上、斬左止、有黥以爲城旦、不盈五人、盜過六百六十錢、黥則以爲城旦、不盈六百六十到二百廿錢、黥爲城旦、不盈二百廿以下到一錢、零之。求盜比此。(法律答問1-2)

【解説】

任務を解かれたならば、所屬部署の役人が任務返上の手續きを執り行う。それが行われないこと、もしくは任務を解かれた人間が居座ること二十日以上となった場合は、罰金二兩とされた。任務を返上しないことは、いわば任務返上の義務から逃れることであり、それゆえに亡律が適用され、罰金二兩に加えて更なる刑が科せられる。唐律では職制6に「諸之官限滿不赴者、一日笞十、十日加一等、罪止徒一年。卽代到不還、減二等。」とあり、任地に赴くのに遅れた場合、および交代する者が到着したにもかかわらず任務を離れなかった場合の科罰規定が見える。

《二三・二五》(C 76・C 77・C 78)

郡守二千石官、縣道官言邊變事急者、及吏遷徙、新爲官、

屬尉、佐以上毋乘馬者、皆得爲

駕傳。縣道官之計、各關屬所二千石官。其受恒秩、氣

稟、及求財用年輸、郡關其守、中關

內史^②。受（授）爵及除人、關於尉。都官自尉、內史以下毋治獄、無輕重關於止^③、郡關其守。

215

【譯】

郡守・二千石官・縣道官が邊境の緊急異變を知らせる場合、および吏が配置換えで移動したり、新しく官に就いたり、所屬の尉・佐以上で乘馬が無かったりした場合には、いずれも駕傳を利用することができる。縣道の官の會計は、おのおの所屬の二千石官に報告する。經常の給與、給食、およびその年の錢財の輸送を請求する時には、郡はその太守に報告し、中央官署では內史に報告する。爵位の授與、叙任は尉に報告する。都官では、尉・內史以下は裁判を擔當しない。裁判案件は輕罪・重罪にかかわらず正に報告し、郡では太守に報告する。

【注】

①邊變事：

□者反及變事者再急爲之□（敦煌簡 D 1879）

肩水候官令史爰得敬老里公乘糞土臣意昧死再拜上言□變事書（居延簡 387・12 + 562・17）

若今時上變事擊鼓矣。（『周禮』夏官太僕注）

數因縣道上言變事、求假軺傳、詣行在所、條對急政。（『漢書』

梅福傳）

上言變事、以爲變事令、以驚事告急、與興律烽燧及科令者、以爲驚事律。（『晉書』刑法志）

②遷徙：

□……祠社所行人□遷徙□（居延簡 EPT 43：176）

賦臧不入身所從來□長吏遷徙物故賣後吏所……甲子赦令前自今以來吏遷□□

故毋得復賣及週士吏候長明告部吏有者必坐如律令（敦煌簡 D 696）

吏及諸有秩受其官屬所監・所治・所行・所將、其與飲食、計償費、勿論、……吏遷徙免罷、受其故官屬所將監治送財物、奪爵爲士伍、免之。（『漢書』景帝紀）

③乘馬：

乘馬服牛粟、過二月弗粟、弗致者、皆止、勿粟、致。粟大田而毋恆籍者、以其致到日粟之、勿深致。田律（秦律十八種 11）以其乘車載女子、可（何）論。費二甲。以乘馬駕私車而乘之、毋論。（法律答問 175）

④駕傳：

律、四馬高足爲置傳、四馬中足爲馳傳、四馬下足爲乘傳、一馬

二馬爲軺傳、急者乘一乘傳。（『漢書』高帝紀如淳注）

在所爲駕一封軺傳、〔如淳曰、律、諸當乘傳及發駕置傳者、皆持尺五寸木傳信、封以御史大夫印章。其乘傳、參封之。參三

也。有期會、疊封兩端、端各兩封、凡四封也。乘置馳傳五封也、兩端各二、中央一也。軺傳兩馬再封之、一馬一封也。……（『漢書』平帝紀）

駕傳馬、一食禾、其願來又一食禾、皆八馬共。其數駕、毋過日

一食。駕縣馬勞、又益壺（壹）禾之。倉律（秦律十八種 47）

黃龍元年四月壬申給事廷史刑壽爲詔獄……（中略）……爲駕一封軺傳。外二百卅七。……（下略）……（縣泉置簡 II DXT 0114 ③：447 A 粹 111）

⑤新爲官、屬尉、佐以上……皆得爲駕傳：

除吏、尉、已除之、乃令視事及遣之、所不當除而敢先見事、及相聽以遣之、以律論之。嗇夫之送見它官者、不得除其故官佐吏以之新官。置吏律（秦律十八種159、160）
丞相、御史及諸二千石官使人、若遣吏、新爲官、及屬尉、佐、上徵若遷徙者、及軍吏縣道有尤急言變事、皆得爲傳食。…（下略）…（232、233（傳食律））

⑥關屬所二千石…「關」は報告すること

囚律告劾毋輕重皆關屬所二千石官（居延簡EPT 10: 2A）

十月晦關書大泉都ム再拜言（敦煌簡D 60）

誓大夫曰、敢不關、鞭五百。「鄭司農云、誓大夫曰敢不關、謂不關於君也。玄謂、大夫自受命以出、則其餘事莫不復請。」

（『周禮』秋官 條狼氏）

十一月、上廢栗太子、竇太后心欲以孝王爲後嗣。大臣及袁盎等有所關說於景帝、…（『史記』梁孝王世家）

⑦受恒秩…

由是出爲襄州總管、妻子不之官、所受秩奉、散給僚吏。（『北史』卷七七裴政）

⑧氣粟…

問死事之寡、其餘廩何如。「尹知章注…：廩、言給其饌、饌、生食、廩、米粟之屬。」（『管子』問）

館有數百生、給其饌廩、其射策通明者、卽除爲吏。（『梁書』卷四八儒林傳）

⑨財用年輸…

掌治灋、以考百官府羣都縣鄙之治、乘其財用之出入。「財、泉穀、用、貨賄也。」（『周禮』天官宰夫）

職內掌邦之賦入、辨其財用之物、而執其總、以貳官府都鄙之財

入之數、以逆邦國之賦用。（『周禮』天官職內）

官相輸者、以書告其出計之年、受者以入計之。八月九月中其有輸、計其輸所遠近、不能逮其輸所之計、□□□□□□移計其

後年、計母相繆。工獻輸官者、皆深以其年計之。金布律（秦律十八種70、71）

⑩內史…

內史、周官、秦因之、掌治京師。景帝二年分置左右內史。右內史武帝太初元年更名京兆尹。（『漢書』百官公卿表上）

⑪獄無輕重關於正…

廷尉、秦官、掌刑辟、有正、左右監、秩皆千石。（『漢書』百官公卿表上）

【解説】

「郡守・駕傳」は駕傳が利用できるケースについて規定する。邊境の緊急事態を通報するとき、役人の異動・新任のさい、屬尉・佐以上であるが乘馬を持っていないときは、駕傳の利用が認められた。

注⑤に挙げた二年律令（傳食律）が規定する、傳食が受けられる條件と類似する。

「縣道官之計」以下は計簿その他の提出先について規定する。縣道からは所屬する「二千石官」に提出するのが大原則だが、計簿の内容によって、あるいは郡の所屬か、それともそれ以外の所屬（中「都官」）かによって、具體的な提出先が異なってくる。給與・給食その他の財用の場合には郡では郡守に、「中」では內史に報告する。爵や官職の授與については尉（郡尉・中尉？）に報告する。裁判記録については郡所屬の縣道は郡守に、都官は正（廷尉正か？）に報告する。睡虎地秦律十八種には、

縣上食者籍及它費大倉、與計偕。都官以計時餼食者籍。倉律

…(上略)…至計而上廩籍內史。…(下略)… (37)

など、縣・都官が上級機關に會計報告をする際の規定が見え、参考になる。

《二一六》(C 92)

官各有辨^①、非其官事勿敢爲、非所聽勿敢聽^②。諸使而傳不名^③取卒・甲兵・禾稼志^④者、勿敢擅予^⑤。

【譯】

官には、各々の分擔があり、該當する官の職務でないことをしてはならない。受理の對象でないものを受理してはならない。およそ使を出して、傳に明記されていないのに、卒・甲兵・禾稼の記録を取ろうとする場合、勝手に渡してはならない。

【注】

①辨…分擔

坐處有度、出入有節、男女有辨。〔孫詒讓注、辨、別同。〕〔墨子〕非命上

人之所以爲人者、何已也。曰、以其有辨也。〔辨、別也。〕〔荀子〕非相

溫故知新。率由舊章。與參國體。稽合同異。皆能分明古今。辨章舊聞。〔《北堂書鈔》卷五六所引《漢官解詁》〕

②聽…受理する

及爲人奴婢者、父母告不孝、勿聽。年七十以上告子不孝、必三

環之。三環之各不同日而尚告、乃聽之。…(下略)… (36 (賊律))

③諸使而傳不名…

律曰諸使而傳不名取卒・甲兵・禾稼簿者皆勿敢擅予 (敦煌簡 D 2325)

④卒・甲兵・禾稼志…

〔移兵簿〕言壽到官日時報都尉府一事一封 (居延簡 58・24) 王于興師、脩我甲兵。〔詩〕秦風无衣

元康三年十月盡四年

九月戌卒簿 (居延簡 5・14)

三月十五日治罷卒簿府 三月十五日罷 (居延簡 EPT 2: 2)

入禾稼、芻粟、輒爲廩籍、上內史。●芻粟各萬石一積、咸陽二

萬一積、其出入、增積及效如禾。倉律 (秦律十八種 28)

〔田中禾稼不〕使吏〔 (居延簡 EPT 65: 276) 〕

⑤勿敢擅予…

堯舜何緣而得擅移天下哉。孝經之語曰、事父孝、故事天明、事天與父同禮也、今父有以重予子、子不敢擅予他人、人心皆然、則王者亦天之子也、〔春秋繁露〕堯舜不擅移湯武不專殺

【解説】

「官各有辨、勿敢聽」は役人が自己の職掌から逸脱し、その範圍外の事務にあたることを禁ずる。唐律の「越司侵職者、杖七十。」(職制 29)に相當する。「諸使」以下は、通行證に明記されていない限り、帳簿類をみだりに使者に渡してはならないことを規定する。使者が携帯した通行證には、派遣の目的についても記載があったのだから。居延・敦煌簡中の通行記録にも、移動の目的が明記されている。

永始五年閏月己巳朔丙子北鄉番夫忠敢言之義成里崔自當自言爲家私市居延謹案自當母官

獄徵事當得取傳謁移肩水金關居延縣索關敢言之…(下略)…(居延簡15・19)

元始元年九月丙辰朔乙丑甲渠守候政移過

所遣萬歲縣長王遷爲縣載壇門亭

塢辟市里毋苛留止如律令 / 掾 (居延簡 EPT 50: 171)

なお「諸使」以下は注③に引いた敦煌簡ときわめて類似する。

《二七》(C 94)

吏及宦皇帝者・中從騎^①、歲予告^②六十日、它内官^③、卅日。

吏官去家二千里以上者^④、二歲壹歸、予告八十日。

【譯】

吏および皇帝の近臣、中從騎は、一年に休暇は六十日與えられる。他の内官は四十日、吏の勤務場所が家から二千里以上の距離にあるものは、二年に一度歸郷し、休暇は八十日與えられる。

【注】

①中從騎：

執金吾屬官府武庫令丞、從騎二百人。持戟五百二十人。輿服導從。光輝滿道。羣僚之中。斯最壯矣。中興以來。但專徵循。不預國政。『北堂書鈔』卷五四所引『漢官儀』

②予告…勤勉さによって與えられる休暇で、病氣特別休暇の「賜告」と區別される。

高祖爲亭長時、常告歸之田。〔集解、李斐曰、休謁之名也。吉

曰告、凶曰寧。孟康曰、古者名吏休假曰告。告又音響。漢律、吏二千石有予告・賜告。予告者、在官有功最、法所當得者也。賜告者、病滿三月當免、天子優賜、復其告、使得帶印紱、將官屬、歸家治疾也。〕〔『史記』高祖本紀〕

今有司以爲予告得歸、賜告不得、是一律兩科、失省刑之意。夫三最予告、令也。病滿三月賜告、詔恩也。令告則得、詔恩則不得、失輕重之差。〔『漢書』馮野王傳〕

③内官…一一九簡注③參照。

漢秩祿令及茂陵書、姬、内官也、秩比二千石、…〔『史記』呂太后本紀集解〕

④吏官去家二千里以上者：

都官除吏官在所及旁縣道。都官在長安・櫟陽・雒陽者、得除吏官在所郡及旁郡。〔218 (置吏律)〕

吏官痺(卑)而爵高、以宦皇帝者爵比賜之。〔294 (賜律)〕

肩水候官竝山縣長公乘司馬成中勞二歲八月十四日能書會計治官民頗知律令武年卅二歲長七尺五寸爰得成漢里家去官六百里(居延簡13・7)

延城甲溝候官第三十隊長上造范尊中勞十月十奈日能書會計治官民頗知律令文年三十二歲長七尺五寸應令居延陽里家去官八十里 屬延城部 (居延簡 EPT 59: 104)

【解説】

官吏に與えられる休暇の日數について規定する。「内官」の一部は四十日で、他はすべて六十日。一年あたりの日數であろう。自宅が官署から遠く離れている場合は二年に一度八十日の休暇が與えられた。晉令では「急假者、一月五急。一年之中、以六十日爲限。千里内

者、疾病申延二十日。及道路解故九十日。」「〔初學記〕二〇所引〕と休暇日數が規定される。唐の假寧令については『唐令拾遺』に集められた諸條を参照のこと。

《二一八》(C 96)

都官除吏官在^①所及旁縣道。都官在長安・櫟陽・雒陽者、得除吏官在所郡及旁郡。

【譯】

都官は吏を官署所轄および隣の縣・道から任用する。都官が長安・櫟陽・雒陽に所在する場合は、吏を官所轄の郡、および隣郡から任用することができる。

【注】

①在所・所轄の

…(上略)…非之官在所縣道界也、…(下略)…(105 (具律))

得乞鞫。乞鞫者各辭在所縣道、縣道官令、長、丞謹聽、書其乞鞫、上獄屬所二千石官、二千石官令都吏覆之。…(下略)…(116 (具律))

恒以八月令鄉部嗇夫、吏、令史相櫟案戶、籍副臧(藏)其廷。有移徙者、輒移戶及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不并封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩、數在所正、典弗告、與同罪。

…(下略)…(328 ~ 329 (戶律))

②櫟陽…

入禾倉、萬石一積而比黎之爲戶。…(中略)…櫟陽二萬石一積、咸陽十萬一積、其出入禾、增積如律令。…(下略)…(秦律十八

種 21 ~ 27)

【解説】

都官がどのような範囲から吏を任用できるのか、規定する。通常は都官が屬する縣・道とその隣縣・道から人材が任用された。長安・櫟陽・洛陽といった、特別な場所にある都官はそれが所在する郡、およびその隣郡から任用できた。なお別案として、「都官は吏を官の在所及び旁縣道に除す」と訓じる意見も出た。ただしこう訓じると、都官がかれらをどのような役職に叙任するのかがはっきりしなくなるので、採らなかった。

《二一九 ~ 二二〇》(C 259・C 258)

縣道官有請^①而當爲律令者、各請屬所二千石官、上相^②國^③・御史^④・案致^⑤・當請^⑥、之^⑦、毋得徑^⑧請^⑨者^⑩。罰金四兩。

220

219

【譯】

縣道の官が申請して律令を制定すべきものがあれば、おのおの所屬の二千石官に申請する。二千石官は相國・御史に申請する。相國・御史は審査のうえ、申請すべきであれば、それをおこなう。飛び越えた申請をしてはならない。飛び越えた申請をした場合は、罰金四兩。

①請…

●丞相上魯御史書、請魯中大夫謁者得私買馬關中、魯御史爲書告津關、它如令。●丞相・御史以聞、制曰可。(521 (津關令))
官先夏至一日以除隨取火授中二千石官在長安雲陽者其民

皆受以日至易故火庚戌履兵不聽事盡

甲寅五日臣請布臣昧死以聞(居延簡5・10)

贊曰、安儲遭譖、張卿有請。(『後漢書』張皓傳)

②案致・審査する

河平元年八月戊辰朔戊子居延都尉誼丞直謂居延甲渠鄣候箕山隰長馮利不在署第

十一隰卒高青不候移書驗問案致言會月十八日書以月十九日食坐到案甲渠候(居延簡EPT 51: 189A)

功曹私仆使民及客子田焚不給公士上事者案致如法(居延簡EPT 58: 38)

魏相字弱翁、濟陰定陶人也。徙平陵、少學易、爲郡卒史。舉賢良、以對策高第、爲茂陵令。頃之、御史大夫桑弘羊客詐稱御史止傳、丞不以時謁、客怒縛丞。相疑其有姦、收捕、案致其罪、論棄客市。(『漢書』魏相傳)

御史大夫吉昧死言丞相上大常昌書言大史丞定言元康五年五月二日千子曰夏至宜寢兵大官抒

井更水火進鳴鶴謁以聞布當用者●臣謹案比原泉御者水衡抒大官御井中二千石令官各抒別火(居延簡10・27)

③徑請…決められた正規の手續きを省略した、とびこえた申請。徑とは正道でない近道。算數書には「徑分」なる問題がある。

子游爲武城宰、子曰女得人焉耳乎、曰有澹臺滅明者、行不由徑、非公事、未嘗至於偃之室也。(『論語』雍也)

賜上聞爵。「張晏曰、得徑上聞也。」(『漢書』樊噲傳)

於是上親政事、群臣得以徑奏封事。(『前漢紀』地節二年) 諸事應奏而不奏、不應奏而奏者、杖八十。應言上而不言上、不

應言上而言上及不由所管而越言上、應行下而不行下及不應行

下而行下者、各杖六十。(『唐律疏議』職制27)

④者…整理小組はこの重文符號を衍字とする。

【解説】

皇帝に法令の制定を請願する場合、それがいかなる経路で上申されるべきか、規定する。まず所屬の二千石に上申され、二千石から丞相・御史に、さらにその審査を経て皇帝に上奏される。こうした段階を踏まず、頭越しに上申した場合は、罰金が科せられる。これはちようど注③に引いた唐律の「越言」に相當しよう。こうして提出された請願が、皇帝の裁可を経て法令となることは、『二年律令』津關令などからも窺うことができる。

《三三》(C 179)

諸侯王得置姫^①八子・孺子・良人^②。

【譯】

諸侯王は、姫として八子・孺子・良人を置くことができる。

【注】

①姫…側室の總稱。

孝文皇帝、高祖中子也、母曰薄姫。「如淳曰、姫音怡、衆妾之總稱。漢官儀曰、姫妾數百、外戚傳亦曰、幸姫戚夫人。臣瓚曰、漢秩祿令及茂陵書姫竝內官也、秩比二千石、位次婕妤下、在八子上。師古曰、姫者、本周之姓、貴於衆國之女、所以婦人美號皆稱姫焉。故左氏傳曰、雖有姫・姜、無棄蕉萃。姜亦大國女

也。後因總謂衆妾爲姬。史記云、高祖居山東時好美姬。是也。若姬是官號、不應云幸姬戚夫人、且外戚傳備列后妃諸官、無姬職也。如云衆妾總稱、則近之。不當音怡、宜依字讀耳。瓚說謬也。」〔《漢書》文帝紀〕

②八子・孺子・良人・數等に分けられた側室の地位の、特定のものを指す。

漢興、因秦之稱號、帝母稱皇太后、祖母稱太皇太后、適稱皇后、妾皆稱夫人。又有美人・良人・八子・七子・長使・少使之號焉。至武帝制使倂・姬娥・倂華、充依、各有爵位、而元帝加昭儀之號、凡十四等云。昭儀位視丞相、爵比諸侯王。使倂視上卿、比列侯。姬娥視中二千石、比關內侯。倂華視真二千石、比大上造。美人視二千石、比少上造。八子視千石、比中更。充依視千石、比左更。七子視八百石、比右庶長。良人視八百石、比左庶長。長使視六百石、比五大夫。少使視四百石、比公乘。五官視三百石。順常視二百石。無涓・共和・娛靈・保林・良使、夜者皆視百石。上家人子、中家人子視有秩斗食云。〔《漢書》外戚傳上〕

〔《史記》秦本紀〕

五十六年秋、昭襄王卒、子孝文王立。尊唐八子爲唐太后、而合其葬於先王。〔集解、徐廣曰、八子者、妾媵之號、姓唐。正義、孝文王之母也。先死、故尊之。晉灼云、除皇后、自昭儀以下、秩至百石、凡十四等。漢書外戚傳云、八子視千石、比中更。〕

〔《史記》秦本紀〕

宮人姬八子有過者、輒令羸立擊鼓、或置樹上、久者三十日乃得衣。〔《漢書》景十三王傳 江都易王劉非〕

齊王夫人死、有七孺子皆近。薛公欲知王所欲立、乃獻七珥、美其一、明日視美珥所在、勸王立爲夫人。〔《戰國策》齊策三〕

臣敞前書言、昌邑哀王歌舞者張修等十人、無子、又非姬、但良人、無官名、王薨當罷歸。〔《漢書》武五子傳 昌邑哀王劉賀〕

【解説】

諸侯王が置き得る諸姫の種類について規定する。皇帝以下の者が、如何なる諸姫を置き得るかについては規定があり、たとえば皇太子の場合には「太子有妃、有良娣、有孺子、凡三等。」とされていた〔《漢書》宣帝紀師古注〕。注①に引いた『漢書』注は、皇帝の諸姫の地位が「秩祿令」に規定されていたことをいい、それを踏まえて本條は置吏律に配置されたのであろう。唐では同様の規定が職員令に收められていたものと思われる。

皇帝妃嬪及太子良娣以下爲内命婦、公主及王妃以下爲外命婦。今内命婦具職員令中。其制大約皆出於漢魏、不復重敘。〔《通典》卷三四 内官〕

條文中の「姫」字については、妃の總稱と解釋して譯した。だが「姫」を「八子」その他と同様のもの、すなわち婕妤の下、八子の上に位置する、特定の號位と見る説もある（注①所引『漢書』文帝紀臣瓚注）。次條では「姫」字がなく、この所説を支持するようにも見える。しかし注②の『漢書』外戚傳をはじめ、「姫」を特定の號位とする史料は少なく、ここでは總稱説を採った。

《二三》(C 195)

徹侯得置孺子・良人。

【譯】

徹侯は孺子・良人を置くことができる。

【解説】

諸侯が置き得る諸姫の種類について規定する。『漢書』王子侯表第三上に、

東城侯遺。趙敬肅王子。六月甲午封。十一年、元鼎元年、爲孺子所殺。〔師古曰、孺子、妾之號也。〕

とあるのが、諸侯のもとに孺子が置かれていた實例として指摘できる。

前條、及び本條は、いずれも正夫人以外の側室について、置き得る號位を述べたものである。さらに諸侯王・徹侯の「置吏」までもが律によって規定されていたことを示唆している。

《二三三》(C196)

諸侯王女母得稱公主。

【譯】

諸侯王の娘は、公主と稱することができない。

【注】

①公主

三月、詔曰、吾立爲天子、帝有天下、十二年于今矣。與天下之豪士賢大夫共定天下、同安輯之。其有功者上致之王、次爲列侯、下乃食邑。而重臣之親、或爲列侯、皆令自置吏、得賦斂、女子公主。〔如淳曰、公羊傳曰、天子嫁女於諸侯、必使諸侯同姓者主之、故謂之公主。百官表、列侯所食曰國、皇后、公主所食曰邑。帝姊妹曰長公主、諸王女曰翁主。師古曰、如說得之。天子不親主婚、故謂之公主。諸王即自主婚、故其女曰翁主。翁

者、父也、言父主其婚也。亦曰王主、言王自主其婚也。高祖答

項羽曰、吾翁即若翁也。揚雄方言云、周・晉・秦・隴謂父曰翁。而臣瓚・王楙或云公者比於上爵、或云主者婦人尊稱、皆失之。〕〔『漢書』高帝紀下〕

以宗室女爲公主、嫁匈奴單于。〔『漢書』惠帝紀〕

齊厲王、其母曰紀太后。太后取其弟紀氏女爲厲王后。王不愛紀氏女。太后欲其家重寵、令其長女紀翁主。〔索隱、按、如淳云、諸王女云翁主。稱其母姓、故謂之紀翁主。〕入王宮、正其後宮、母令得近王、欲令愛紀氏女。王因與其姊翁主姦。〔『史記』齊悼惠王世家〕

【解説】

天子の娘にたいする呼稱「公主」を、諸侯王の娘に使用することを禁じる。注に引いた諸史料に見えたとおり、王の女には「翁主」なる呼稱が用いられた。唐制を擧げておく。

外命婦之制、皇姑封大長公主、皇姊妹封長公主、皇女封公主、皆視正一品。皇太子之女封郡王、視從一品。王之女封縣主、視正二品。〔『大唐六典』司封員外郎〕

《二三四》(C106)

置吏律。

【注】

①置吏律

諸侯王、高帝初置、金璽螭綬、掌治其國。有太傅輔王、內史治國民、中尉掌武職、丞相統衆官、羣卿大夫都官如漢朝。景帝中

五年令諸侯王不得復治國、天子爲置吏、改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官、大夫・謁者・郎諸官長丞皆損其員。〔漢書〕百官公卿表上

【解説】

「置吏律」なる稱謂は秦律十八種にも見える（十八種157～161）。秦律雜抄には「除吏律」なる律名も見える（雜抄153）。十八種の置吏律は、官吏任免の時期、正式な叙任以前の職務従事の禁止、官嗇夫の後任選任法、について規定する。除吏律は不適切な人材を叙任した場合の、任命者と任官した本人の罪について規定する。

《二三五》（C79）

船車有輸・傳送出津關^①、而有傳^②嗇夫・吏^③、與敦長^④・方長^⑤各□□而□□□□發□出□置皆如關^⑥□。

【譯】

船や車で運輸・遞送して津・關を出るとき、嗇夫・吏宛てに遞送があれば、嗇夫・吏は敦長・方長とともに、それぞれ……發……出……置は、いずれも關□の通りにせよ。

【注】

①有輸・傳送出津關・「傳送」はリレー式に移送すること。「津關」については津關令の各條に詳しい。

官相輸者、以書告其出計之年、受者以入計之。八月・九月中其有輸、計其輸所遠近、不能逮其輸所之計、（秦律十八種70 金布律）

於是乃遣淮南王、載以輜車、令縣以次傳。……縣傳淮南王者皆不敢發車封。淮南王乃謂侍者曰：「乃不食死。」至雍、雍令發封、以死聞。……上即令丞相・御史逮考諸縣傳送淮南王不發封鮑侍者、皆棄市。〔史記〕淮南衡山列傳 淮南厲王長

四年……復置津關、用傳出入。〔集解〕應劭曰、文帝十二年、除關、無用傳、至此復置傳、以七國新反、備非常也。〔史記〕孝景本紀

②有傳

……〔上略〕……諸吏乘車以上、及宦皇帝者、歸休若罷官而有傳者、縣舍食人、馬如令。〔237（傳食律）〕

右の用例では「有傳」とは「通行證を持っている」の謂だが、「有傳嗇夫・吏」を「通行證を持っているのは嗇夫・吏は……」と譯すと後が續かず、「通行證を持っているのは嗇夫・吏で……」と譯すのも不自然である。ここでは「嗇夫・吏に傳うるあらば」と訓讀した。

③嗇夫・吏

……〔上略〕……不幸流、或能產拯一人、購金二兩。拯死者、購一兩。不智（知）何人、廁溲而讓之。流者可拯、同食、將吏及津嗇夫・吏弗拯、罰金一兩。拯亡船可用者、購金二兩。不盈七丈以下、丈購五十錢。有識者、予而令自購之。〔430～432（金布律）〕
④敦長・「敦」は「屯」に通じる。秦律雜抄には「敦表律」なる律名が見える。

秦二世元年秋七月、發閭左戍漁陽九百人、（陳）勝・（吳）廣皆爲屯長。〔師古曰、人所聚曰屯、爲其長帥也。〕〔漢書〕陳勝傳）不當稟軍中而稟者、皆貲二甲、法。非吏毆、戍二歲、徒食、敦長、僕射弗告、貲戍一歲、令、士史弗得、貲一甲。……〔下略〕……

(秦律雜抄11~12)

部下有曲、曲有軍候一人、比六百石。曲下有屯、屯長一人、比二百石。(『續漢書』百官志一)

⑤方長・船長。「舳艫」と同じ意味を持つものである(六~八簡、

注⑤参照)。「方」は「舳」に通じるものか。

舳、舳艫也。从舟由聲。漢律、名船方長爲舳艫。一日船尾。

(『說文解字』八篇下)

舳、船也。明堂月令曰、舳人。舳人、習水者。从舟方聲。(『說

文解字』八篇下)

⑥如關・報告(書)の如し。

出入關人畜車馬器物如關、書移官會正月三日毋忽如律令(敦煌

簡D1759)

【解説】

下半に讀めない文字が多く、意味がとりにくい。水運・陸運を利用して物資や人間を移送する際、關所を通過するにあたって輸送隊のリーダー(陸運ならば屯長、水運ならば方長)と胥夫や吏が如何なる手続きを踐み行うべきか、規定したものであろうか。

《二二六》(F25)

諸(?) 行(?) 津關門(?) 東(?) :

【譯】

およそ津關の門の東…を行く…。

【解説】

簡は左右に裂けており、文字の判讀は難しい。整理小組は「東」の下を「□□□」と釋すが、文字は下端までずっと書き込まれているようである。本簡の原簡番號はF二五で、前條はC七九である。兩簡の出土位置はかなり離れており、「津關」の二文字を頼りに並べられたに過ぎない。

《二二七》(C257)

均輸律。

【注】

①均輸律

而孔僅之使天下鑄作器、三年中拜爲大農、列於九卿。而桑弘羊爲大農丞、筭諸會計事、稍稍置均輸以通貨物矣。〔集解、孟康曰、謂諸當所輸於官者、皆令輸其土地所饒、平其所在時價、官更於他處賣之。輸者既便而官有利。漢書百官表大司農屬官有均輸令。〕(『史記』平準書)

孟康曰、均輸、謂諸當所有輸於官者、皆令輸其土地所饒、平其所在時價、官更於他處賣之、輸者既便、而官有利也。(『漢書』百官表上「屬官有太倉・均輸・平準・都内・籍田五令丞」注)

【解説】

「均輸」なる制度は武帝の時に均輸官が置かれたことに始まると考えられてきたが、本簡の發見によって、そうした見方は再檢討を迫られるであろう。ただし「均輸律」に收められた條文は二簡しかなく、しかも殘簡で内容が判然としない。わずかに知りうる内容も、果

たして「均輸」と關係するものなのか、首をひねらざるを得ず、かつ表題簡を含む三簡の出土位置は互いに離れている。《二年律令》中に「均輸律」と呼稱される條文が含まれたことは確かだろうが、どの條文がそれに當たるのか、そもそも具體的な條文が残っていたのかすら、不明である。

《二二八》(F 47 B)

諸乘傳。起長安之□_二陵_一□_二陽_一□_二之_一□

【譯】

およそ乘傳が、長安を出發して□_二陵_一、□_二陽_一、□_二□_一に行くときは、□_二陵_一、□_二陽_一、□_二□_一の…。

【注】

①乘傳…如淳の漢書注には傳車の一つとしての「乘傳」が擧げられているが、ここは單に「傳に乘る」の意と解釋した。
初、田橫歸彭越。項羽已滅、橫懼誅、與賓客亡入海。上恐其久爲亂、遣使者赦橫曰、橫來、大者王、小者侯。不來、且發兵加誅。橫懼、乘傳詣雒陽。「如淳曰、律、四馬高足爲置傳、四馬中足爲馳傳、四馬下足爲乘傳、一馬二馬爲軺傳。急者乘一乘傳。師古曰、傳者、若今之驛、古者以車、謂之傳車、其後又單置馬、謂之驛騎。傳音張戀反。」未至三十里、自殺。上壯其節、爲流涕、發卒二千人、以王禮葬焉。〔漢書〕高帝紀下〕
□_二□_一□_二□_一諸□_二□_一及乘置乘傳者□_二□_一、皆毋得以傳食焉。(231 (傳食律))
丞相、御史及諸二千石官使人、若遣吏、新爲官、及屬尉、佐以

上徵若遷徙者、及軍吏、縣道有尤急言變事、皆得爲傳食。車大夫糲米半斗、參食、從者糲米、皆給草具。車大夫糲四分升一、鹽及從者人各廿二分升一。食馬如律、禾之比乘傳者馬。使者非有事、其縣道界中也、皆毋過再食。(232) 234 (傳食律)
自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信、居處相察、出入相司。有爲盜賊及亡者、輒謁吏、典。田典更挾里門籥(鑰)、以時開伏閉門、止行及作田者。其獻酒及乘置乘傳、以節使、救水火、追盜賊、皆得行、不從律、罰金二兩。(305) 306 (戶律)

【解說】

下部が折れ、詳細は不明。乘傳を利用して長安から各地へ移動する際の規定であろう。

《二二九》《二三〇》(F 43 A, B・F 45)

發傳。□_二□_一□_二□_一、度其行不能至者□_二□_一長、官皆不得釋新成。使非有事、及當釋駕新成也、毋得以傳食焉。229
而以平賈(價)責錢。非當發傳所也、毋敢發傳食焉。爲傳過員、及私使人而敢爲食傳者、皆坐食臧(贓)爲盜。230

【譯】

發傳…、その行程を計って至ることができないものは、…長…官はいずれも調教し終えたばかりの馬を解いてはならない。使者のうち公務がない者や、調教し終えたばかりの馬を解くときには、食料を供給することはできず、評價した價格によって錢を請求する。傳を開封すべき場所でなければ、決して傳を開封して食糧供給をしてはならない。傳を發行し人數を超過したとき、及び私的に人を派遣

して傳にて食料支給を受けた場合、いずれも不正に飲食したかどで盗とする。

【注】

①發傳・通行證をひらいてチェックする。ただし、ここでは「傳」の下の子が見えないため、意味を確定することができない。

發偽書、弗智、貲二甲。令咸陽發偽傳、弗智、即復封傳它縣、它縣亦傳其縣次、到關而得、…(下略)…(法律答問57、58) 孟嘗君至關、關法雞鳴而出客、孟嘗君恐追至、客之居下坐者有能爲雞鳴、而雞齊鳴、遂發傳出。(史記「孟嘗君列傳」)

②皆不得釋新成・整理小組は「釋」を「解く」、「新成」を「調教し終えたばかりの馬」と解釋する。

保此道者不欲盈、夫唯不盈、故能蔽不新成。(『老子』第十五章(王弼本。馬王堆乙本無「新」字。))

③使非有事・

…(上略)…諸使而傳不名取卒・甲兵・禾稼志者、勿敢擅予。

(216(置吏律))

④釋駕・

至亭、亭長以韓徵君當過、方發人牛脩道橋。及見康柴車幅巾、以爲田叟也、使奪其牛。康即釋駕與之。(『後漢書』逸民傳 韓康傳)

⑤得以傳食焉・「傳食」は傳舎で食糧支給をうけること。睡虎地秦律十八種にも「傳食律」がある。

武帝元封五年、初分十三州、刺史假印綬、有常治所。奏事各有常會、擇所部二千石卒史與從、傳食比二千石所傳。(『漢舊儀』)

月食者已致粟而公使有傳食、及告歸盡月不來者、止其後朔食、而以其來日致其食、有秩吏不止。倉。(秦律十八種46)

御史卒人使者、食糒米半斗、醬醢分升一、采藥、給之韭葱。其有爵者、自官士大夫以上、爵食之。使者之從者、食糒米半斗、僕、少半斗。傳食律。(秦律十八種179、180)

⑥以平賈(價) 責錢・「平賈」については八〇簡の注②参照。

⑦爲傳過員・傳舎での食糧支給にかんして、從者の數に定員があつたことは、次の232、237簡を参照のこと。

東茅敬侯劉到。…孝文三年、侯告嗣、十二年、十六年、坐事國人過員、免。[師古曰、嗣爵十三年至孝文十六年而免也。事謂役使之員、數也] (『漢書』高惠高后文功臣表)

甘露四年六月丁丑朔甲辰西鄉有秩□□□

王武案毋官微事當爲傳致□□□…(下略)…(居延簡334・20A)

【解説】

前半には不明な字や簡の斷裂があり、かつ「新成」の意味も確としないため、詳細は不明。公務のない使者には傳食の利用が認められず、それに違反した際には代金の賠償が求められた、という點が読み取れるのみである。「非當發傳所也、毋敢發傳食焉。」は通行證をチェックするところであれば、食糧支給を行わない、との意である。「爲傳過員」以下は、定められた數以上の者に食糧を支給させた場合、および許可なく私的に使者を派遣し、食糧を支給させた場合の處罰規定。

《二三二》(F 41 B)

□□□□□□□□及乘置^①・乘傳者□□、皆毋得以傳食焉。

【譯】

…およそ…および置傳・乘傳に乘るもの…、いずれも傳にて食料を支給してはならない。

【注】

①乘置・乘傳

横懼、乘傳詣雒陽、未至三十里、自殺。「如淳曰、律、四馬高足爲置傳、四馬中足爲馳傳、四馬下足爲乘傳、一馬二馬爲軺傳。急者乘一乘傳。」〔漢書〕高帝紀下)

徵天下通知逸經・古記・天文・曆算・鍾律・小學・史篇・方術・本草及以五經・論語・孝經・爾雅教授者、在所爲駕一封軺傳、遣詣京師。至者數千人。「如淳曰、律、諸當乘傳及發駕置傳者、皆持尺五寸木傳信、封以御史大夫印章。其乘傳參封之。參、三也。有期會累封兩端、端各兩封、凡四封也。乘置馳傳五封也、兩端各一、中央一也。軺傳兩馬再封之、一馬一封也。」〔漢書〕平帝紀)

…(上略)…其獻酒及乘置・乘傳、以節使、救水火、追盜賊、皆得行、不從律、罰金二兩。(306〔戶律〕)

□議、禁民毋得私買馬以出扞(扞)關・鄣關・函谷〔關〕・武關及諸河塞津關。其買騎・輕車馬・吏乘・置傳馬者、縣各以所買名匹數告買所內史・郡守、內史・郡守各以馬所補名爲久馬、爲致告津關、津關謹以籍(籍)・久案閱、出。諸乘私馬入而復以出、若出而當復入者、出、它如律令。御史以聞、請許、

及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在縣官、縣官診及獄訊審死亡、皆津關、制曰可。(506~508〔津關令〕)

【解說】

簡の上半分が失われ、内容は不明。整理小組の釋文は「諸」より書き起すが、その上に四字判讀できない文字がある。

《二三二~二三七》(F 124・F 123・F 106・F 107・F 104・F 103)

丞相・御史及諸二千石官使人若遣吏、新爲官、及屬尉・

佐以上^②徵若遷徙者^③、及軍吏^④・縣道有尤急

言變事^⑤、皆得爲傳食^⑥。車夫^⑦・糒米^⑧・半斗、參食^⑨、從者糲

米^⑩、皆給草具^⑪。車夫^⑫・醬四分升一、鹽及從者人各廿二分

升一^⑬。

食馬如律^⑭、禾之^⑮比乘傳者馬。使者非有事、其縣道界中

也^⑯、皆毋過再食。其有事焉、留過十日者、粟米令自^⑰ 234

炊。以詔使及乘置傳^⑱、不用此律。縣各署食盡日^⑲、前縣以

誰(推)續食^⑳。從者^㉑、二千石毋過十人、千石到六百石毋

過五人、五百石以下到二百石毋過二人、二百石以下一

人。使非吏、食從者^㉒、卿^㉓以上比千石、五夫^㉔以下到官

夫^㉕比五百石

夫^㉖以下比二百石。吏皆以實從者食之。諸吏乘車以上^㉗、及

宦皇帝者^㉘、歸休^㉙若罷官^㉚而有傳^㉛者、縣舍^㉜・食人^㉝・馬如令。

237

236

233

234

235

【譯】

丞相・御史およびおよそ二千石の官が人を使者としたり、もしくは吏を遣わすとき、新たに官に就けるととき、および所屬の尉・佐以上が徴されるもしくは配置換えて異動するとき、軍吏や縣道が緊急事態を報告するときは、いずれも傳にて食料を支給してよい。車大夫は糲米半斗で、三食分とする。從者は糲米で、いずれも粗食を支給する。車大夫は醬は四分の一升。鹽は從者もふくめて一人ごとにおのおの二十二分の一升。馬に飼料を支給するときは律の規定のとおり。これに禾を支給するときは、乘傳の場合の馬に比える。使者は公務がなければ、その縣道の管轄内では、いずれも二食を過ぎてはならない。公務があり、留まることが十日を過ぎれば、米を支給し自炊させる。詔で使用する、および置傳に乗っているときは、この律を適用しない。縣はおのおの何日まで食糧を支給したかを記録し、進んだ先の縣はその記録を参考にして食糧を續ける。從者に食糧を支給するには、二千石は十人を過ぎてはならない。千石から六百石にいたるまでは五人を過ぎてはならない。五百石以下二百石にいたるまでは二人を過ぎてはならない。二百石以下は一人。使者が吏ではないとき、從者に食糧を支給するには、卿以上ならば千石に比え、五大夫以下官大夫にいたるまでは五百石に比え、大夫以下は二百石に比える。吏はみな實際に従う者に食糧を支給する。およそ吏の乘車以上および皇帝の近臣、歸休するもしくは官を罷めるときに通行證を持っているものは、縣舎が人馬に食料を支給すること、令の規定の通り。

【注】

①使人

…(上略)…。非當發傳所也、毋敢發傳食焉。爲傳過員、及私使人而敢爲食傳者、皆坐食臧(贓)爲盜。(230(傳食律))
②新爲官、及屬尉・佐以上…以下、左に引く213(置吏律)に類似する。

郡守二千石官、縣道官言邊變事急者、及吏遷徙、新爲官、屬尉・佐以上毋乘馬者、皆得爲駕傳。縣道官之計、各關屬所二千石官。其受恒秩氣稟、及求財用年輸、郡關其守、中關內史。受(授)爵及除人關於尉。都官自尉、內史以下毋治獄、獄無輕重關於正、郡關其守。(213(置吏律))

③遷徙…二二三簡注②參照。

④車吏…一九簡注①參照。

⑤尤急言變事…「言邊變事」は二二三簡注①參照。「尤」字は二年律令ではここに見えるのみで、「尤」字の有無によって意味がどう変わるかはよくわからない。

…因以饑饉疾疫焦苦、臣主共憂患、其察祿祥候星氣尤急。(「史記」天官書)

⑥傳食…二二九(三〇簡注⑤參照)。

⑦車大夫…整理小組は「車大夫、指上述使人等。」とする。だがそうすると、「車大夫」のなかに「屬尉・佐以上」も含まれることになり、「糲米半斗」という支給量は少なすぎる。注⑧に引いた睡虎地秦簡では「上造以下到官佐、史毋爵者」が糲米一斗を受け取っている。「車大夫」への支給量(糲米半斗、醬四分の一升)は、秦律では「御史卒人使者」へのそれと同じである。「車大夫」とは、從者と同じく、使者に隨行する者である可能性もある。

⑧糲米…「米」は脱穀した穀物。「糲」はその精白の度合いを示す。

稗、穀也。〔段注、糲者、稗米一斛、舂爲九斗也。〕〔《說文解字》七篇上〕

彼疏斯稗、胡不自替。〔毛傳、彼宜食疏、今反食精稗。鄭箋、米之率、糲十、稗九、鑿八、侍御七。〕〔《詩》大雅 召旻〕粟米之法、粟率五十、糲米三十、稗米二十七、鑿米二十四、御米二十一。〔《九章算術》〕

【粟一】石六斗大半斗、舂之爲糲（糲）米一石、糲（糲）米一石爲鑿（鑿）米九斗、九【斗】爲穀（穀）米八斗。稻米一石……〔錯簡〕……爲粟廿斗、舂爲米十斗、十斗粢、穀（穀）米六斗大半斗。麥十斗、爲糲三斗。叔（菽）・荅・麻十五斗爲一石。●粟毀（毀）稗者、以十斗爲石。倉（秦律十八種41・43）程禾 程曰、禾黍一石爲粟十六斗大半斗、舂之爲糲米一石、糲米一石爲鑿米九斗、鑿米「九」斗爲穀米八斗。王（《算數書》88）

右の『九章算術』によると、稗は九分づきで、鑿が八分づきである。ところが睡虎地倉律・算數書程禾は、鑿を九分づき、穀を八分づきとするので、鑿の値が鄭箋・『九章算術』と食い違う。さらに、同じ「算數書」のなかでも、

稗毀 米少半升爲稗十分升之三、九之、十而一、米少半升爲穀米十五分升之四、八之、十而一、米少半升爲麥半升、●三之、二而一。麥少 楊（《算數書》98）

ここでは稗が九分づき、穀が八分づきで、『說文解字』が稗＝穀とする根拠が崩れる。ちなみに、現行大徐本のテキストは、鑿を九分づき、穀を八分づきとするが、段玉裁は一貫して鄭箋・『九章算術』に従っているの、テキストを改めている（『說文解字』七篇上、穀・鑿の段注参照）。

御史卒人使者、食稗米半斗、醬酈分升一、采羹、給之韭葱。其有爵者、自官士大夫以上、爵食之。使者之從者、食糲米半斗、僕、少半斗。傳食律

不更以下到謀人、稗米一斗、醬半升、采羹、芻藁各半石。●宦奄如不更。傳食律

上造以下到官佐、史毋爵者、及卜、史、司御、寺、府、糲米一斗、有采羹、鹽廿二分升二。傳食律（秦律十八種179～182）粟爲米 麻・麥・菽・荅三而當米二。九而當粟十。粟五爲米三。米十爲稗九、爲穀八。〔《算數書》109〕

右の算數書は麻・麥・菽・荅の場合の割合であろうか。少なくとも稗は穀である。

⑨參食…三食分として支給される、と解釋したが、以下に引く睡虎地秦簡は三分の一の意。

城旦之垣及它事而勞與垣等者、旦半夕參、其守署及爲它事者、參食之。其病者、稱議食之令吏主。城旦舂、舂司寇、白粲操土功、參食之、不操土功、以律食之。倉（秦律十八種55～56）
⑩糲米…注⑧も参照のこと。脱穀しただけの、精白しない状態の穀物。

糲、粟重一石、爲十六斗大半斗、舂爲米一斛曰糲。〔段注、粟十六斗大半斗爲米十斗、即九章算術粟米之法、粟率五十、糲米三十也。張晏曰、一斛粟七斗米爲糲、與九章算術率異。〕〔《說文解字》七篇上〕

術曰、以粟率五十、糲米率三十、糲飯率七十五爲衰、而反衰之。〔《九章算術》〕

墨者亦尚堯舜道、言其德行曰、堂高三尺、土階三等、茅茨不翦、采椽不刮。食土簋、啜土刑、糲粱之食、藜藿之羹。〔集解、

張晏曰、一斛粟、七斗米、爲糲。瓚曰、五斗粟、三斗米、爲糲。音刺。韋昭曰、糲、礪也。索隱、服虔云、糲、麤米也。』(『史記』太史公自序)

⑪草具…粗末な食事

因言曰、魏有張祿先生、天下辯士也。曰、秦土之國危於繫卵、得臣則安。然不可以書傳也。臣故載來。秦主弗信、使舍食草具。待命歲餘。『索隱、謂亦舍之、而食以下客之具。然草具謂麤食草菜之饌具。』(『史記』范雎蔡澤列傳)

齊人有馮諼者、貧乏不能自存、使人屬孟嘗君、願寄食門下。孟嘗君曰、客何好。曰、客無好也。曰、客何能。曰、客無能也。孟嘗君笑而受之曰、諾。左右以君賤之也、食以草具。『戰國策』齊策四

⑫醬四分升一／鹽く廿二分升一…注⑧所引睡虎地秦簡參照。秦律では鹽の支給量が二倍になっている。秦律と比較すると、二二三までがひとつの律文、という可能性もありうる。醬はみそ・しおから等の發酵食品。

⑬食馬如律…

□□馬日匹二斗粟、一斗耐(?)。傳馬・使馬・都廐馬日匹耐(?)。一斗半斗。(425(金布律))

⑭禾…この場合「禾」は動詞、かいばを與える、の意。

駕傳馬、一食禾、其顧來有一食禾、皆八馬共。其數駕、毋過日一食。駕縣馬勞、有益壺禾之。倉律(秦律十八種47)

⑮界中

於是立石東海上胸界中、以爲秦東門。『史記』秦始皇本紀
南海民處廬江界中者反、淮南吏卒擊之。『史記』淮南衡山列傳

□相國上南郡守書言、雲夢附賣園一所在胸界中、任徒治園者出人(入)扞(扞)關、故巫爲傳、今不得、…(下略)…(518(津關令))

⑯以詔使及乘置傳

奉璽書使者乘馳傳。『續漢書』輿服志下注引『漢舊儀』

⑰食盡日

子功食足盡月

子文食盡八日

□七斗 子均食盡日餘二斗八升 及□食盡日餘一斗

□□長和食盡八日

……………(敦煌簡D 831)

⑱前縣以誰續食

徵吏民有明當時之務習先聖之術者、縣次續食、令與計偕。『漢書』武帝紀 元光五年八月)

沒校妻子皆爲敦德還出妻計八九十口宜遣吏將護續食(敦煌簡D 116)

禹軍到枸邑、赤眉大衆且至、禹以枸邑不足守、欲引師進就堅城、而衆人多畏賊迫、憚爲後拒。…遂留爲後拒。諸營既引兵、宗方勒厲軍士、堅壘壁、以死當之。禹到前縣、…(『後漢書』張宗傳)

⑲食從者…

詔曰、朕閱勞以官職之事、其務修孝弟以教鄉里。行道舍傳舍、縣次具酒肉、食從者及馬。『漢書』王貢兩龔鮑傳 龔勝傳)

⑳卿…左庶長より大庶長に至るまでの爵を持つ者

自左庶長以上至大庶長、九卿之義也。『續漢書』百官志注引劉劭『爵制』

賜不爲吏及宦皇帝者、關內侯以上比二千石、卿比千石、五大夫比八百石、公乘比六百石、公大夫・官大夫比五百石、大夫比三

百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。母爵者、飯一斗・肉五斤・酒大半斗・醬少半升。(291~292(賜律))

②1吏乘車以上
都官之稗官及馬苑有乘車者、秩各百六十石、有秩母乘車者、各百廿石。(470(秩律))

縣・道傳馬・候・廐有乘車者、秩各百六十石。母乘車者、及倉・庫・少內・校長・學長・發弩・衛(衛)將軍・衛(衛)尉士吏、都市亭尉有秩者及母乘車之鄉部、秩各百廿石。李公主・申徒公主・榮公主・傅公【主】家丞、秩各三百石。(471~472(秩律))

②2宦皇帝・一八四簡注①參照。

②3歸休

沐日歸休、兄弟妻子燕語、終不及朝省政事。(『漢書』孔光傳)及衛將軍張安世、宜賜几杖歸休、時存問召見、以列侯爲天子師。(『漢書』張敞傳)

十五、相國・御史請郎騎家在關外、騎馬節(卽)死、得買馬關中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道、縣道官聽、爲實(致)告居縣、受數而籍書馬職(讖)物・齒・高、上郎中。節(卽)歸休・縣(後)使、郎中爲傳出津關、馬死、死所縣道官診上。其詐(詐)貿易馬及僞診、皆以詐(詐)僞出馬令論。其不得□及馬老病不可用、自言郎中、郎中案視、爲致告關中縣道官、賣更買。●制曰可。(513~515(津關令))

②4罷官

豫罷官歸、居魏縣。(『三國志』滿田牽郭傳注引『魏略』)衛良字叔賢、拜尚書令。病、罷官還家。家無元席、賓客省之者、坐桑下談論、飲水去。(『太平御覽』七〇九所引謝承『後漢書』)

②5有傳

出米一斗二升有傳五月丙午以食金城允吾尉駱建從者一人人再食西(縣泉置簡 0216③: 57 粹八五)

②6縣舍・縣の舍、と解釋したが、用例はみえない。

【解説】

まず丞相・御史の使者以下の旅行者が、驛傳施設で食糧支給を受けられる旨、規定する。その場合、車大夫・從者、さらには馬に對して、どれだけの食糧が支給されたのか、述べられる。また使者は、用務先以外の縣道では、二食を越えて支給を受けることができない。用務先では、滞在が十日以上になる場合は、穀物を受け取って調理は自分で行う。ただし使者のなかでも、詔を受けて使いする者、置傳に乘る者については、この限りではない。縣は何日までの食糧を支給したのかを記録し、次に旅行者が到着した縣では、それから判斷して途切れないように食糧支給を続ける。何人の從者が給食を受け得るのかについては、秩祿や爵位によって違いがあり、「食從者」以下はその點を規定する。從者の數を規定よりも抑え、その分餘計に食糧を受け取ることは認められない。「諸吏」から條文の内容が變わり、吏や皇帝の近臣の場合、あるいは休暇・罷免による歸宅で、通行證を持っている場合は從者等や馬は給食を受け得る、とする。

《二三八》(F 102)

■傳食律。

【注】

①傳食律・睡虎地秦律十八種にも同名の律文がある。二三二・二

三七簡注⑧参照。

【解説】

傳食律とされる簡は表題簡（F一〇二）の周邊から、比較的まとまって出土している。

「傳」は「つたえる」「おくる」が原義で、順次遞送してゆくことを意味する。そこから引伸し、そうした輸送・移動のために設けられた施設、馬車、さらには旅行の通行證も「傳」と呼ばれた。

傳、置驛之舍也。〔漢書〕王莽傳中 師古注）

傳者、若今之驛、古者以車、謂之傳車、其後又單置馬、謂之驛騎。

〔漢書〕高帝紀下、師古注）

傳、所以出關之符也。〔漢書〕酷吏傳 甯成 師古注）

傳、傳也。人所止息而去、後人復來、轉相傳、無常主。〔太平御覽〕作「人」也。〔釋名〕釋宮室）

〔三九〕（C181）

田不可田者、勿行。當受田者欲受、許之。

【譯】

田地のうち耕作に適さないものは、付與してはならない。田地を受ける資格のある者が受けることを希望するならば、これを許可せよ。

【注】

①田不可田

果遣騎來擊田者、吉乃與校尉盡將渠犁田十千五百人往田、匈奴

奴復益遣騎來、漢田卒少不能當、保車師城中。匈奴將即其城下謂吉曰「單于必爭此地、不可田也。」圍城數日乃解。〔漢書〕西域傳下）

②行（行田）：「行」は付與、給付の意。

且法以有功勞行田宅。〔蘇林曰、行音行酒之行、猶付與也。〕、今小吏未嘗從軍者多滿、而有功者顧不得、背公立私、守尉長吏教訓甚不善。〔漢書〕高帝紀下 五年五月詔）

魏文侯時、西門豹爲鄴令、有令名。至文侯曾孫襄王時、與群臣飲酒、王爲群臣祝曰、今吾臣皆如西門豹之爲人臣也。史起進曰、魏氏之行田也以百畝。〔師古曰、賦田之法、一夫百畝也。〕、鄴獨二百畝、是田惡也。於是史起爲鄴令、遂引漳水溉鄴、以富魏之河內。〔漢書〕溝洫志）

徐廣曰、溝洫志行田二百畝、分賦田與一夫二百畝、以田惡、故更歲耕之。〔史記〕河渠書 集解）

關內侯九十五頃、大庶長九十頃、駟車庶長八十八頃、大上造八十六頃、少上造八十四頃、右更八十二頃、中更八十頃、左更七十八頃、右庶長七十六頃、左庶長七十四頃、五大夫廿五頃、公乘廿頃、公大夫九頃、官大夫七頃、大夫五頃、不更四頃、簪裹三頃、上造二頃、公士一頃半頃、公卒、士五（伍）、庶人各一頃、司寇、隱官各五十畝。不幸死者、令其後先擇田、乃行其餘。它子男欲爲戶、以爲其□田予之。其已前爲戶而母田宅、田宅不盈、得以盈。宅不比、不得。〔310〕〔313〕（戶律）

③受田

民受田、上田夫百畝、中田夫二百畝、下田夫三百畝。：農民戶人已受田、其家衆男爲餘夫、亦以口受田如比。士工商家受田、五口乃當農夫一人。此謂平土可以爲法者也。：民年二十受田、

六十歸田。〔漢書〕食貨志上)

莽曰、古者、設廬井八家、一夫一婦田百畝、什一而稅、則國給民富而頌聲作。此唐虞之道、三代所遵行也。…今更名天下田曰『王田』、奴婢曰『私屬』、皆不得賣買。其男口不盈八、而田過一井者、分餘田予九族鄉里鄉黨。故無田、今當受田者、如制度。〔漢書〕王莽傳中)

入頃芻藁、以其受田之數、無墾不墾、頃入芻三石、藁二石。芻自黃麴及曆東以上皆受之程。入芻藁、相輸度、可也。田律(秦律十八種8~9)

【解説】

田地の支給にあたって、耕作に不適な田地は支給してはならないこと、しかし本人が望むならその限りではないこと、を規定する。受田者がそのような希望をだすことなど、想像しにくい、支給可能な土地がごく限られている・新開墾に何らかの特典が與えられている、等、特別な事情や背景がここには明記されていないが、あるのかも知れない。田地の支給に關しては、注②に引いた三一〇~三一三簡を初めとした、戸律の諸規定がその前提になっている。

《二四〇~二四二》(C180・C177)

入頃芻藁^①、頃入芻三石、上郡^②地惡、頃入二石。藁皆二石。令各人其歲所有、毋入陳^③。不從令者罰黃金四兩。收 240
入芻藁、縣各度一歲用、芻藁足其縣用、其餘令頃入五十五錢以當芻藁。芻一石當十五錢、藁一石當五錢。 241

【譯】

一頃ごとの芻藁を納入するときには、一頃ごとに芻三石を納入し、上郡は土地が瘦せているので、一頃ごとに二石を納入する。藁はいずれも二石とする。各々その年の收穫分を納入させ、古いものを納入してはならない。令に従わない者は、罰金黃金四兩。芻藁を取り立てるときには、縣でそれぞれ一年間の必要分を計算し、芻藁がその縣の必要を満たしたならば、残りは一頃ごとに五十五錢を納入させて芻藁の代わりに當てさせる。芻一石は十五錢に相當し、藁一石は五錢に相當する。

【注】

①入頃芻藁…

入頃芻藁、以其受田之數、無墾不墾、頃入芻三石、藁二石。芻自黃麴及曆東以上皆受之程。入芻藁、相輸度、可也。田律(秦律十八種8~9)

卿以上所自田戸田、不租、不出頃芻藁。(317(戸律))

芻、所食之草也。〔漢書〕賈誼傳 師古注)

芁、乾芻也。藁、禾稈也。〔漢書〕趙充國傳 師古注)

②上郡…

上郡、秦置、高帝元年更爲翟國、七月復故。〔漢書〕地理志下)

③陳…

詔曰、…今聞吏稟當受鬻者、或以陳粟〔師古曰、…陳、久舊也。小雅甫田之詩曰、我取其陳。…〕、豈稱養老之意哉。具爲令。〔漢書〕文帝紀)

【解説】

頃ごとに収めるべき芻・稾について規定する。芻三石、稾二石という額は、注①に引いた睡虎地の田律とも共通する。各縣の必要量のみが現物で収められ、残りは収めるべき量を錢に換算し、錢で収めることとされた。芻は一石が十五錢で、三石分だと四十五錢、稾は一石が五錢で、二石分は十錢、芻・稾合計で五十五錢が一頃あたりにつき収められるべき金額となる。

頃芻稾については鳳凰山漢簡にも關連する記事がある。

平里戸、芻廿七石

稿上戸、芻十三石

田芻四石三斗七升

田芻一石六斗六升

凡卅一石三斗七升

凡十四石六斗六升

八斗爲錢

二斗爲錢

六石當稿

一石當稿

定廿四石六斗九升當

定十三石四斗六升給當

田稿二石二斗四升半

田稿八斗三升

芻爲稿十二石 凡十四石二斗八升半

芻爲稿二石

凡二石八斗三升

(散見簡牘合輯808 (江陵鳳凰山一〇號漢墓三號木牘))

右の簡には「戸芻」「田芻」「田稿」が見え、「戸芻」は戸ごとに、「田芻」「田稿」は「頃芻稾」と同じく土地の廣さに應じて徴收されるものである。田芻・田稿の方に端數(斗・升)があることはこうした想定を支持する。「戸芻」については、二年律令でも「十月戸出芻一石」(55 (田律))として見える。鳳凰山簡の記載内容に目を移すと、すこし數字が合わないところもあるが、戸芻と田芻を合計したうえで、一部を錢に換金し、さらに一部を稿に換算して、残りを「定」として示している。稿については、田稿とともに、芻を稿に換

算した額を示しているであろう。「六石當稿」「芻爲稿十二石」「二石當稿」「芻爲稿二石」という關係だとすれば、その換算比率は一・二となり、本條文に見える、換金した場合の比率一・三とは食い違ふ。

《二四二》(C 176)

芻稾節(即)貴於律、以入芻稾時平賈(價)入錢。

【譯】

芻稾がもし律より高價であれば、芻稾を納入する時の評價額によって錢を納入させる。

【注】

①貴於律…240、240簡の規定「芻一石當十五錢、稾一石當五錢」よりも、芻・稾の價格が高騰している場合をいう。

②平賈(價)…評價額。八〇簡の注②參照。

【解説】

前條に見える金額よりも芻・稾の價格が高騰している場合、納入する時点での市場の評價額に従って収めるべき金額を定めよ、との規定。

《二四三》(C 178)

縣・道已貳(貳)田、上其數二千石官、以戸數粟之、毋出五月望。

【譯】縣・道がすでに田地を耕作したならば、その數を二千石官に報告し、戸數を以てこれにつけ加える。五月望日を過ぎてはならない。

【注】

①上其數二千石官

秋冬歲盡、各計縣戶口墾田、錢穀入出、盜賊多少、上其集簿。丞尉以下、歲詣郡、課校其功。〔續漢書〕百官志五注引

『漢官解詁』

稍遷河內太守、坐墾田不實免。

長

〔後漢書〕儒林傳上 牟

②嬰之…「嬰」は加える、めぐらす、の意。

有買及買毆、各嬰其買、小物不能各一錢者、勿嬰。金布。〔秦律十八種69〕

嬰以廉恥、故人矜節行。〔師古曰、嬰、加也。〕〔漢書〕賈誼傳

③母出五月望…

鄉吏常以五月度田、七月舉畜書墾田三畝以上坐〔武威旱灘坡14簡〔文物〕一九九三年第一〇期〕

【解說】

縣・道において耕作されている土地について、その面積・戸數を上級に報告するよう義務づける。注①に引用した通り、墾田の數は毎年の報告が義務づけられており、尹灣漢簡「集簿」でも郡の「□國邑居園田」の數が報告されている。その數字に偽りがあれば注①の牟長のように罰せられた。ただしこうした報告は、注①の『漢官解詁』では歲盡になされたことになっており、本條文にみえる五月で

はない。注③に引いた旱灘坡出土簡が一つの手がかりになるであろう。

《二四四》(C175)

田不可狴(墾)而欲歸、毋受償者、許之。

【譯】

田地が耕作できず返却を希望するときは、補償を受けない場合は、これを許可する。

【注】

①歸…返却する

諸有段(假)於縣道官、事已、段(假)當歸。弗歸、盈二十日、以私自段(假)律論、其段(假)別在它所、有(又)物故毋道歸段(假)者、自言在所縣道官、縣道官以書告段(假)在所縣道官收之。其不自言、盈廿日、亦以私自假律論。其假已前入它官及在縣道官廷(?)。〔78〕79〔盜律〕

②受償…補償を受け取る

有罰、贖、責(償)、當入金、欲以平賈(償)入錢、及當受贖・償而毋金、及當出金、錢縣官而欲以除其罰、贖、責(償)、及爲人除者、皆許之。各以其二千石官治所縣十月金平賈(償)予錢、爲除。〔47〕48〔金布律〕
發卒數萬人作渠田。數歲、河移徙、渠不利、田者不能償種。〔師古曰、言所收之直不足償糧種之費也。〕〔漢書〕溝洫志

【解説】

給付された土地が耕作に適さず、返却を望んだ場合の規定。「受償」でなければ、それは許可される。「償」とは何らかのマイナスに對する補充、埋め合わせであろうが、この場合「受償」が具體的にどのような狀況を言っているのか、はつきりしないところがある。耕作のためにすでにつき込んだ投資、たとえば種籾などについて、官に補償を求めないならば、という解釋が一案である。あるいは開墾困難な土地を給付されるに當たって、豫め補償を受けることがあり、そうした助成を受けていなければ、と見る解釋も出た。

※別譯「…補償を受け取っていないならば、これを許可する」

《二四五》(C 72)

盜侵巷術^①・谷巷・樹巷^②、及狼^③、食之^④、罰金二兩。

【譯】

巷・術・谷巷・樹巷を不正に侵害する、およびここで耕作すれば、罰金二兩。

【注】

①巷術…里の中の道と邑の中の道

巷、里中道也。〔說文解字〕六篇下)

術、邑中道也。〔說文解字〕二篇下)

巷術、周道者、必爲之門、門二人守之、非有信符、勿行、不從令者斬。〔墨子〕旗幟)

□術巷門庭堂□堂庭門巷術野

(居延簡 EPT 43・185)

越里中之與它里界者、垣爲完(院)不爲。巷相直爲院、宇相直

者不爲院。(法律答問 186)

②谷巷・樹巷…整理小組は「谷巷、疑指溪水旁的小路」、「樹巷、樹木間的小路」とする。

③墾食…耕作すること。解説に挙げた唐律にも「墾食」が見える。交州外域記曰、交趾昔未有郡縣之時、土地有雜田、其田從潮水上、民墾食其田、因名爲雜民。〔水經注〕葉榆河)

【解説】

道路を侵害する、あるいはそこで耕作をした場合の處罰規定。龍崗秦簡には「侵食道千卽、及斬人疇企、貲一甲。」(龍崗秦簡二二〇)とあり、秦代においても道路の侵害には罰金刑が科されていた。唐律では雜律 16 が侵街への處罰を規定する。

諸侵巷街・阡陌者、杖七十。若種植墾食者、笞五十。各令復故。雖種植、無所妨廢者、不坐。疏議曰、侵巷街・阡陌、謂公行之所、若許私侵、便有所廢、故杖七十。若種植墾食、謂於巷街阡陌種物及墾食者、笞五十。各令依舊。若巷陌寬閑、雖有種植、無所妨廢者、不坐。〔唐律疏議〕雜律 16)

《二四六》二四八》(F 73・F 72・F 62)

田廣一步、袤二百卅步、爲畛・畝^①、二畛一佰(陌)道^②。

百畝爲頃、十頃一千(阡)道^③、廣二丈。恒以秋七月除千

(阡)佰(陌)之大草。九月大除

道□阪險、十月爲橋^④、脩波(陂)堤、利津梁^⑤。雖非除道

之時而有陷敗不可行、輒爲之。鄉部主邑中道^⑥、田主田

道^⑦。有陷敗不可行者、罰其當夫・吏主者黃金各二兩。□

□□□□及□土、罰金二兩。

【譯】

田地は幅一步、長さ二百四十歩を畝・畝とし、二畝ごとに一陌道とする。百畝を頃とし、十頃ごとに一阡道とし、道は幅二丈。常に秋七月に阡陌の大草を刈り取る。九月には道□や傾斜地を整備し、十月には橋を架け、陂堤を修築し、渡し場を整備する。道路整備の時期でなくとも陥没して通行不可能であれば、そのたびごとに整備する。郷部嗇夫は邑中の道路を擔當し、田嗇夫は田地の道路を擔當する。道路が陥没して通行不可能ならば、その嗇夫と擔當官吏を罰すること、いずれも黃金二兩。…及…土…ならば、罰金二兩。

【注】

①田廣一步、袤二百卅歩

袤、衣帶以上、从衣矛聲、一曰南北曰袤、東西曰廣。〔說文解字〕八篇上

袤、長也。〔廣雅〕釋詁

②畝・畝

千耦其耘。徂隰徂畝。〔鄭箋、隰謂新發田也、畝謂舊田有徑路者。〕〔詩〕周頌 載芟

…〔上略〕…孫子曰「可。範・中行是制田、以八十歩爲畝、以百六十歩爲畝、而伍稅之。…〔下略〕…〔銀雀山漢墓竹簡 孫子兵法〕

障、畝也〔經典釋文、畝、田閒道〕。〔爾雅〕釋言

田畝千畝〔王逸注。畝、田上道也〕。〔楚辭〕大招

畝は、鄭玄の解釋では、ある一定の面積を有する耕地のことになるが、一方で耕地と耕地の間の道との説もある。ここでは鄭玄説を採る。

御史曰、古者、制田百歩爲畝、民井田而耕、什而籍一。……制田二百四十歩而一畝、率三十而稅一。〔鹽鐵論〕未通

秦孝公以二百四十歩爲畝、五十畝爲畦。〔慧琳〕一切經音義 卷七七所引〔風俗通〕

諸田廣一步。長二百四十歩爲畝。畝百爲頃。〔夏侯建〕算經 所引佃令

張家山漢簡「算數書」方田條も、一畝＝一步×二四〇歩であることを示す。

③佰〔陌〕・千〔阡〕

并諸小鄉聚、集爲大縣、縣一令、四十二縣。爲田開阡陌。〔索隱。風俗通曰、南北曰阡、東西曰陌。河東以東西爲阡、南北爲陌。〕〔史記〕秦本紀

④除道□阪險〔險〕、十月爲橋

於是郡國各除道、繕治宮館名山神祠所、以望幸矣。〔漢書〕郊祀志上

王布農事、命田舍東郊、皆修封疆、審端徑術、善相丘陵阪險原

隰〔高誘注。相視也、阪險傾危也、廣平曰原、下濕曰隰〕、土地所宜、五穀所殖、以教道民、必躬親之。〔呂氏春秋〕孟春紀

丘陵阪險不生五穀者、以樹竹木、春伐枯槁、夏取果蓏、秋畜疏食、冬伐薪蒸、以爲民資。〔淮南子〕主術訓

故夏令曰、九月除道、十月成梁。〔國語〕周語中

…〔上略〕…補繕邑□、除道橋、穿波〔陂〕池、治溝渠、甿奴苑。自公大夫以下、勿以爲繇〔徭〕。市垣道橋、命市人不敬者爲之。縣警春秋射各旬五日、以當繇〔徭〕。…〔下略〕…〔413〕414〔徭律〕

⑤脩波(陂)堤、利津梁

周視原野。修利隄防。道達溝瀆。開通道路。毋有障塞。〔禮記〕月令 季春)

●脩理隄防。

●謂脩【築】隄防、利其水道也、從正月盡夏。

〔敦煌懸泉月令詔條〕第29行)

⑥鄉部主邑中道…鄉部は、5 (賊律)・201 (錢律) などに見える。

恒以八月令鄉部嗇夫、吏、令史相襍案戶、籍副臧(藏)其廷。有移徙者、輒移戶及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不并封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩、數在所正、典弗告、與同罪。鄉部嗇夫、吏主及案戶者弗得、罰金各一兩。(328) 330 (戶律)民宅園戶籍、年細籍、田比地籍、田命籍、田租籍、謹副上縣廷、皆以篋若匣置盛、緘閉、以令若丞、官嗇夫印封、獨別爲府、封府戶、節(即)有當治爲者、令史、吏主者完封奏(湊)令若丞印、嗇夫發、即襍治爲臧(藏)□已、輒復緘閉封臧(藏)、不從律者罰金各四兩。其或爲詐(詐)僞、有增減也、而弗能得贖耐。官恒先計讎、□籍□不相(?)復者、較(繫)劾論之。民欲先令相分田宅、奴婢、財物、鄉部嗇夫身聽其令、皆參辨券書之、輒上如戶籍。有爭者、以券書從事、毋券書、勿聽。所分田宅、不爲戶、得有之、至八月書戶、留難先令、弗爲券書、罰金一兩。(331) 336 (戶律)

ここでの「鄉部」は後文に「其嗇夫」とあるので「鄉部嗇夫」の省略と解釋する。

⑦田主田道…整理小組は「上」田字、官名。此處應指田典」とする。しかし後文に「其嗇夫」とあるので田嗇夫のことであると解釋した。

盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正、典、田典、伍人不

告、罰金四兩。或頗告、皆相除。尉、尉史、鄉部、官嗇夫、士吏、部主者弗得、罰金四兩。(201) 202 (錢律)

自五大夫以下、比地爲伍、以辨□爲信、居處相察、出入相司。有爲盜賊及亡者、輒謁吏、典、田典更挾里門籥(鑰)、以時開。伏閉門、止行及作田者。其獻酒及乘置乘傳、以節使、救水火、追盜賊、皆得行、不從律、罰金三兩。(305) 306 (戶律)代戶、買賣田宅、鄉部、田嗇夫、吏留弗爲定籍、盈一日、罰金各二兩。(322) (戶律)

【解說】

本條文は青川秦墓出土木牘の、いわゆる「爲田律」と同じ内容を持つ。

二年十一月己酉朔朔日、王命丞相戊・內史區氏臂、更修爲田律、田廣一步、袤八則、爲畛、畝二畛・一百道、百畝爲頃・一千道、道廣三步、封高四尺、大稱其高掎、高尺、下厚二尺、以秋八月修封掎正疆畔、及發千百之大草、九月大除道及阪險、十月爲橋、修波隄利津梁、鮮草離、非除道之時、而有陷敗不可行、輒爲之(散見簡牘合輯 604 A (四川青川縣50號秦墓木牘))

某二年(秦武王二年とされる)に發せられた王命の形態を残す「爲田律」に對し、本條文は規定として必要な部分のみに絞られ、具體的な處罰も記されている。他にも「田廣一步袤八則爲畛…」↓「田廣一步袤二百卅步爲畛…」↓「百畝爲頃一千道」↓「百畝爲頃十頃一千道」↓「道廣三步」↓「道廣二丈」↓「封高四尺大稱其高掎高尺下厚二尺」↓省略、「以秋八月修封掎正疆畔及發千百之大草」↓「以秋七月除千百之大草」など、兩者の間には相違點が見られる。本條文の出現は、「爲

田律」に見える「則」が量詞で、「一則二三〇步」であることが確かめられるなど、従来の解釋・研究に影響を及ぼすであろう。だが依然として解釋に悩む點も多い。たとえば冒頭の部分、本譯注は「畛」を耕地面積の單位と解釋し、「一步×二四〇步の耕地を「畛」または「畝」とする」と讀んだ。一方、畛を田中の小道と理解し、「一步×二四〇步の耕地ごとに「畛」をつくり、一畝につき二本の畛と一本の陌道がある。」と讀む別案も出た。

《二四九》(F81)

禁諸民吏徒隸。春夏毋敢伐材木山林。及進壅隄水泉。燔草爲灰。取產鰓(鰓)卵殼(殼)。毋殺其繩重者。毋毒魚。(田律)

【譯】

もろもろの民吏・徒隸に禁ずる。春夏には材木を山林から伐採したり、および川や泉を堰き止めたり、草を焼いて灰としたり、生まれつきの幼獸・卵・幼鳥を採取したりしてはならない。身籠もったものを殺してはならない。毒を用いて漁をしてはならない。

【注】

①禁諸民吏徒隸…「吏民」という表現が一般的であり、「民吏」はあまりない。

書到自今以來獨令縣官鑄作錢令應法度禁吏民得鑄作錢及挾不行錢輒行法諸販賣發冢衣物于都市輒收沒入縣官四時言犯者名狀●謹案部吏母犯者敢言之(居延簡 EPPF 22・39)

二月戊寅張掖太守福庫丞承熹兼行承事敢告張掖農都尉護田校尉府卒人謂縣律曰臧官物非

錢者以十月平賈計案戊田卒受官袍衣物食利貴賈賈予貧困民吏不禁止浸益多又不以時驗問(居延簡 4・1)

方今邊郡守禦之具不精、內郡武衛之備不修、敦煌孤危、遠來告急、復不輔助、內無慰勞民吏、外無威示百蠻。(後漢紀)

安帝延光二年)

諸內作縣官及徒隸、大男、冬粟布袍表裏七丈、絳絮四斤、綺(袴)二丈、絮二斤。…(下略)…(418(金布律))

春、免徒隸作陽陵者。(史記)孝景本紀 景帝七年)

②春夏毋敢伐材木山林

孟春：禁止伐木。…孟夏：毋伐人樹。…季夏：樹木方盛。乃命虞人。入山行木。母有斬伐。(禮記)月令)

建武四年五月辛巳朔戊子申渠塞尉放行候事敢言之詔書曰吏民毋得伐樹木有無四時言●謹案部吏母伐樹木者敢言之(居延簡 EPPF 22・48A)

建武六年七月戊戌朔乙卯申渠郭候 敢言之府書曰吏民毋得伐樹木有無四時言●謹案部吏母伐樹木(居延簡 EPPF 22・53A)

●禁止伐木。●謂大小之木皆不得伐也、盡八月。草木零落、乃得伐其當伐者。(敦煌懸泉月令詔條)第9行)

賊律有賊伐樹木、…(晉書)刑法志)

③進壅隄水泉…「進」は「壅」を書き誤ったのであろう。

乃命水虞漁師。收水泉池澤之賦。(禮記)月令)

④燔草爲灰…仲夏……毋燒灰。(禮記)月令)

燎木以爲炭、燔草而爲灰。〔淮南子〕本經訓)

①山林燔草爲灰縣鄉所□□□ (居延簡 Ept. 5・100)

●母燒灰□ (敦煌懸泉月令詔條) 第45行)

⑤取產麝(麝)卵殺(殺)……「產」は生まれたてのものを形容する語と理解した。

麝、鹿子也、从鹿弭聲。〔說文解字〕十篇上)

國君春田不圍澤。大夫不掩羣。士不取麝卵。〔孔穎達疏。士不取麝卵者、麝乃是鹿子之稱、而凡獸子亦得通名也、卵鳥卵也。〕

〔禮記〕曲禮下)

穀、鳥子生哺者、从鳥穀聲。〔說文解字〕四篇上)

生哺、穀。〔郭璞注。鳥子、須母食之。〕 (爾雅)釋鳥)

禁止伐木。母覆巢。母殺孩蟲。胎天飛鳥。母麝母卵。〔禮記〕

月令 孟春)

●母天蜚鳥。 ●謂天蜚鳥不得使長大也、盡十二月常禁。

●母麝。 ●謂四足……及畜幼少未安者也、盡九月。

●母卵。 ●謂蜚鳥及雞□卵之屬也、盡九月。 (敦

煌懸泉月令詔條) 第13行(第15行)

⑥母殺其繩重者…整理小組は「繩、讀爲繩」とする。

然則羽卵者不段、毛胎者不牘、牘婦不銷棄「牘、古孕字」、草

木根本美。 (管子)五行)

自貳師沒後、漢新失大將軍士卒數萬人、不復出兵。三歲、武帝

崩。前此者、漢兵深入窮追二十餘年、匈奴孕重懷、罷極苦之

〔師古曰、孕重、懷任者也。重、落也。殯、敗也。音讀。罷讀

曰疲。極、困也。苦之、心厭苦也〕。自單于以下常有欲和親計。

〔漢書〕匈奴傳上)

●母殺胎。 ●謂禽獸、六畜懷任有胎者也、盡十二月常

禁。 (敦煌懸泉月令詔條) 第12行)

⑦母毒魚

有木焉、其狀如棠而赤葉、名曰芒草、可以毒魚。 (山海經)

卷五・中山經)

雍氏掌溝瀆滄池之禁。凡害於國稼者。春令爲弇。獲溝瀆之利於民者。秋令塞弇杜獲。禁山之爲苑澤之沈者。〔鄭玄注。爲其就禽獸魚鱉自然之居而害之。鄭司農云、不得擅爲苑囿於山也、澤之沈者、謂毒魚及水蟲之屬。孔穎達疏。云沈者謂毒魚及水蟲之屬者、謂別以藥沈於水中、以殺魚及水蟲、不謂鳩故、不作鳩作沈也。〕 (周禮)秋官 雍氏)

【解説】

時令説の立場から春・夏に行つてはならないことを規定する。『禮記』月令・『呂氏春秋』、『淮南子』時則訓にも看取できる禁止事項が列擧されている。こうした時令説が律の一つとされていることは、一見異様であるが、睡虎地秦律の中にも類似のものがある。

春二月、毋敢伐材木山林及墮隄水。不夏月、毋敢夜草爲灰、取生荔・麝卵穀、母□□□□毒魚鱉、置弇網、到七月而縱之。唯不幸死而伐棺槨者、是不用時。邑之近邑及它禁苑者、麝時母敢將犬以之田。百姓犬入禁苑中而不迫獸及捕獸者、勿敢殺、其迫獸及捕獸者、殺之。阿禁所殺犬、皆完入公、其它禁苑殺者、食其肉而入皮。田律。 (秦律十八種 47)

《二五〇》(F 63)

母以戌・己日興土功。

【譯】戊・己の日に土木工事を行ってはならない。

【注】

①興土工…土木工事を行なう。懸泉置壁書の月令では、地面を掘ることが土工であるとされている。

季夏之月、…是月也。樹木方盛。乃命虞人。入山行木。毋有斬伐。不可以興土工。…中央土。其日戊己。其帝黃帝。其神后土。〔禮記〕月令

甲子、乙丑、可以家女、取婦、冠冠帶、祠、不可築興土工、命曰毋（無）後。（睡虎地秦簡 日書乙125）

毋起土工。●謂掘地〔深三〕尺以上者也、盡五〔月〕。（敦煌懸泉月令詔條 第37行）

孫皓即位、封徐陵亭侯。寶鼎二年、皓更營新宮、制度弘廣、飾以珠玉、所費甚多。是時盛夏興工、農守竝廢、殿上疏諫曰、…六月戊己、土行正王、既不可犯、加又農月、時不可失。（「三國志」華嚴傳）

【解說】

土木工事を行ってはならない日を規定する。前條と同じく、時令説の影響を受けた規定である。睡虎地秦簡の日書甲篇では、五月の戊日、六月の己日には土木工事を行ってはならないことになっている。

土忌 土徽正月壬、二月癸、三月甲、四月乙、五月戊、六月己、七月丙、八月丁、九月戊、十月庚、十一月辛、十二月乙、不可爲土工（功）。正月丑、二月戌、三月未、四月辰、五月丑、六月戌、

七月未、八月辰、九月丑、十月戌、十一月未、十二月辰、母可有爲、筑（築）室、壞、封（樹）木、死。春三月寅、夏巳、秋三月申、冬三月亥、不可興土工（功）、必死。●五月、六月、不可興土工（功）、十一月、十二月不可興土工（功）、必或死。申不可興土工（功）。（睡虎地秦簡 日書甲104表、106表）

《二五一～二五二》（F 79・F 78）

諸馬牛到所、皆毋敢穿穿。及置它機能害人馬牛者、雖未有殺傷也、耐爲隸臣妾。殺傷馬牛、與盜同法。殺人、

棄市。傷人、完爲城旦舂。

252 251

【譯】

およそ馬や牛が来る場所には、いずれも落とし穴を掘ってはならない。落とし穴を掘る、及び他の民で人や馬や牛に危害を加えうるものを置けば、殺傷することがなかったとしても、耐隸臣妾とする。馬や牛を殺傷したら、盜と法を同じくする。人を殺せば棄市。人に傷を負わせたら、完城旦舂とする。

【注】

①到所

縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國、御史、相國、御史案致、當請、請之、毋得徑請。徑請者、罰金四兩。（219（置吏律））
九、相國下（上）內史書言、函谷關上女子廁傳、從子雖不封二千石官、內史奏、詔曰、入、令吏以縣次送至徒所縣。縣問、審

有引書、母怪、□□□等出。・相國、御史復請、制曰可。(502)
(503 (津關令))

②及・原簡には「及」の下に重文記號が書かれているが、文意から衍字とした。

③葬・機・落とし穴・わな

有一窮鳥、戢翼原野、罾網加上、機葬在下。〔機、捕獸機檻也。葬、穿地陷獸。〕〔後漢書〕文苑傳 趙壹傳

【解説】

馬牛が通りそうな所に罾を仕掛けた場合、およびそれによって實際に人・馬牛を殺傷した場合の處罰規定。本條文とほぼ同じものが秦律に見える。

諸馬牛到所、毋敢穿葬及置它、敢穿葬及置它〔機〕能害□

□人馬牛者□

□雖未有

殺傷毆、賞二甲、殺傷馬□

□與爲盜□

□〔殺〕人、黥爲城

旦春、傷人、贖耐。(龍崗秦簡103~109)

本條文の寫眞は張家山漢簡の概要報告(『文物』一九八五年第一期)に掲載されており、それを参照して龍崗秦簡中の斷片を配列し直したものらしい。ただし最後の二、三の斷片もこのような形で復原できるのか、確たる證據はないように映る。晉律逸文には以下のような條文がある。

作葬、走馬衆中、有挾天文圖讖之屬、并爲二歲刑。(『太平御覽』卷六四二・六四九所引「晉律」)

唐律では雜律6「諸施機槍、作坑葬者、杖一百。以故殺傷人者、減罰殺傷一等。若有標識者又減一等。」が本條文に似る。

《二三三~二五四》(F 65・F 40 A、B + F 40)

馬・牛・羊・羴羴・羴が他人の穀物を食べたなら、飼い主に罰金を課すこと馬・牛はそれぞれ一兩。羴羴四頭もしくは羊・羴十頭で一

牛に相當する。穀物を擣して持ち主へ辨償させる。役所の馬・牛・羊ならば、吏や徒の擔當者を罰す。貧しくて辨償できない場合は、役所において勞役させる。：城旦春・鬼薪白粲：笞百に處し、役所がいずれも持ち主に辨償する。羴を放牧させてはならない。

母牧羴。 254

【譯】

馬・牛・羊・羴羴・羴が他人の穀物を食べたなら、飼い主に罰金を課すこと馬・牛はそれぞれ一兩。羴羴四頭もしくは羊・羴十頭で一牛に相當する。穀物を擣して持ち主へ辨償させる。役所の馬・牛・羊ならば、吏や徒の擔當者を罰す。貧しくて辨償できない場合は、役所において勞役させる。：城旦春・鬼薪白粲：笞百に處し、役所がいずれも持ち主に辨償する。羴を放牧させてはならない。

【注】

①羴羴：整理小組は「羴、疑讀爲『穀』。《廣雅》『穀、豸豸也』。卽牡猪。」と解釋するが、「羴」と釋する方が適當ではないか。

羴五尺爲羴。(『爾雅』釋畜)

②馬・牛・羊・羴羴・羴食人稼穡

馬、牛、羊食人□之□□□□□□□□□□牛□ (龍崗秦簡99)

甲小未盈六尺、有馬一匹自牧之、今馬爲人敗、食人稼二石、問當論不當。不當論及賞稼。(法律答問158)

…(上略)…其近田恐獸及馬、牛、出食稼者、縣當夫材與有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、…(下略)…(秦律十八種 120~121)

③罰主金馬牛各一兩

鬪毆變人、耐爲隸臣妾。懷(懷)子而敢與人爭鬪、人雖毆變之、罰爲人變者金四兩。(31 (賊律))

④獬豸若十羊毚當一牛…『史記』貨殖列傳では、馬百頭と羊千頭と豚千頭が同じ價值を持つとされる。

故曰陸地牧馬二百蹄、牛蹄角千、千足羊、澤中千足彘、水居千石魚陂、山居千章之材。『史記』貨殖列傳)

⑤獬…この字の意味するところは不明である。

⑥吏徒…一四〇簡注③參照。
禁諸民吏徒隸、春夏毋敢伐材木山林、及進(進)隄水泉、燔草爲灰、取產鬴(鬴)卵穀(穀)。毋殺其繩重者、毋毒魚。(249 (田律))

⑦令居縣官…居は居作、つまり勞役につくこと。

有罪以貨贖及有責於公、以其令日問之。其弗能入及賞、以令日居之、日居八錢。公食者、日居六錢。居官府公食者、男子參、女子駟。…(下略)…司(秦律十八種 133~134)

冬十月辛丑、令郡國中都官繫囚殊死以下出繚贖、各有差。其不能入贖者、遣詣臨羌縣居作二歲。『後漢書』順帝紀)

【解説】

家畜が農作物を食べた場合の處罰規定。罰金の上、被害分を辨償させられた。罰金は家畜の種類によって額に差がつけられている。公有の家畜の場合は、擔當者が罰せられた。唐律では厩庫14に「諸放

官私畜產、損食官私物者、笞三十、贓重者、坐贓論。失者、減二等。各償所損。若官畜損食官物者、坐而不償。」として、同様の規定が見える。

《二五五》(F 49)

卿以下、五月^①戶出賦^②十六錢、十月戶出^③芻^④一石。足其縣用、餘以入頃芻律入錢^⑤。

【譯】

卿以下は、五月に戸毎に賦十六錢を納め、十月に戸ごとに芻一石を納める。その縣の必要分を充足すれば、餘剰分は入頃芻律の規定に従って錢を納める。

【注】

①卿…大庶長以下、左庶長以上の爵保有者。二三二~三七簡注

②參照。

②五月…次に挙げるとおり、五月には墾田と戸數が二千石に報告された。

縣道已貳(墾)田、上其數二千石官、以戸數墾之、毋出五月望。(243 (田律))

③戶出賦…戸ごとに課せられる賦。

今有西邊之役、民失作業、雖戶賦口斂以贍其困乏、古之通義、百姓莫以爲非。『師古曰、率戸而賦、計口而斂也。』(『漢書』蕭望之傳)

可謂匿戸及赦童弗傳。匿戸弗繇使、弗令出戸、賦之謂毆。(法律答問 165)

官爲作務、市及受租・質錢、皆爲𧇵、封以令・丞印而入、與參辦券之、輒入錢𧇵中、上中辨其廷。質者勿與券。租・質・戶賦・園池入錢縣道官、勿敢擅用。…(下略)…(429)430(金布律)

④戸出芻：「戸芻」と「頃芻」については二四〇～二四一簡【解説】参照。

⑤以入頃芻律入錢：二四〇～二四一簡の「芻一石當十五錢」という換算規定に従って錢を収める、の意。

【解説】

卿以下(大庶長(第十八等爵)以下)の者が負擔すべき戸賦・戸芻の額、および納入時期について規定する。戸ごとに収められる賦と「賦錢・口賦」との関係については後考を待たねばならない。芻にも頃ごとに課せられるもの(頃ごとに三石)と戸ごとのものがあり、必要分以外は錢に換算して収められた。

《二五六》(F 82)

官各以二尺牒^①疏書^②一歲馬・牛・它物^③用粟數^④・餘見^⑤芻粟數、上内史^⑥。恒會^⑦八月望^⑧。

【譯】

官はそれぞれ二尺の簡を用いて馬牛その他の家畜に用いた一年間分の粟の數量、芻粟の殘存數量を簡條書きし、内史に上申せよ。常に八月望日を期限とする。

【注】

①二尺牒：「牒」を「簡」と譯したが、簡牘史料に據るならば、單純に書寫材料を指すのではなく、文書そのものを指す場合もある。

溫舒取澤中蒲、截以爲牒、編用寫書。「師古曰、小簡曰牒、編聯次之。」(《漢書》路溫舒傳)

牒者、竹木之類也。夫竹生於山、木長於林、未知所入。截竹爲筒、破以爲牒、加筆墨之跡、乃成文字、大者爲經、小者爲傳記。斷木爲契、析之爲板、力加刮削乃成奏牘。(《論衡》量知)

建武三年三月丁亥朔己丑城北隊長黨敢言之

廼二月壬午病加兩脾雍種匈脅丈滿不耐食

飲未能視事敢言之

三月丁亥朔辛卯城北守候長匡敢言之謹寫移隊長黨

病書如牒敢言之 今言府請令就醫 (居延簡 EPE 22: 80)

(82)

籍者、爲二尺竹牒、記其年紀名字物色、縣之宮門、案省相應、乃得入也。(《漢書》元帝紀 初元五年四月條應劭注)

亭長持二尺板以効賊、索繩以收執賊。(《續漢書》百官志五注引

《漢官儀》)

②疏書：簡條書きすること。

初桀・安與大將軍霍光爭權、數疏光過失予燕王、令上書告之。

「師古曰、疏謂條錄之。」(《漢書》蘇武傳)

守節出入、使主節必疏書、署其情、令若其事。而須其還報以劍驗之。節出、使所出門者、輒言節出時抄者名。(《墨子》樸守)

毒言 爰書、某里公士甲等廿人詣里人士五丙、皆告曰、丙有寧毒言、甲等難飲食焉、來告之。即疏書甲等名事聞諜北。…

(下略)：(封診式91、92)

③它物…ここでは馬牛以外の家畜を指すのであろう。

故毀銷行錢以爲銅・它物者、坐臧(贓)爲盜。(199)(錢律)

④一歲馬牛它物用稟數

馬牛當食縣官者、慘以上牛、日芻二鈞八斤。馬、日二鈞、食一石十六斤、 $\square\square$ 稟 $\square$ 。乘輿馬芻二、粟一。牝、 $\square$ 食之、各半其馬牛食。僕牛日芻三鈞六斤、犢半之。以冬十一月稟之、盡三月止。其有縣官事不得芻牧者、夏稟之如冬、各半之。(421、423)(金布律)

⑤餘見…差し引きで現存する分量。

出莖三千束候長取直九百八十六百

第十七部焚萬束十所

出莖二千束候史判取直六百八十三百●
餘見五千束令千束爲一積留積之令可案
行屬直所數行視(居延簡 EPT 51: 91)

⑥上内史…二一五簡、およびその條の注⑩も参照。

入禾稼詹芻稟、輒爲・籍、上内史。●芻稟各萬石一積、咸陽二萬一積。其出入・増積及效如禾。倉(秦律十八種28)

稻後禾孰、計稻後年。已獲上數、別祭・糯枯稻。別祭、糯之糞、歲異積之、勿増積。以給客、到十月、牒書數、上内【史】。倉

(秦律十八種35、36)

都官歲上出器求補者數、上會九月内史。【内史】雜(秦律十八種187)

⑦會…整理小組は「會、《周禮・小宰》注「月計曰要、歲計曰會」とする。「某日に會せ」という句は簡牘史料に見え、提出・出頭の期限を示す。

史・ト子年十七歲學。史・ト・祝學童學三歲、學俱將詣大

史・大卜・大祝。郡史學童詣其守。皆會八月朔日試之。(474)(史律)

第十候長傳育 坐發省卒部五人會月十三日失期 毋狀今適

載三泉莖二十石致城北隄給驛馬會月二十五日畢(居延簡 EPT 59: 59)

⑧八月望

縣道已豕(豕)田、上其數二千石官、以戶數嬰之、毋出五月望。(243)(田律)

【解說】

官府の馬牛その他のために使用した飼料の量、現存する量を、毎年八月望日までに内史に報告すべきことを規定する。そのために使用するべき帳簿の書式も指定されている。前條に見える通り、戸芻は十月に徴收されることになっており、それに備えて八月に残額がチェックされたのであろう。

《二五七》(F 66)

■田律

【譯】

田律。

【解說】

典籍史料では『周禮』秋官士師「四曰野禁」の注に「野有田律」として「田律」なる律名が見える。睡虎地秦律にも「田律」と名付けられた條文が六條あり、これらは粟の生育狀況の報告、季節ごとの禁

令(二四九簡解説所引)、頃芻藁の納入(二四〇一簡注①所引)、等に關する規定である。二年律令中で田律に配屬された諸條は、これを參考にして選擇されたのであろう。純粹に出土位置のみに注目すると、二四五簡より前はC群、二四六簡以降はF群に屬し、出土位置の離れているものも含まれる。

《二五八・二五九》(F152・F151)

販賣^①・繒布^②、幅不盈二尺二寸^③者、沒入之。能捕告者、以畀之。絺^④・綌^⑤・縵^⑥・縵緣^⑦・朱纁^⑧・縵^⑨・縵^⑩。布^⑪・穀^⑫(穀)^⑬・荃^⑭・荃^⑮、不用此律。

259

【譯】

布帛を販賣する際に、幅が二尺二寸に満たない場合は、それを沒收する。捕えたり告した場合は、それを與える。絺^④、綌^⑤、縵^⑥、縵緣^⑦、朱纁^⑧、縵^⑨、縵^⑩、布^⑪、穀^⑫(穀)^⑬、荃^⑭、荃^⑮については、この律を適用しない。

【注】

①販賣

而商賈大者積貯倍息、小者坐列販賣、操其奇贏、日游都市、乘上之急、所賣必倍。〔師古曰、行賣曰商、坐販曰賈。列者、若今市中賣物行也。賈音古。〕〔《漢書》食貨志上〕

…(上略)…諸販賣發冢衣物于都市輒收沒入縣官四時言犯者名狀●謹案部吏毋犯者敢言之(居延簡 EPT 22: 30)

②繒布…「繒」は絹布、「布」は麻布であるが、「繒布」の意味するところは、a絹織物、b絹織物と麻織物、c織物全般、の可能性がある。ここでは織物一般の意味か。

繒、帛也。〔《說文解字》十三篇上〕

灌嬰、睢陽販繒者也。〔師古曰、繒者、帛之總名。〕〔《漢書》灌嬰傳〕

布、枲織也。〔《說文解字》七篇下〕

③幅不盈二尺二寸

布袤八尺、幅廣二尺五寸。布惡、其廣袤不如式者、不行。金

布(秦律十八種66)

凡貨、金錢布帛之用、夏殷以前其詳靡記云。太公爲周立九府圖法、黃金方寸而重一斤、錢圓函方、輕重以銖、布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹。〔《漢書》食貨志下〕

任城國亢父織一匹幅廣二尺二寸長四丈重廿五兩直錢六百一十八(敦煌簡 D1970 A)

④絺^④綌^⑤…絺は目の細かい葛布か。緒について、整理小組は「緒、讀爲裕。《小爾雅・廣服》「葛之精者曰絺、麤者曰裕」とする。

絺、細葛也。〔《說文解字》十三篇上〕

緒、絲耑也。〔《說文解字》十三篇上〕

⑤縵^⑥縵^⑦…縵のほりか。整理小組は「縵縵疑爲素帛的幅。」とする。

縵、鮮厄也。〔《說文解字》十三篇上〕

雖有薄縵之幘・腐荷之幘、然猶不能獨射也。〔縵、細縵也。〕

〔《淮南子》兵略訓〕

縵、白縵也。〔《書》禹貢傳〕

⑥縵緣^⑦…くり色の絹の縁飾り。整理小組は「縵緣疑爲該色帛的緣。」とする。

縵、帛雀頭色也。一曰、微黑色、如紺、縵、淺也。〔《說文解字》十三篇上〕

緣謂之純。〔郭注、衣緣飾也。〕〔《爾雅》釋器〕

三尺五寸蒲復席青布緣二直三百 六月戊戌令史安世Ⅴ 充
Ⅴ延年共買杜君所(居延簡267・7)

⑦朱縷・朱の絹か。整理小組は「縷、《管子・侈靡》注「帛也」。朱縷當係一種紅色的帛。」とする。

縷、縷也。《說文解字》十三篇上)

⑧縹(麤)・毛織りの布

縹、西胡縹布也。《說文解字》十三篇上)

縹、織毛若今駢及駢氈之類也。《漢書》高帝紀下師古注)
⑨縹・二五八簡は「縹」字の下が五cm程が空白になっているので、
條文は「縹」字で完結していて、二五九簡には繋がらない可能性もある。ここではひとまず連續するものとして解釋した。

⑩縹布・整理小組は「縹、讀爲「紵」。《說文》「紵」字「或從緒省」。紵布是粗麻布。」とする。紵は苧麻、カラムシ。

紵、縹屬。細者爲紵、布白而粗曰紵。从糸宁聲。紵或从緒省。
《說文解字》十三篇上 段玉裁は「粗」を「細」に改める。

⑪穀(穀)・縮み絹、ちりめん。

穀、細縛也。《說文解字》十三篇上)

充衣紗穀褌衣。《師古曰》、紗穀紡絲而織之也。輕者爲紗、縹者爲穀。《漢書》江充傳)

⑫莖蔓・細い葛布か。整理小組は「莖、《漢書・景十三王傳》注蘇林云「細布屬也」。臣瓚曰「細葛也」。莖蔓當爲一種細的葛布。」とする。

蘇王閼侯亦遺建莖・葛・珠璣・犀甲・翠羽・蜺熊奇獸。《蘇林曰》、莖音詮、細布屬也。服虔曰、音孫、細葛也。臣瓚曰、莖、香草也。師古曰、服瓚二說皆非也。許慎云、莖、細布也。字本

作紵、音千全反、又音千劣反。蓋今南方笄布之屬皆爲莖也。葛即今之葛布也。以莖及葛遺建也。《漢書》景十三王傳 江都易王非傳)

【解説】

販賣する布帛の規格を規定する。布帛が金銭のように用いられることもあったので、こうした規定があるのであろう。注③に引用したとおり、秦律にも同様の規定が見える。幅二尺二寸という規格は、後の典籍史料においては「舊制」として現れる。

舊制、人間所織絹布等、皆幅廣二尺二寸、長四十尺爲一端。令任服。《初學記》二七所引「晉令」)

舊制、民間所織絹布、皆幅廣二尺二寸、長四十尺爲一匹、六十尺爲一端、令任服用。《魏書》卷一一〇 食貨志)

唐律では雜律30の疏議に絹布類の規格が見える。

諸造器用之物及絹布之屬、有行濫・短狹而賣者、各杖六十、(不牢謂之行・不眞謂之濫。即造橫刀及箭鏃用柔鐵者、亦爲濫。《疏議曰》、凡造器用之物、謂供公私用、及絹・布・綾・綺之屬、行濫、謂器用之物不牢・不眞、短狹、謂絹疋不充四十尺、布疋不滿五十尺、幅闊不充一尺八寸之屬而賣各杖六十。故禮云、物勒工名、以考其誠。功有不賞、必行其罪。其行濫之物沒官短狹之物還主。《唐律疏議》雜律30)

本條文では、二尺二寸という規格に従わなくても良い織物類も列擧されている。それらが正確には如何なる織物であったのか、不確かなものもある。幡や縁のように豫め形が決まっているものや、毛織物やチリメンなどの特別な織物が並べられているようである。

《二六〇》二六二》(F 153・F 169・F 170)

市販^①匿不自占^②租^③、坐所匿租藏(贓)爲盜、沒入其所販賣及賣錢縣官、奪之列^④。長^⑤・伍人弗告、罰金各一斤。

嗇夫・

260

吏主者弗得、罰金各二兩。諸詐(詐)給人^⑥以有取、及有販賣質買^⑦而詐(詐)給人、皆坐藏(贓)與盜同法、罪耐以下^⑧。

261

有(又)遷^⑨之。有能捕若誦吏^⑩、捕得一人、爲除戍二歲^⑪。欲除它人者、許之。

262

【譯】

物を賣った際に隱匿して租を自己申告しなければ、租を隱匿して不正に財物を得たかどで盜とし、商品及び賣上金を國家に沒收し、市の店舗を接収する。列長や伍人が告さなかったならば、それぞれ罰金一斤。嗇夫や擔當官吏が逮捕しなかったならば、それぞれ罰金二兩。およそ人を騙して詐取する、及び賣り買ひする際に人を欺いたならば、いづれも不正に財物を得たかどで盜と法を同じくし、耐罪以下であればさらに遷刑に處す。捕えたり、吏に誦告して吏が一人を捕らえたならば、戍邊二歳を免除する。他人を免除することを望む場合は、それを許す。

【注】

①市販

然政所以蒙汚辱自棄於市販之閒者、爲老母幸無恙、妾未嫁也。

〔史記〕刺客列傳 聶政傳

…(上略)…不日作市販、貧急窮困、出入不節、…(下略)…

〔奏讞書〕② 210(211)

②自占

□民皆自占年。小未能自占、而母父母、同產爲占者、吏以□比定其年。自占、占子・同產年、不以實三歲以上、皆耐。產子者恆以戶時占其□□□罰金四兩(325(327)(戶律))

異時算軺車賣人緡錢皆有差。請算如故。諸賣人未作質貸賣買、居邑稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緡錢二千而一算。諸作有租及鑄、率緡錢四千一算。非吏比者・三老・北邊騎士、軺車以一算。商買人軺車二算。船五丈以上一算。匿不自占、占不悉、戍邊一歲、沒入緡錢。有能告者、以其半界之。〔索隱〕按、郭璞云、占、自隱度也。謂各自隱度其財物多少、爲文簿送之官也。若不盡、皆沒入於官。〔史記〕平準書

諸取衆物鳥獸魚鼈百蟲於山林水澤及畜牧者、嬪婦桑蠶織紵紡績補縫、工匠醫巫卜祝及它方技商販賣人坐肆列里區謁舍、皆各自占所爲於其在所之縣官、除其本、計其利、十一分之、而以其一爲貢。敢不自占、自占不以實者、盡沒入所采取、而作縣官一歲。〔漢書〕食貨志下

三年春三月、詔曰、蓋聞有功不賞、有罪不誅、雖唐虞猶不能以化天下。今膠東相成勞來不怠、流民自占八萬餘口、治有異等。其秩成中二千石、賜爵關內侯。〔師古曰〕占者、謂自隱度其戶口而著名籍也。占音之瞻反。〔漢書〕宣帝紀

③市販租…賣買に關わる租税については左の史料を參照。

而山川園池市肆租稅之入、自天子以至封君湯沐邑、皆各爲私奉養、不領於天子之經費。〔漢書〕食貨志上

齊臨淄十萬戶、市租千金。〔索隱〕市租謂所賣之物出稅、日得

千金、言齊人衆而且富也。」〔《史記》齊悼惠王世家〕

除其販賣租銖之律。〔師古曰、租銖、謂計其所賣物價、平其銖銖而收租也。〕〔《漢書》食貨志下〕

④不自占租、沒入其所販賣及買錢縣官

秋七月、罷權酤官、令民得以律占租賣酒、升四錢。〔如淳曰、律、諸當占租者、家長身各以其物占。占不以實、家長不身自書、皆罰金三斤、沒入所不自占物及買錢縣官也。〕〔《漢書》昭帝紀〕

⑤列市中の一並びの店舗を指す。

是歲小旱、上令官求雨。卜式言曰「縣官當食租衣稅而已。今弘羊令吏坐市列肆、販物求利。亨弘羊、天乃雨。」〔索隱、坐市列、謂吏坐市肆行列之中。〕〔《史記》平準書〕

而商賈大者積貯倍息、小者坐列販賣、操其奇贏、日游都市、乘上之急、所賣必倍。〔師古曰、行賣曰商、坐販曰賈。列者、若今市中賣物行也。賈音古。〕〔《漢書》食貨志上〕

ここでは「これが列を奪う」を「市列中の店舗をとりあげ」と譯したが、市列に参加する權利を奪うことを意味するのでは、という意見も出た。

⑥列長・一並びの店の責任者。

賈市居列者及官府之吏、毋敢擇行錢・布。擇行錢・布者、列伍長弗告、吏循之不謹、皆有罪。金布〔秦律十八種68〕

〔附告〕、男子張景記言、府南門外勸園土牛、□□□□調發十四鄉正、相賦斂作治、并土人墾耒、唐屋、功費六七十萬、重勞人功、吏正患苦、願以家錢、義作土牛上瓦屋欄楯什物、歲歲作治、乞不爲縣吏列長伍長、徵發小縣、審如景言施行復除、傳後子孫、明檢匠所作務、令嚴、事畢成言、會廿□府君教、大守丞

印、延熹二年八月十七日甲申起八月十九日丙戌、宛令右丞楷告追鼓賊曹掾石梁、寫移□遺景、作治五駕瓦屋二間、周欄楯拾尺、於匠務令功堅、奉□畢成言、會月廿五日、他如府記律令。掾趙述□□〔張景碑〕

⑦伍人・一四一簡注⑥、及び二〇一・二簡注⑤參照。

⑧諸・條文途中にある「諸」は、七一・七三簡〔盜律〕、一六七簡〔亡律〕などに見える。

⑨詐〔詐〕給

孝景四年、侯母害嗣。六年、坐詐給人臧六百。免。〔《漢書》高惠高后文功臣表 赤泉嚴侯楊喜〕

⑩買買

買、易財也。〔《說文解字》六篇下〕

代戶、買賣田宅、鄉部田嗇夫・吏留弗爲定籍盈一日、罰金各二兩。〔322〔戶律〕〕

⑪罪耐以下・次の理由から、二六一簡「……罪耐以下」が二六二簡

「有〔又〕畧〔遷〕之」に繋がらない可能性がある。

(1) 耐罪以下に遷刑が付加されることは他に例がない。

(2) 連續させて讀むならば、二六二簡の「戌二歲」は、「詐

(詐) 給人以有取、及有販賣買買而詐(詐) 給人」に對する刑罰で、それが免除されるとしか考えられないが、「皆坐臧(臧) 與盜同法」とあるように、「詐(詐) 給人以有取、……」の者に對する刑罰は臧罪に準ずるもので、左に擧げるとおり、それには「戌二歲」は含まれない。

盜臧(臧) 直(值) 過六百六十錢、黥爲城旦舂。六百六十到二百廿錢、完爲城旦舂。不盈二百廿到百二十錢、耐爲隸臣妾。不盈百二十錢到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢罰金一兩。

(55) 56 (盜律)

害盜別微而盜、駕罪之。●可謂「駕罪」。●五人盜、賊一錢以上、斬左止、有黥以爲城旦、不盈五人、盜過六百六十錢、黥刺以爲城旦、不盈六百六十到二百廿錢、黥爲城旦、不盈二百廿以下到一錢、零之。求盜比此。(法律答問1(2))

⑫除戌二歲

羣盜殺傷人・賊殺傷人・強盜、卽發縣道、縣道亟爲發吏徒足、以追捕之、尉分將、令兼將、亟詣盜賊發及之所、以窮追捕之、毋敢□界而環(還)。吏將徒、追求盜賊、必伍之、盜賊以短兵殺傷其將及伍人、而弗能捕得、皆戌邊二歲。三十日中能得其半以上、盡除其罪。得不能半、得者獨除。…(下略)…(140) 143 (捕律)

諸不爲戶、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戌邊二歲、沒入田宅縣官。爲人名田宅、能先告、除其罪、有(又)界之所名田宅、它如律令。(323) 324 (戶律)

【解説】

市租の申告をしなかった場合の處罰規定がまず記される。それに續いて、詐欺や賣買をめぐる詐欺への科罰が規定される。注⑪にも述べたとおり、二六一簡と二六二簡を連續させて讀むと、意味が取りにくい。まず、詐欺の罪によって耐刑以下に相當する者に、さらに遷刑が科せられるというのは、耐刑以上の者への刑の加重について言及がない以上、刑の均衡を缺くように映る。また「有能捕…」以下もその登場が唐突である。「有能捕…」以下は、何らかのペナルティとして戌二歲が科されるべきところ、犯人(ないしは共犯者)を捕らえるなどしたならば、それが免除される、という規定であろうが、先

行する條文のなかに、戌二歲が科せられるようなケースは見あたらないからである。ここに見える「戌二歲」は刑罰ではなく、徭役としてのそれで、邊境防備の義務が恩賞として免除されるのだ、という解釋も出たが、二年律令中の「戌某歲」にそうした意味を持つ用例はない。

市租に限らず、一般的に租稅逃れへの科罰であるが、唐律厩庫22には「諸應輸課稅及入官之物、而迴避詐匿不輸、或巧僞濕惡者、計所闕、準盜論。主司知情、與同罪、不知情、減四等。」なる規定が見える。また官私物の詐欺については詐僞12に「諸詐欺官私以取財物者、準盜論。」とあることなどが指摘できる。

《二六三》(殘)

□市律。

【譯】

□市律。

【解説】

類例として、睡虎地秦律に「關市律」なる律名が見える。爲作務及官府市、受錢必輒入其錢𡔷中、令市者見其入、不從令者賞一甲。關市(秦律十八種97)

《二六四》(C183)

十里置一郵。南郡江水以南、至索(?)南水、廿里一郵。

【譯】十里ごとに郵を一つ置く。南郡の江水より以南、索南水に至るまでは、二十里ごとに一郵とする。

【注】

①十里置一郵：

考察不從教令有冤失職者、宗師得因郵亭書言宗伯、請以聞。

〔師古曰、郵、行書舍也。言爲書以付郵亭、令送至宗伯也。郵音尤。〕〔漢書〕平帝紀

留侯病、自彊起、至曲郵、見上曰：「索隱、漢書舊儀云、五里

一郵、郵人居間、相去二里半。」「〔史記〕留侯世家

五里一郵、郵間去二里半、司姦盜。〔續漢書〕百官志五 亭里

條 劉昭注引『漢官儀』

北地・上・隴西、卅里一郵。（266）（行書律）

②南郡：

大良造白起攻楚、取郢爲南郡、楚王走。〔史記〕秦本紀 昭襄

王二十九年）

南郡、秦置、高帝元年更爲臨江郡、五年復故。〔漢書〕地理志

上）

③索（？）南水：索より以下は判讀できず。整理小組は「索南水」

を漸水の別稱とするものの、沅水をあてての方が適當であらう。

沅水又東入龍陽縣、有澹水、出漢壽縣西楊山、南流東折、逕其縣南、縣治索城、卽索縣之故城也…亦曰漸水也。〔水經注〕沅水）

索。漸水東入沅。〔漢書〕地理志上 武陵郡）

鄢到銷百八十四里
銷到江陵二百卅里
江陵到孱陵到索二百九十五里
索到臨沅六十里
臨沅到遷陵九百一十里
□□千四百卅里（里耶秦簡 11⑥32）

【解說】

郵舍の設置間隔について規定する。注①に引いた通り、典籍史料には「五里一郵」との基準が見えていたが、ここでは十里一郵が標準の設置間隔とされる。長江より以南、「索南水」に至るまでは特別地域とされ、秦、乃至は漢初における地域支配の濃淡、その境界域が看取できる。

後代における類似の規定として、『大唐六典』の一節を示しておく。

凡三十里一驛、天下凡一千六百三十有九所。〔李林甫注、二百六十所水驛、一千二百九十七所陸驛、八十六所水陸相兼。若地勢險阻、及須依水草、不必三十里。〕〔大唐六典〕卷五 兵部 駕部郎中員外郎）

《二六五》二六七》（C 192・C 188・C 189）

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬（警）事郵十八室。有物故・去、輒代者有其田宅。有息、戶勿減。令郵人行制書・急書、復勿令爲它事。畏害及近邊不可置郵者、令門亭卒・捕盜行之。北地・上・隴西、卅里一郵。地險陝不

可置^①郵者、

得進退就便處^②。郵各具席、設井磨^③。吏有縣官事而無僕者、郵爲炊^④。有僕者、段(假)器^⑤、皆給水漿^⑥。

267

266

【譯】

一郵につき十二室とする。長安の廣郵は二十四室、警事郵は十八室とする。死亡したり、いなくなったりすれば、そのたびごとに交代した者にその田宅を所有させる。人が増えたときも、戸を減らしてはならない。郵人に制書・急書を移送させるときは、復除して他の役務を行わせてはならない。危険なところ、及び邊境に近く郵を置くことが出来ない場合は、門亭卒・捕盜に届けさせる。北地・上・隴西郡では三十里ごとに一郵とする。土地が險しく狭くて郵を置くことができない場合は、規定距離を伸縮して適切な場所に設置してよい。郵はそれぞれ敷物を用意、井戸と臼を設置する。吏に公務があるのに下僕がいなければ、郵は吏のために炊事する。下僕がいれば器物を貸し、いずれも水漿を供給する。

【注】

①一郵十二室・「室」とは家屋を指すものと、ここでは解釋した。

尹灣漢簡「集簿」によると、東海郡の三十四の郵に四百八人の郵人がおり、單純に割り算すると、一郵ごとに十二人の郵人が配置された計算になる。

封守 郷某爰書。以某縣丞某書、封有鞠者某里士五甲家室・妻・子・臣妾・衣器・畜產。●甲室・人。一字二内、各有戸、内室皆瓦蓋、木大具、門桑十木。●妻曰某、亡、不會封。●子大女子某、未有夫。●子小男子某、高六尺五寸。●臣某、

妾小女子某。●牡犬一。…(下略)…(封診式8~10)

而令民父子兄弟同室内息者爲禁。《史記》卷六八 商君列傳)民大父母・父母・子・孫・同產・同產子欲相分予奴婢、馬牛羊、它財物者、皆許之、輒爲定籍。孫爲戸、與大父母居、養之不善、令孫且外居、令大父母居其室、食其田、使其奴婢、勿買賣。孫死、其母而代爲戸。令母敢遂(逐)夫父母及入贅、及道外取其子財。(37~39)(戸律)

縣邑侯國卅八縣十八侯國十八邑二其廿四有城(?)郡官一鄉百七十口百六里二千五百卅四正二千五百卅二人亭六百八十八卒二千九百七十二人郵卅四人四百八如前(尹灣漢墓簡牘 YN60D1正)

②敬事…

卒有驚事、中軍疾擊鼓者三、城上道路、里中巷街、皆無得行。《聞詁・驚讀爲警。》《墨子》號令)

上言變事、以爲變事令、以驚事告急、與興律烽燧及科令者、以爲驚事律。《晉書》刑法志)

③息…子供が生まれ、家族の成員が増えること。「有息、戸勿減」とは、子供が増えても、一家族あたり一室、全部で十二室の體制を維持せよ、との謂と理解した。ただしこの文は文章として不自然さを覚える。普通に訓讀すれば「輒ち代者のその田宅を有し、息戸を有せば、減するなかれ」であろう。

人君能修政、共御厥罰、則災消而福至。不能、則災息而禍生。《師古曰、息謂蕃滋也。》《漢書》五行志下之下)

天下初定、故大城名都散亡、戸口可得而數者十三、是以大侯不過萬家、小者五六百戸。後數世、民咸歸鄉里、戸益息、蕭・曹・絳・灌之屬或至四萬、小侯自倍、富厚如之。《史記》高祖

功臣侯者年表

□□□長(?) 次子、□之其財、與中分。其共爲也、及息。婢御其主而有子、主死、免其婢爲庶人。(385(置後律))

④制書・急書

惠帝崩、太子立爲皇帝、年幼、太后臨朝稱制、大赦天下。〔師古曰、天子之言、一曰制書、二曰詔書。制書者、謂爲制度之命也、非皇后所得稱。今呂太后臨朝行天子事、斷決萬機、故稱制詔。〕〔漢書〕高后紀

制書、帝者制度之命也、其文曰制詔。〔獨斷〕上

臣等昧死上尊號、王爲『秦皇』。命爲『制』、令爲『詔』、天子自稱曰『朕』。〔史記〕秦始皇本紀

先主爭漢中、急書發兵、軍師將軍諸葛亮以問洪、洪曰：「〔三國志〕楊洪傳」

行命書及書署急者、輒行之。不急者、日齋(畢)、勿敢留。留者以律論之。行書(秦律十八種183)

書不急、擅以郵行、罰金二兩。(272(行書律))

⑤復勿令爲它事

十二月、詔曰、秦皇帝・楚隱王・魏安釐王・齊愍王・趙悼襄王皆絕亡後。其與秦始皇帝守冢二十家、楚・魏・齊各十家、趙及魏公子亡忌各五家、令視其冢、復亡與它事。〔漢書〕高帝紀下)

事當治論者、其令・長・丞或行鄉官視它事・不存・及病、而非出縣道界也、…(下略)…(104(具律))

104(具律)では「它事」を「他の公務」と譯したが、ここでは「復」と對應して「役務」と譯した。

賊傷人、及自賊傷以避事者、皆黥爲城旦舂。(25(賊律))

⑥畏害

當今之時、山東之建國、莫如趙強。趙地方二千里、帶甲數十萬、車千乘、騎萬匹、粟支十年、西有常山、南有河・漳、東有清河、北有燕國。燕固弱國、不足畏也。且秦之所畏害於天下者、莫如趙。〔戰國策〕趙策二)

⑦門亭卒・捕盜：整理小組はこれらを亭の卒、すなわち亭父・求盜であるとする。睡虎地秦簡法律答問には「害盜」なる職名も見える。

高祖爲亭長、乃以竹皮爲冠、令求盜之薛治之、時時冠之、及貴常冠、所謂「劉氏冠」乃是也。〔集解、應劭曰、…求盜者、舊時亭有兩卒、其一爲亭父、掌開閉埽除、一爲求盜、掌逐捕盜賊。…索隱、…應劭云、舊亭卒名「亭父」、陳・楚謂之「亭父」、或云「亭部」、准・泗謂之「求盜」也。〕〔史記〕高祖本紀)：(上略)：縣邑傳塞、及備塞都尉、關吏、官屬人、軍吏卒乘塞者□其□□□□□日□□牧□□塞郵、門亭行書者得以符出入。●制曰可。(490~491(津關令))

過所回 便休十五日門亭毋河留如律令 (居延簡 EPT 22: 638B)

居延丞印

甲溝候官以郵行

十二月辛□門卒同以來 (居延簡 EPT 14: 1)
西書一封 □月辛丑莫昏時受東亭卒尊付西亭卒萬時ノ日入 (敦煌簡 D 2444)

⑧北地・上・隴西

隴西郡、秦置。
北地郡、秦置。

上郡、秦置、高帝元年更爲翟國、七月復故。〔漢書〕地理志下）二年、漢王東略地、塞王欣・翟王翳・河南王申陽皆降。韓王昌不聽、使韓信擊破之。於是置隴西・北地・上郡・渭南・河上・中地郡。〔史記〕高祖本紀）

⑨險陝：整理小組は「陝、讀作狹。」とする。以下の部分は前條【解說】所引の『大唐六典』『若地勢險阻……』に相當する。

遠夷懷德歌曰：吏譯傳風、大漢安樂。携負歸仁、觸冒險陝。

〔後漢書〕西南夷傳 祚都夷）

⑩不可置：「置」字は圖版より補った。

⑪得進退就便處：

是時漢使大農張成・故山州侯齒將屯、弗敢擊、卻就便處、皆坐畏懦誅。〔史記〕東越列傳）

⑫設井磨：井戸とひき曰か。

礪、石礪也。从石靡聲。〔段注、構、今字省作礪。〕〔說文解字〕九篇下）

⑬無僕者：

僕、給事者。从人美、美亦聲。〔說文解字〕第三篇上）

都官有秩吏及離官僇夫、養各一人、其佐・史與共養。十人、車牛一兩、見牛者一人。都官之佐。史冗者、十人、養一人。十五人、車牛一兩、見牛者一人。不盈十人者、各與其官長共養・車牛。都官佐・史不盈十五人者、七人以上鼠車牛・僕。不盈七人者、三人以上鼠養一人。小官毋僇夫者、以此鼠僕・車牛。狼生者、食其母日粟一斗、旬五日而止之、別樹以段之。金布律（秦律十八種72～75）

懿公四年春、初、懿公爲公子時、與丙戎之父獵、爭獲不勝、及即位、斷丙戎父足、而使丙戎僕。〔集解、賈逵曰、僕、御也。〕

〔史記〕齊太公世家）

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種113）御史卒人使者、食糲米半斗、醬酈分升一、采藥、給之韭葱。其有爵者、自官士大夫以上、爵食之。使者之從者、食糲米半斗。僕、少半斗。傳食律（秦律十八種179～180）

⑭炊：

：〔上略〕：使者非有事、其縣道界中也、皆毋過再食。其有事焉、留過十日者、粟米令自炊。以詔使及乘置傳、不用此律。：〔下略〕：（234～235（傳食律））

⑮段（假）器：

公器官□久、久之。不可久者、以鑿久之。其或段公器、歸之、久必乃受之。敝而養者、靡蚩其久。官輒告段器者曰、器敝久恐靡者、還其未靡、謁更其久。其久靡不可智者、令齎賞。段器者、其事已及免、官輒收其段、弗亟收者有罪。其段者死亡、有罪毋責也、吏代賞。毋擅段公器者、有罪、毀傷公器及□者令賞。（秦律十八種104～105）

⑯皆給水漿：「漿」を文字通り取ると酒の一種となるが、ここでは

「水漿」で飲料一般のことか。

漿、酢漿、从水將省聲。〔說文解字〕十一篇上）

辨四飲之物。一曰清、二曰醫、三曰漿、四曰醕。〔鄭玄、漿、今之載漿也。〕〔周禮〕天官 酒正）

〔陸長亭〕財給水將迫且到未敢給以〔居延簡 EPT 43: 68〕新婦主待給水將、堂蓋葱、好中□、葉上□色未有肝。（元嘉元年畫像石題記）

【解説】

郵に配置される人員とその待遇、郵舎配置の特例、および郵の設備について規定する。

まず郵には十二の家屋が附属し、そこに恐らく十二人の郵人とその家族が暮らしていた。郵人が死亡したり、何らかの理由で立ち去ったならば、そのたびごとに補充がなされて、新たに郵人となった者には前任者の田宅が與えられる。郵人の家族に子供が増えた場合でも、十一家族で十二の家屋を使用するようなことは認められず、十二家族（すなわち郵人十二人）の體制が維持された。郵人が制書や急ぎの書状を移送する際には、他の役務は免除された。郵人が治安が悪い、あるいは邊境附近であるために郵が置けない場所では、亭の卒が郵書の遞送を行う。また北地郡などの北方の郡では、三十里ごとに一郵が置かれた。地形が險阻である場合は、こうした基準に拘泥することなく、適宜都合の良い場所を選ぶことができた。

郵には敷物・井戸・石臼が備えられ、下僕を連れていない使者には、食事が準備された。僕を連れている場合は、炊事具と飲み物が支給された。

唐制に類似の規定を求めると、郵驛を維持するための田地については、

諸驛封田皆隨近給、每馬一匹給地四十畝。若驛側有牧田之處、匹各減五畝。其傳送馬、每匹給田二十畝。〔通典〕卷二 食貨一 田制下)

がある。また驛の人員や、それら人員の利用資格については、

諸增乘驛馬者、一疋徒一年、一疋加一等（應乘驛驢而乘馬者減一等）。主司知情與同罪、不知情者勿論（餘條驛司準此）。〔疏議曰、依公式令「給驛、職事三品以上若王、四疋。四品及國公以上、三

疋。五品及爵三品以上、二疋。散官・前官各遞減職事官一疋。餘官爵及無品人、各一疋。皆數外別給驛子。此外須將典吏者、臨時量給。此是令文本數。〕〔唐律疏議〕職制37)

凡馬三名（各）給丁一人、船一給丁三人。凡驛皆給錢以資之、什物並皆爲市。〔大唐六典〕卷五 兵部 駕部郎中員外郎 李林甫注)

などが参考になる。

《二六八》(C190)

復蜀・巴・漢（？）中・下辨・故道^①及雞劍中五郵^②人、勿令繇（徭）^③・戌^④。毋事其戶^⑤、毋租其田一頃^⑥、勿令出租^⑦・芻藁^⑧。

【譯】

蜀・巴・漢中郡、下辨・故道及び雞劍中の五郵の郵人を復除し、徭役や軍役に當ててはならず、その戸を役務に當てない。その田一頃に租をかけず、租や芻藁を出させてはならない。

【注】

①復蜀・巴・漢（？）中・下辨・故道…蜀・巴・漢中は郡名。下辨、故道は道名で、後に武都郡に屬す。

漢中郡、秦置。…

蜀郡、秦置。…

巴郡、秦置。屬益州。…〔漢書〕地理志上)

武都郡、武帝元鼎六年置…故道…下辨道…〔漢書〕地理志下) 故立沛公爲漢王、王巴・蜀・漢中、都南鄭。〔史記〕項羽本

紀

項羽至、以沛公爲漢王。漢王封參爲建成侯。從至漢中、遷爲將軍。從還定三秦、初攻下辯・故道・雍・櫟。〔史記〕曹相國世家

辨道・武都道……〔中略〕……〔下略〕……〔459（秩律）〕

②雞劔中五郵……雞劔は不明だが、「五郵」は雞劔に屬する五つの郵を指すものと思われる。

③郵人勿令繇（徭）・戍……睡虎地秦簡には「徭律」と「戍律」の兩者がある。

皖老各半其爵繇（徭）、□入獨給邑中事。●當繇（徭）戍而病盈卒歲及輟（繫）、勿轟（攝）。〔407（徭律）〕

……〔上略〕……居貨贖責者、或欲籍人與并居之、許之、毋除繇戍。……〔下略〕……〔秦律十八種137〕

擇鄉三老一人爲縣三老、與縣令丞尉以事相教、復勿繇戍。〔漢書〕高帝紀上 漢王二年

蜀漢民給軍事勞苦、復勿租稅二歲。〔漢書〕高帝紀上 漢王二年

④母事其戶……

故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身及戶、勿事。〔應劭曰、不輸戶賦也。如淳曰、事謂役使也。師古曰、復其身及一戶之內皆不徭賦也。復音扶曰反。〕〔漢書〕高帝紀下 五年五月

□□□□□詔書宗室有屬屬盡皆勿事戶令……犯者□行罪罰勿令爲吏

□書敕詔書發郡縣士或收宗室屬盡錢或不明……復除□□相指聽章有

〔散見簡牘合輯46（甘谷漢簡）〕

⑤母租其田一頃……一頃の田は庶人に與えられる標準の田地。三二

〇〇三三簡參照。

租、田賦也。〔說文解字〕七篇上

上曰、農、天下之本、務莫大焉。今勤身從事而有租稅之賦、是爲本末者母以異、其於勸農之道未備。其除田之租稅。〔史記〕孝文本紀 前十三年

復夷人頃田不租。〔後漢書〕南蠻西南夷列傳

稅田 稅田廿四步、八步一斗、租三斗。今誤券三斗一升、問幾何步一斗。得曰、七步卅七（一）分步廿三而一斗。朮（術）曰、三斗一升者爲法、十稅田【爲實】、令如法一步。〔算數書〕69

卿以上所自田戶田、不租、不出頃芻粟。〔317（戶律）〕

⑥勿令出租・芻粟

入頃芻粟、頃入芻三石。上郡地惡、頃入二石。粟皆二石。令各人其歲所有、毋入陳、不從令者、罰黃金四兩。收入芻粟、縣各度一歲用芻粟、足其縣用、其餘令頃入五十五錢以當芻粟。芻一石當十五錢、粟一石當五錢。〔240〕241（田律）

【解説】

秦嶺以南の諸郡・道の郵人に復徐を認める規定。郵人本人の徭役・戍役が免じられ、戸に對する役務も課せられなかった。それに續く租・芻粟の免除については、誰にかかると、どのような税が免除されるのか、正確な意味が把握しにくい。戸が保有する田地のうち、一頃分の租が免除され、郵人本人については、彼が負擔すべき租と芻粟のすべてが免じられた、というのが一案である。一方で、「母租其田——その田地に課税しない——」の内容を正確に示したのが「勿令出租・芻粟」である、という案も出た。

《二六九・二七〇》(F 179・C 193)

發致及有傳送^①、若諸有期會而失期^②、乏事^③、罰金二兩。
非乏事也、及書已具留弗行^④、書而留過旬、皆
盈一日罰金二兩^⑤。

【譯】

徵發および遞送、もしくはおよそ期日があってそれに遅れ、公務に支障をもたらしたときは、罰金二兩。公務に支障をもたらさなかったとき、及び文書が既に用意できているのに留めて移送しないとき、文書を移送したけれども留めて旬日を過ぎれば、いずれも……一日につき罰金二兩とする。

【注】

①發致及有傳送…發致は人間の徵發など。傳送は物品の輸送(二

二五簡の注①参照)。

御中發徵、乏弗行、賞一甲。失期三日到五日、許。六日到旬、賞一盾。過旬、賞一甲。其得毆、及詣。水雨、除興。(秦律十八種115)

十一年八月甲申朔己丑、夷道涓、永嘉敢獻之。六月戊子發弩九詣男子毋憂、告爲都尉屯、已受致書、行未到、去^①。●毋憂曰、變夷大男子歲出五十六錢以當繇賦、不當爲屯、尉憲遣毋憂爲屯、行未到、去^②。它如九。●憲曰、南郡尉發屯有令、變夷律不曰勿令爲屯、即遣之、不智^③故、它如毋憂。●詰毋憂、律、變夷男子歲出實錢、以當繇賦、非曰勿令爲屯也、及雖不當爲屯、憲已遣、毋憂即屯卒、已去^④、何解?毋憂曰、有君長、歲出實錢、以當繇賦、即復也、存吏、毋解。●問如辭。●鞠之。

毋憂變夷、大男子、歲出實錢、以當繇賦、憲遣爲屯、去^①、得皆審。●疑毋憂罪、它縣論、敢獻之、謁報。署獄史曹發。●吏當。毋憂當要斬、或曰不當論。●廷報、當要斬。(「秦讞書」①157)

「發」には開封する、「致」には「届けられた書」、つまり文書という意味もあり、「發致」を「文書を開封する」と解釋するのも可能かもしれない。ここでは本條と共通する語彙の見える秦律十八種115を参考にして、「發致」を「徵發」と解釋した。

船車有輸、傳送、出津關、而有傳當夫・吏、當夫・吏與敦長・方長各□□而□□□□發□□出□置皆如關□。(25(均輸律))

②若諸有期會而失期…期會は會合や提出の期日、失期は期日に遅れること。

漢五年、漢王乃追項王至陽夏南、止軍、與淮陰侯韓信・建成侯彭越期會而擊楚軍。(「史記」項羽本紀)

□期會急行毋留□□(居延簡 EPT 65: 434)

陳勝・吳廣皆次當行、爲屯長。會天大雨、道不通、度已失期。失期、法皆斬。(「史記」陳勝世家)

將軍張騫、以使通大夏、還、爲校尉。從大將軍有功、封爲博望侯。後三歲、爲將軍、出右北平、失期、當斬、贖爲庶人。(「史記」衛將軍驍騎列傳)

郵書失期前檄召候長敝詣官對狀(居延簡 123: 165)

③乏事…整理小組は「乏、廢」とする。「すてる」「缺く」の謂である。

臣聞明王之於其民也、博論而技藝之、是故官無乏事、而力不困。(「戰國策」趙策二)

元鼎二年、侯昌嗣、十二年、太初二年、坐爲太常之祠、免。〔師古曰、祠事有闕也。〕〔漢書〕高惠高后文功臣表 宣平侯張昌七年、元封六年、坐爲太常行太行令事留外國書一月、乏興、入穀贖、完爲城旦。〔師古曰、當有所興發、因其遲留、故闕之。〕〔漢書〕景武昭宣元成功臣表 成安侯韓延年

④書已具、留弗行、行書而留過旬

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令毋害都吏復案、問(聞)二千石官、二千石官丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。

(396~397 (興律))

行命書及書署急者、輒行之。不急者、日蹙(畢)、勿敢留。留者以律論之。行書(秦律十八種183)

十一月郵書留遲不中程各如牒晏等知郵書數留遲爲府職不身拘校而委(居延簡55・11+137・6+224・3)

●河東守濊、郵人官大夫內留書八日、詐更其徵書辟留、疑罪。●廷報、內當以爲僞書論。〔奏讞書〕⑫ 60

⑤皆盈一日罰金二兩

郵人行書、一日一夜行三百里。不中程半日、笞五十。過半日至盈一日、笞百。過一日、罰金二兩。郵吏居界過書、弗過而留之、半日以上、罰金一兩。書不當以郵行者、爲送告縣道、以次傳行之。諸行書而毀封者、皆罰金一兩。書以縣次傳、及以郵行、而封毀、〔縣〕劾印、更封而署其送徵(檄)曰、封毀、更以某縣令若丞印封。(273~275 (行書律))

【解説】

徵發や文書の遞送、その他もろもろの期限が設定された公務にお

いて、期日に遅れた場合の處罰を規定する。期日に遅れたことによつて公務に支障をきたしたら罰金二兩。遅れたけれども公務に支障はきたさなかつた場合、および文書を留め置くこと十日以上の場合は、別の處罰が用意されたのだろう。ところが整理小組の配列に従うと、後者もその處罰が罰金二兩、あるいはそれ以上ということになり、矛盾する。出土位置が離れていること(F179とC193)、「旬を過ぎること、みな一日を盈たさば、…」という表現が不自然であることも鑑みて、二六九簡と二七〇簡とは接續しないと判断し、別々に譯出した。

郵人による文書遞送については、注⑤に引いたとおり二七三~二七五簡に規定があり、基準よりも一日遅れば罰金二兩、とされている。

《二七二》(C194)

□^⑥不以次^⑦、罰金各四兩、更以次行之。

【譯】

…順序通りにしなかつた時には、それぞれ罰金四兩とし、あらためて順序通りにこれを移送する。

【注】

①□…整理小組の釋文は三字不明とするが、それは空白部分の長さから判断したものであろう。

②以次…

…(上略)…今且令人案行之、舉劾不從令者、致以律、論及令・承。有且課懸官、獨多犯令而令・丞弗得者、以令・承聞。以次

傳、別書江陵布、以郵行。(語書7~8)

廣武寫傳至步昌陵胡以次行(敦煌簡D1809)

【解説】

居延・敦煌漢簡には「以亭次行」「以燧次行」といった語が見え、亭から亭へ、燧から燧へ、リレー式に文書が運ばれたことが知られる。本條文はこうした遞送の順序を守らなかった場合の處罰規定。

《二七二》(C 殘11+C 237)

書不急、擅以郵行、罰金二兩。

【譯】

文書の急の扱いでないものを、勝手に郵によって移送したならば、罰金二兩。

【注】

①書不急

行命書及書署急者、輒行之、不急者、日齎(畢)、勿敢留。留者以律論之。行書(秦律十八種183)

…(上略)…令郵人行制書・急書、復勿令爲它事。…(下略)…

(265~266 (行書律))

②以郵行…「以郵行」の語は前條の注②に引いた睡虎地秦簡語書にも見える。

甲渠郵候以郵行回…(下略)…(居延簡EPT 22: 151 A)

【解説】

速達扱いではない文書を郵で移送した場合の處罰規定。注①に引いた睡虎地秦簡から、受領したらずぐに遞送してゆかねばならない文書があったことが知られ、漢簡にも「急」と書き込まれた封檢が多く見られる。こうした文書は郵で、すなわち郵人によって遞送された。郵を利用して移送できる文書は如何なるものであるのか、一定の規定があったらしく、二七六簡はその一例である。二七四簡(行書律)には「…(上略)…書不當以郵行者、爲送告縣道、以次傳行之。…(下略)…」という文章もみえる。

《二七三~二七五》(C 236・C 235・C 234)

郵人行書、一日一夜行二百里。不中程、半日、答五十、過半日至盈一日、答百、過一日、罰金二兩。郵吏居界過書。

弗過而留之、半日以上、罰金一兩。書不當以郵行者、爲送告縣道、以次傳行之。諸行書而毀封者、皆罰金

一兩。書以縣次傳、及以郵行、而封毀、□縣□効印、

更封而署其送徼(檄)、日、封毀、更以某縣令若丞印封。

275

【譯】

郵人が文書を移送するときは、一晝夜に二百里移送する。規則からはずれること半日ならば、答五十。半日を過ぎて一日までならば、答百。一日を過ぎれば、罰金二兩。郵の吏は境界において文書を通過させる。通過させずに文書を滞らせること半日以上ならば、罰金一兩。郵で移送すべき文書でなかった場合は、送り先を書いて縣道に報告

し、順次遞送する。およそ文書を移送していて封泥を壊したならば、いづれも罰金一兩。文書を縣から縣へと順次遞送し、および郵により移送して、封泥が毀れたならば、…縣…印を調べ、あらためて封をして、送付する檄に「封泥が毀れたので、あらためて某縣令もしくは丞の印にて封をした」と記す。

【注】

①郵人…二六五簡に既出。

郵人之過書、門者之傳教也、封完書不遺、教審令不遺誤者、則爲善矣。〔論衡〕定賢)

…(上略)…郵人官大夫内留書八日、詐更其徼書辟留、疑罪。

〔奏讞書〕⑫ 60)

…(上略)…成里典啓陵郵人缺除士五成里句成爲典句爲郵人

…(下略)…(里耶秦簡 J11⑧ 157A)

②一日一夜行二百里

官去府七十里書一日一夜當行百六十里書積二日少半日乃到解何書到各推辟界中

必得事案到如律令言會月廿六日會月廿四日(居延簡 EPS 4 T 2 : 8 A)

③不中程…邊境出土漢簡にも散見し、距離を基準として刑罰を定めた規程も見える。

賞罰使天下必行之、令曰、中程者賞、弗中程者誅。〔韓非子〕難一)

宮人姬八子有過者、輒令羸立擊鼓、或置樹上、久者三十日乃得衣、或髡鉗以鈹杵杵、不中程、輒掠〔師古曰、程者、作之課也。掠、笞擊也。〕、或縱狼令齧殺之、建觀而大笑、或閉不食、令餓

死。〔漢書〕景十三王傳 江都王建傳)

十一月、郵書留遲不中程各如牒晏等知郵書數留遲爲府職不身拘校而委(居延簡 55・11+137・6+224・3)

□齒廿歲白左曷行書不中程唯官謁言府(居延簡 EPE 22 : 670)

不中程百里罰金半兩過百里至二百里一兩過二百里二兩

不中程車一里奪吏主者勞各一日二里奪令□各一日(居延簡 EPS 4 T 2 : 8 B)

④郵吏…「郵吏」の用例は漢簡中に見いだし得ない。但し尹灣漢簡によれば、縣の屬吏に「郵佐」のあったことが知られる。

費。吏員八十六人。長一人、秩四百石、丞一人、秩三百石、尉

二人、秩二百石、鄉有秩二人、令史四人、獄史一人、官曹夫三

人、鄉曹夫五人、游徼五人、牢監一人、尉史三人、官佐八人、

鄉佐四人、郵佐二人、亭長卅三人、凡八十六人。(尹灣漢墓簡牘 YN 6 D 2 正「東海郡吏員簿」)

⑤爲送告縣道…同様の言い回しがなされている例を示す。

□、相國上中大夫書、請中大夫謁者・郎中・執盾・執戟家在

關外者、得私置馬關中。有縣官致上中大夫・郎中・中大夫・郎中爲書告津關、來、復傳、津關謹聞出入。馬當復入不入、以

令論。●相國、御史以聞、●制曰可。(504・505〔津關令〕)

大群至數千人、擅自號、攻城邑、取庫兵、釋死罪、縛辱郡守都

尉、殺二千石、爲檄告縣趨具食。小群以百數、掠園鄉里者不可

稱數。〔漢書〕酷吏傳 咸宣傳)

⑥以次傳行…二七一簡注②で引いた語書では、「以次傳」が「以郵行」と對になって現れている。

廣田以次傳行至望遠際止(居延簡 273・29 A)

⑦以縣次傳…

黯曰、長安令亡罪、獨斬臣黯、民乃肯出馬、且匈奴畔其主而降漢、徐以縣次傳之、何至令天下騷動。〔《漢書》汲黯傳〕

⑧封毀…

毀封、以它完封印印之、耐爲隸臣妾。〔16（賊律）〕

⑨劾印…整理小組は「劾、讀爲核」とする。毀れた封泥の印文を記録することであろうか。

具簿

二千石□賦見爲劾印章曰 廣德內史章小府

千石□賦見爲劾印章曰 □□內丞書佐十人

凡各百石其一人護工 （居延簡二三・18）

⑩檄…注①に引用した「奏讞書」の「檄書」も参照のこと。

上曰、非汝所知、陳豨反、趙代地皆豨有、吾以羽檄徵天下兵〔師古曰、檄者、以木簡爲書、長尺二寸、用徵召也、其有急事、則加以鳥羽插之、示速疾也、魏武奏事云、今邊有警、輒露檄插羽。檄音胡歷反〕、未有至者、今計唯獨邯鄲中兵耳。〔《漢書》高帝紀下 十年九月〕

【解説】

まず郵人による文書の送付に遅れがあった場合の處罰を規定する。注②に引いたとおり、類似的の規定が居延漢簡にも見えるが、そこでは一晝夜に進むべき距離が百六十里とされており、本條文と食い違う。参考に唐代の遞送速度を示しておく。

凡陸行之程、馬日七十里、步及驢五十里、車卅里。…〔《大唐六典》度支員外郎〕

宜以永昌元年十一月爲載初元年正月、十有二月改臘月、來年

正月改爲一月、自載初元年正月一日子時已前大辟罪已下、罪無輕重、已發覺・未發覺、已結正・未結正、繫囚・見徒、皆赦除之。…敕書日行五百里。…〔《唐大詔令集》卷四、改元載初敕〕

續いて郵吏の職務怠慢にも言及される。「居界過書」とは「界」（郵と郵との境界か）にあつて文書の通過をチェックすることであろうが、詳細は不明。

「書不當以郵行者」以下は、文書遞送中に生じたトラブルについて、對處法や處罰を規定する。まず郵を利用して送るべきではない文書が郵で送られていた場合は、縣道に報告され、送付方法が改められる。また遞送中に封泥が毀れた場合は、毀れた封泥の印文を記録して、改めて封印し直し、そのことが「送檄」に記された。「送檄」が同時に送付された檄なのか、それとも遞送記録のようなものなのか、はっきりしない。参考までに、文書遞送の遅れに關する唐律の規定を示す。

諸稽緩制書者、一日笞五十（膽制・敕・符・移之類皆是）、一日加一等、十日徒一年。其官文書稽程者一日笞十、三日加一等、罪止杖八十。〔《唐律疏議》職制21〕

諸驛使稽程者、一日杖八十、二日加一等、罪止徒二年。若軍務要速、加三等、有所廢闕者、違一日、加役流。以故陷敗戶口・軍人・城戍者、絞。〔《唐律疏議》職制33〕

《二七六》（F 126）

諸獄辭書五百里以上、及郡縣官相付受財物當校計者書、皆以郵行。

【譯】

およそ裁判文書で五百里以上のもの、および郡縣の官が財物を互いに授受して照合すべき場合の文書は、いずれも郵により移送する。

【注】

①辟書：「召喚狀」という解説もあるが、「辟」には「調べる、捜査する」という意味があり、むしろ捜査・裁判関係の文書と解すべきだろう。

：（上略）：書廷辟有日報、宜到不來者、追之。 行書（秦律十八種¹⁸⁵）

籍死罪死罪、伏惟、明公以含一之德、據上臺之位、羣英翹首、俊賢抗足、開府之日、人人自以爲掾屬、辟書始下、下走爲首「善曰、辟猶召也」。〔文選〕卷四〇 阮籍「奏記詣蔣公」正法罪、辟刑獄。〔杜預注、辟、猶理也。〕〔春秋左氏傳〕文公六年）

甲渠鄣候以郵行回 十一月辛丑甲渠守候 告尉謂不侵候長憲等寫移檄到各推辟界中相付受日時具狀會月廿六日如府記律令（居延簡 EPT 22：151 D）

②相付受財物當校計者書：

新始建國地皇上戊三年五月丙辰朔乙巳裨將軍輔平居成尉汲丞謂城倉閒田延水甲溝三十井殄北卒未得

「□……付受相與校計同月出入毋令繆如律令（居延簡 EPT 65：23 A）

建武四年□□壬子朔壬申守張掖□曠丞崇謂城倉居延甲渠卅井殄北言吏當食者先得三月食調給

有書爲調如牒書到付受與校計同月出入毋令繆如律令（居延簡 EPT 22：462 A）

【解説】

郵を利用して遞送できる文書について規定する。ここで言及されているのは二種類の文書で、まず「獄辟書」は裁判関係の文書と考えられる。史書にも「辟書」なる語が見えるが、それは「辟召の書」で、裁判がらみでの召喚狀を意味するものではない。そこで、「辟」は「推辟」「逐辟」の意で、「捜査の書」のこと、と解釋した。いずれにせよそうした文書を五百里以上遠に送る場合は郵が利用できた。續いて挙げられているのが「郡縣官相付受財物當校計者書」である。漢簡の用例からして、「相付受」とは財物や書狀を授受すること、付受相與校計は受け取り側と受け渡し側の記録をつき合わせて調査することである。そうした調査に関する文書も郵で移送することが許された。

《二七七》（F 125）

■行書律

【解説】

行書律なる律名は睡虎地秦簡秦律十八種に見え、急ぎの文書の送達法（183、二七二簡の注②参照）や、文書遞送に関わる事務處理、如何なる者に文書を運ばせるべきか、等（184、185）について規定する。

《二七八～二八〇》（C 191・F 85・F 86）

□□工事縣官者復其戸而各其工。大數衛（率）取上手⁸⁶什

(十) 三人爲復、丁女子^③各二人、它各一人、勿筭(算) 繇^④ 賦^④ 家母當 278

繇(徭)者、得復縣中它人。縣復而毋復者、得復官在所縣人^⑤。新學盈一歲、乃爲復、各如其手次。盈二歲而巧^⑥不成者、勿爲復。 280 279

【譯】

……工匠で役所に仕える者は、その戸を復除すること、それぞれの工匠ごとに決める。おおむね、腕の良い工匠は十人に三人の割合で選んで復除し、成人女子ならばそれぞれ二人、その他の者はそれぞれ一人とし、徭役を課してはならない。家に徭役が課されていない場合は、縣中の他の者を復除することができる。縣が復除するのにその対象者がいない場合は、官の所在の縣の人を復除する。新たに學んで一年に及べば、そこで復除することとし、それぞれその技量の上下にしたがう。二年に及んでも技量が向上しない場合は、復除してはならない。

【注】

①復其戸…復は、免除する。但し、徭役を免除するのか、賦税を免除するのか、ここでは決めかねる。

魏氏之武卒、以度取之、衣三屬之甲、操十二石之弩、負服矢五十个、置戈其上、冠軸帶劍、贏三日之糧、日中而趨百里、中試則復其戸、利其田宅。〔楊倞曰、復其戸、不徭役也。利其田宅、不征衆也。〕〔荀子〕議兵

中試則復其戸、利其田宅。〔師古曰、復、謂免其賦稅也。〕〔漢

書〕刑法志)

②上手…技能の高い工匠。

尙方令一人、六百石。本注曰、掌上手、工作御刀劍諸好器物。

〔續漢書〕百官志三)

五月、交趾郡吏呂興等反、殺太守孫譚。譚先是科郡上手、工千餘人送建業。〔三國志〕孫休傳)

③丁女子…成人女子。

客馮面而蛾傳之、主人則先之知、主人利、客適。客攻以遂、十萬物之衆、攻無過四隊者、上術廣五百步、中術三百步、下術五十步。諸不盡百五步者、主人利而客病。廣五百步之隊、丈夫千人、丁女子二千人、老小千人、凡四千人、而足以應之、此守術之數也。使老小不事者、守於城上不當術者。〔墨子〕備城門) 諸男女有守於城上者、什六弩・四兵。丁女子・老少、人二矛。〔墨子〕號令)

④勿筭繇賦…譯では「徭賦を算する勿かれ」と訓じて解しておいた。「算」は「算賦(を課す)」の謂であるが、同時に課税對象者を數える際の單位にもなる。ここでの「算」は「課税對象者として數える」という意味であると考え、譯出した。だが「算・徭の賦勿し」と訓じて「算賦と徭役の割當は無い」と解釋する可能性も捨て切れない。

流民還歸者、假公田、貸種食、且勿算事。〔師古曰、不出算賦及給徭役。〕〔漢書〕宣帝紀)

非七大夫以下、皆復其身及戸、勿事。〔師古曰、復其身及一戸之内皆不徭賦也。復音扶目反。〕〔漢書〕高帝紀下)

…〔上略〕…變(蠻)夷、大男子、歲出五十六錢以當繇(徭)賦、不當爲屯、…〔下略〕…〔奏讞書〕① ②)

⑤官在所縣・鐵官など、工匠が所屬する官署の所在地の縣を言うのである。

⑥巧・技藝。

隸臣有巧可以爲工者、勿以爲人僕・養。均（秦律十八種 113）

【解説】

國家に仕える工匠には復除の特權が與えられるが、そのやり方には工匠ごとに（あるいはその集團ごとに）區別がある。腕の良い工匠であれば、成人男子は十人中三人、成人女子は十人中一人、その他には十人中一人に復除が認められ、徭賦が免除された。ここに見える「徭賦」を「徭役と算賦」と解釋することもできるが、後文には「徭」しか出てこないで、「徭賦」は「徭・賦」ではなく、徭役ないしはそれに代えて納められる財物のことと理解した。「家毋當徭者」得復官在所縣人」は徭役該當者がいなかった場合、代わりに他の者を復除する規定であろうが、意味するところが把握しにくい。「新學盈一歲」以下は、年季の淺い工匠への復除について規定する。睡虎地秦簡（秦律十八種 111、均工律）にも工人の教育・養成にかんする規定が見え、そこでも二年で一人前になることが求められている。

《二八二》（C 265）

■復律

【譯】
復律

【解説】

「復律」なる律名は他に見えない。二七八～二八〇簡が一連の條文とされ、この復律に配列されているが、出土位置が互いに離れていることが氣に掛かる。

《二八二～二八四》（C 165・C 169・C 174）

賜衣者六丈四尺、緣五尺、絮三斤。襦二丈二尺、緣丈、絮三斤。袴（袴）二丈一尺、絮二斤半。衾五丈二尺、緣二丈六尺、絮十一斤。五夫以上
282
錦表、公乘以下緣表、皆帛裏。司寇以下布表裏。二月盡八月賜衣襦、勿予裏絮。二千石吏不起病者、賜衣襦棺及官衣常（裳）。
283
郡尉、賜衣棺及官常（裳）。千石至六百石吏死官者、居縣賜棺及官衣。五百石以下至丞尉死官者、居縣賜棺。
284

【譯】

上着を賜與する場合は六丈四尺、その緣飾りは五尺、中綿は三斤。下着は二丈二尺、その緣飾りは一丈、中綿は三斤。袴は二丈一尺、その中綿は一斤半。衾は五丈二尺、その緣飾りは二丈六尺、中綿は十一斤。五大夫以上は錦の表地、公乘以下は縵の表地で、いずれも絹の裏地とする。司寇以下は表地・裏地とも麻布とする。二月から八月までは上着・下着を賜與する際、裏地と中綿は與えない。二千石の吏で死亡した者には、上着・下着・棺と、官衣・裳を賜與する。郡尉には、上着・棺と、官裳を賜與する。千石から六百石の、吏で在官中に死亡した者については、その在任した縣が棺及び官衣を賜與する。五百石以下、丞・尉までの吏で在官中に死亡した者については、そ

の在任した縣が棺を賜與する。

【注】

①衣…上衣

凡服上曰衣、衣、依也。人所依以芘寒暑也。〔釋名〕釋衣服

②緣…衣服の縁飾り。二五八、二五九簡注⑥參照。

③襦…綿を入れた保溫用の下着。

襦、短衣也。〔說文解字〕八篇上

襦、煖也。言溫煖也。〔釋名〕釋衣服

單襦、如襦而無絮也。〔同上〕

④袴…兩足を別々に通すズボンの類

袴、跨也、兩股各跨別也。〔釋名〕釋衣服

⑤衾…上にかけるふとん。着物のかたちをした夜着の類か。

衾、大被。〔說文解字〕八篇上

衾、广也。其下廣大如广、受人也。〔釋名〕釋衣服

⑥五大夫…二十等爵の下から第九等。漢爵では六百石以上の吏に

して始めて五大夫以上を得た。

⑦錦…染色した糸で模様を織りだした絹。

錦、裏邑織文也。〔說文解字〕七篇下

鄭玄云、貝、錦名。詩云、萋兮斐兮、成是貝錦。凡爲織者、先

染其絲、乃織之、則文成矣。〔書〕禹貢 正義所引鄭玄注

⑧縵…模様のない絹。

縵、繪無文。从糸曼聲。漢律曰、賜衣者、縵表白裏。〔說文解

字〕十三篇上

⑨布…麻布。二五八、二五九簡注②參照。

⑩二月盡八月…次に擧げる睡虎地秦簡では、冬衣の支給は九月か

らとなっている。

受衣者、夏衣以四月盡六月稟之、冬衣以九月盡十一月稟之、過時者勿稟。…〔下略〕…〔秦律十八種90〕

⑪不起病…ここでは在官中に死ぬことの婉曲表現であろう。

還歸未引決、上遂賜冊曰、…欲退君位、尙未忍、君其孰念詳

計、…君其自思、強食慎職、使尙書令賜君上尊酒十石・養牛

一、君審處焉。方進即日自殺。〔如淳曰、漢儀注有天地大變、

天下大過、皇帝使侍中持節乘四白馬、賜上尊酒十斛・牛一頭、

策告殃咎。使者去半道、丞相即上病、使者還未白事、尙書以丞

相不起病聞。〕〔漢書〕翟方進傳

⑫官衣裳…官人の着用する衣・裳の意か。裳は男女共通に使われ

たスカート状のもの。

凡服上曰衣。…下曰裳。裳、障也。所以自障蔽也。〔釋名〕釋

衣服

⑬死官…在官中に死ぬこと。在官中に死んだ者には「法賻」が贈ら

れる。

疾病、召丞掾作先令書、曰。告子恢、吾生素餐日久、死雖當得

法賻、勿受。〔如淳曰、公令、吏死官、得法賻。師古曰、贈終

者布帛曰賻、音附。〕〔漢書〕何敞傳

視、贈終者衣被曰視。〔說文解字〕八篇上

⑭居縣…現在居住している縣。

宦者、都官吏、都官人有事上爲將、令縣貢之、輒移其稟縣、稟

縣以減其稟。已稟者、移居縣責之。倉。〔秦律十八種44〕

〔高祖八年〕十一月、令士卒從軍死者爲椁、歸其縣、縣給衣衾

棺葬之具、祀以小牢、長吏視葬。〔臣瓚曰、…金布令曰、不幸

死、死所爲椁、傳歸所居縣、賜以衣棺也。〕〔漢書〕高帝紀下

【解説】

まず賜與される衣・襦・袴・衾について、生地・縁飾り・眞綿の分量を規定する。爵位によって生地・質に差がつけられ、夏期には裏地と中綿は賜與されなかった。以上の部分には、それが如何なる契機による賜與なのか、明記されていない。史書には災害時、賜爵時の、あるいは邊境への移住者に對する衣服の賜與などが見え、そうした様々な契機に衣服を賜與する際、本條が参照されたのである。

「二千石」以下は官僚が死亡した際の衣服、および棺の賜與について規定する。二千石／郡尉／千石／六百石／五百石以下、というカテゴリーがここに見て取れる。『漢書』百官表では郡尉は比二千石であるが、二年律令の秩序では二千石とされている。この時點では郡尉も二千石であつたはずだが、他の二千石とは區別されていることになる。死亡した官僚への賜與については、たとえば『漢舊儀』には次のように記される。

丞相有疾、皇帝法駕親至問疾、從西門入。即薨、移居第中、車駕往弔、贈棺・棺斂具、賜錢・葬地。葬日、公卿已下會葬焉。〔『漢書』翟方進傳注引『漢舊儀』〕

後代の制度に目を移すと、『通典』卷八六の「贈賻」には、唐代における死亡した官吏への賜與が規定されている。

《二八五》(C 173)

官衣一、用纁。六丈四尺、帛裏、毋絮。常(裳)一、用纁二丈。

【譯】

官衣一着につき、纁を用いること六丈四尺、裏地は絹で、中綿はなし。官裳一着につき、纁を用いること二丈。

【注】

①纁：二八二、二八四簡注⑧参照。

【解説】

官衣・官裳の規格を規定する。ただし官服にも秩祿により差がつけられていたはずだがここには一種類の規格しか挙げられていない。ここに見える「官衣」の規格は、前條と照らし合わせると、公乘以下に賜與された上衣(夏用)のそれとほぼ等しい。

《二八六》(F 77)

吏各循行其部中、有疾病□者收食、寒者假(假)衣、傳詣其縣。

【譯】

吏は各々その管轄區域内を巡察し、病を病んだ者がいれば收容して食を與え、ここえている者には上着を貸與し、その縣に傳送する。

【注】

①循行部中：居延漢簡に「循行部中」「循行部界中」「循行部」などの言葉が見える。

候長等各循行部、嚴告吏卒明畫天田謹迹候常□(居延簡 EPT)

5:59)

②□□…整理小組は「色」と釋讀するが、讀めない。

③收食…收容して食糧を支給する。

關東比歲不登、吏民以義收食貧民、入穀物助縣官振贍者、已賜直、〔師古曰〕…收食貧人、謂收取而養食之。…〔漢書〕成帝紀 永始二年二月

④傳詣…驛傳施設等を利用してリレー式に送らせること。

民犯鑄錢、伍人相坐、沒入爲官奴婢。其男子、檻車、兒女子、步以鐵鎖琅當其頸、傳詣鍾官、以十萬數。〔漢書〕王莽傳下

敢言之以亭次傳詣獄、〔居延簡148・44〕

…〔上略〕…今盜丙足、令吏徒將傳及恆書一封詣令史、可受代吏徒、以縣次傳詣成都、…〔下略〕…〔封診式48・49〕

王莽傳の例が示すとおり、驛傳の馬車を利用した移送とは限らない。

【解説】

貧寒なる者に衣食を支給する規定。このような支給が折にふれて行われたことは史書にも多く記される。一例を挙げておく。

六月、關東饑、齊地人相食。秋七月、詔曰、歲比災害、民有菜色、慘怛於心。已詔吏虛倉廩、開府庫振救、賜寒者衣。…〔漢書〕元帝紀

史書に残る例では、あくまで一時の恩恵として實施されている。

だが本條の規定では、部内を循環して衣食を支給することは定期的に行われることになっていた。

《二八七》(F80)

□□母以相鄉(饗)者、賜米二石^①、一豚^②、酒一石。

【譯】

……たがいに饗禮を行うものがなければ、米二石、子豚一頭、酒一石を與える。

【注】

①□□…整理小組は「□□□□□室」と釋讀するが、圖版を見る限り、簡上部は明らかに斷裂しており、かつ「室」字は見えない。

②鄉(饗)…整理小組は「饗、《說文》、「鄉人飲酒也」とするが、饗は必ずしも鄉飲酒禮には限らない。

蜡也者、索也、歲十二月、合聚萬物而索饗之也。〔鄭注〕…饗者、祭其神也。…〔禮記〕郊特牲

宰自主人之左贊命、命曰、孝孫某筮、來日某諏此某事、適其皇祖某子、尙饗。〔儀禮〕特牲饋食禮

③米…脱穀した穀物。

④豚…豚は禮秩の上では最下等、庶人の祭祀に用いられたとされる。

豚、小家也。〔說文解字〕九篇下

凡接子擇日、豕子則大牢、庶人特豚、士特豕、大夫少牢、國君世子大牢、其非豕子、則皆降一等。〔禮記〕内則

【解説】

饗禮に際しての賜與を規定するようだが、上端を缺き、詳細は不明。「以て相饗するなし」というのも、饗禮に必要な物資がないのか、饗禮を支えるための人員が足りないのか、意味するところが判然としない。酒肉の賜與は史書に多くの例が見え、例えば武帝の封禪の際には、百戸ごとに「牛一酒十石」が賜與された（『史記』封禪書）。

《二八八》（F 74）

一室二埧在堂^①、縣官給一棺^②。三埧在當（堂）、給二棺。

□

【譯】

一室で二つの亡骸が堂に安置されておれば、國家より一棺を給付する。三つの亡骸が堂に安置されておれば、二棺を給付する。

【注】

①埧在堂

掘埧見枉。「鄭注、埧、埋棺之坎者也…、疏、云埧埋棺之坎者、埧訓爲陳、謂陳尸於坎、鄭卽以埧爲埋棺之坎也。…」〔『儀禮』士喪禮〕

假葬於道側曰埧。〔『釋名』釋喪制〕

古者諒闇不言、聽於冢宰、三年無改於父之道。前大行尸柩在堂、而官爵臣等以及親屬、…詔書比下、變動政事、卒暴無漸。

〔『漢書』師丹傳〕

受降都尉前死、喪柩在堂、廣明召其寡妻與姦。〔『漢書』酷吏傳田廣明傳〕

士喪禮に言う埧は埋棺の穴の意。また『釋名』に據ると假葬のこと。ここでは亡骸を指す婉曲表現であろう。在堂とあるので、尸柩が堂にあって未だ假葬もされていない状態を指すか。要するに二埧在堂、三埧在堂とは、二件ないし三件の不幸が同時に起きたことを意味するのであろう。

②縣官給一棺

若國札喪、則令賻補之。「鄭司農云、賻補之、謂賻喪家、補助其不足也。若今時一室二尸則官與之棺也。」〔『周禮』秋官小行人〕

【解説】

一つの家屋に暮らす家族に、同時に複数の不幸があった場合、國家が棺を支給する旨規定する。注②の『周禮』注に引かれた漢制と同じものである。一家に複数の死者がでた場合の處置について、『漢書』平帝紀には、

郡國大旱、蝗、青州尤甚、民流亡。…賜死者一家六尸以上葬錢五千、四尸以上三千、二尸以上二千。

なる記事も見え、ここでは錢が支給されている。

《二八九》（F 76）

賜棺享（埧）而欲受齋^①者、卿以上^②予棺錢^③級千、享（埧）級六百。五夫以下棺錢級六百、享（埧）級三百。母爵者棺錢三百。

【譯】

棺槨の賜與に當たり、金錢で受け取ろうとする者は、卿以上であ

れば棺錢を與えること爵一級ごとに千錢、柳は一級ごとに六百錢。五大夫以下であれば棺錢を與えること一級ごとに六百錢、柳は一級ごとに三百錢。爵なき者は、棺錢を與えること三百錢。

【注】

①齋：整理小組は「齋、通「資」、此指錢。《漢書・霍去病傳》注、「齋與資同。」とする。睡虎地秦簡にも齋の字があり（「以

齋律責之」（秦律十八種103）など）、「睡虎地」は「齋、通資字、資材。《齋律》當爲關於財物的法律。」とする。「齋」は供物の意味を持ち、死者とともに埋めるものを齋送という。ここで「齋」字が用いられているのは、「見舞金」「弔慰金」の意をこの字が含んでいるからとも考えられる。

莊子曰、吾以天地爲棺槨、以日月爲連璧、星辰爲珠璣、萬物爲齋送。〔《莊子》列御寇〕

②卿以上：第十爵の左庶長、第十八爵の大庶長。二三六簡注②參照。

③棺錢

詔曰：賜死者棺錢、人三千。：〔師古曰、賜錢三千以充棺。〕

〔《漢書》哀帝紀 綏和二年秋〕

九月戊辰、地震裂、制詔曰、：賜郡中居人壓死者棺錢、人三千。：〔《後漢書》光武帝紀下 建武二十二年〕

【解説】

二八二～二八四簡には官僚に對する棺槨賜與規定が見えたが、本條は爵位を基準にした規定で、かつ棺槨そのものでなく、棺錢・柳錢の賜與を希望した場合の額を示す。爵位によって賜與額に大きな

差があり、純粹に棺槨購入のための錢ではなく、實質は見舞金であったと考えられる。ただし無爵者も含めた全ての者に棺（ないしは棺錢）が賜與されたとは考えにくいので、あくまで、何らかの事由によって棺槨が賜與されることになった際の規定であろう。注③に史書に見える棺錢の例を挙げたが、これらに比べれば本條の棺錢は格段に安い。時代差、ないしは民爵賜與の頻發が及ぼした影響などを考慮せねばならない。

惠帝即位の詔には、葬事に對する金錢の賜與額が見える。參考までに掲げておく。

賜給喪事者、二千石錢二萬、六百石以上萬、五百石、二百石以下至佐史五千。視作斥上者、將軍四十金、二千石二十金、六百石以上六金、五百石以下至佐史二金。〔《漢書》惠帝紀〕

《二九〇》（F 64）

諸當賜、官毋其物者、以平賈（價）^①予錢。

【譯】

およそ賜與に當たり、官にその物資がない場合は、その物資の評価額によって錢を與える。

【注】

①平價：八〇簡注②參照。

《二九一～二九三》（C 214・C 213・C 218）

賜不爲吏及宦皇帝^②者、關内侯以上比二千石、卿比千石、五夫比八百石、公乘比六百石^③、公夫^④・官夫^⑤比五百^⑥。291

石、夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。母爵者、飯一斗、肉五斤、酒大半斗、醬少半升。²⁹²

司寇・徒隸、飯一斗、肉三斤、酒少半斗、鹽廿分升一。²⁹³

【譯】

吏でない者及び皇帝の近臣に賜わる場合、關内侯以上は二千石に比らえ、卿は千石に比らえ、五大夫は八百石に比らえ、公乘は六百石に比らえ、公大夫・官大夫は五百石に比らえ、大夫は三百石に比らえ、不更是有秩に比らえ、簪裹は斗食に比らえ、上造・公士は佐史に比らえ。爵のない者は飯一斗、肉五斤、酒三分の二斗、醬三分の一升とする。司寇・徒隸は飯一斗、肉三斤、酒三分の一斗、鹽二十分の一升とする。

【注】

①宦皇帝…一八四簡注①參照。

②關内侯・卿・五大夫・公乘…同様の區切りが他にも見える。

不爲後而傳者、關内侯子二人爲不更、它子爲簪裹、卿子二人爲不更、它子爲上造、五大夫子二人爲簪裹、它子爲上造、公乘、公大夫子二人爲上造、它子爲公士、官大夫及大夫子爲公士、不更至上造子爲公卒。(359~360(傳律))

疾死疊後者、徹侯後子爲徹侯、其母適(嫡)子、以孺子□子。關内侯後子爲關内侯、卿園(後)子爲公乘、【五大夫】後子爲公大夫、公乘後子爲官。(367(置後律))

③有秩・斗食・佐史…有秩は百石以上の掾史。從來は百石と考え

られてきたが、二年律令秩律には百二十石の有秩も見え。斗食、佐史は百石以下の吏の秩。二九七簡の注②③も參照のこと。

…(上略)…有秩毋乘車者、各百廿石。(470(秩律))

百石以下有斗食、佐史之秩、是爲少吏。〔師古曰、漢官名秩簿云、斗食月奉十一斛、佐史月奉八斛也。一説、斗食者、歲奉不滿百石、計日而食一斗二升、故云斗食也。〕〔漢書〕百官公卿表上)

④飯…調理した穀物。『九章算術』粟米に、糲米、粳米、粳米、御米に對して各おの「某飯」がみえ、その換算比率は糲米を除いて一對二である。

粟米之法 粟率五十 糲米三十 粳米二十七 粳米二十四 御米二十一 小麴十三半 大麴五十四 糲飯七十五 粳飯五十四 粳飯四十八 御飯四十二 菽、荅、麻、麥各四十五 六十 (『九章算術』粟米)

⑤醬…穀類で作った發酵調味料。

蕪夷鹽豉醢酢醬。〔師古注、醬以豆合麴而爲之也。〕〔急就篇〕第九)

齊必變食、…不時不食、割不正不食、不得其醬不食…。〔馬融注、魚膾非芥醬不食。〕〔論語〕鄉黨)

肉や魚で作る多くの種類の醬があるが、單に醬とあると、穀類で作られたものであろう。馬王堆一號墓の遺策では、肉醬一資、爵醬一資、馬醬一資と、鹽一資、醬一資が各おの別のグループになっている。また『論語』に見える通り、様々な儀禮の場でもそれぞれに適した醬があった。

⑥司寇…九〇・一二四簡に既出。司寇が賜與の対象になること

は、二八三簡に見える。また隱官とともに田や宅を所有することが三一〇～三一六簡から知られる。

⑦徒隸・二四九簡注①参照。

【解説】

酒食の賜與に際して、官秩を持たない者については爵位を官秩に読み替えて賜與額が決められた。本條はその読み替えの基準を示す。官秩に應じた賜與額は二九七～三〇〇簡に規定されている。さらに爵位（および官秩）を持たない者への酒食賜與額も規定される。二九三簡に進むと、こんどは司寇・徒隸への賜與額が見えるが、二九二簡は途中で終わっていて、下部に空白がある。同じく酒食賜與に關する規定であるから、内容からすれば接續しそうだが、二九三簡が獨立した條文である可能性もある。

《二九四》(C 219)

吏官庫(卑)①。而爵高、以宦皇帝者爵比賜之。

【譯】

官秩は低いが爵が高い吏は、皇帝の近臣の爵に比らえて賜與する。

【注】

①卑官：一〇三簡(具律)に既出。官秩の低い官。

【解説】

官秩の割には高い爵位を持つ者には、爵位を官秩に読み替えて賜

與がなされた。「皇帝に宦たる者の爵を以てこれに比賜す」とは、前條(291～293)の規定の則って爵位を官秩に読み替えることを言うのであろう。官秩が低い割には高い爵を持つ者がいたということは、官秩と爵位を對應させるための制度的な裏付けがなかったことを示す。だが同時に、こうした條文が例外規定のように存在したことは、官吏は通常官秩に見合った爵位を有していたことも窺わせる。

《二九五》(C 210)

賜公主^①比二千石。

【譯】

公主に賜與するときは、二千石に比らえる。

【注】

①公主：二三三簡注①参照。皇帝の娘。

【解説】

賜與に際しては公主は二千石に比せられた旨規定する。『漢書』成帝紀に公主と吏二千石に黄金が賜與された例が見える。

賜諸侯王・丞相・將軍・列侯・王太后・公主・王主・吏二千石黄金、…(『漢書』成帝紀)

《二九六》(F 殘1)

御史^①比六百石、□^②…□

【譯】

御史は六百石に比え、：

【注】

①御史・二年律令の秩律には千石とみえる。『通典』に引く『漢舊儀』では六百石となっている。

●御史大夫、廷尉、内史、典客、中尉、車騎尉、大僕、長信詹事、少府令、備塞都尉、郡守、尉、衛（衛）將軍、衛（衛）尉、漢中大夫令、漢郎中、奉常、秩各千石。御史、丞相、相國長史、秩各千石。（440～441（秩律））

御史、員四十五人、皆六百石。『通典』職官六所引『漢舊儀』②□…整理小組は「相」と釋讀する。木へんは見えるが、右半は釋讀できない。

【解説】

本條文を見る限りでは、あたかも御史には官秩がなかったかの如くである。《二年律令》秩律で千石とされていた御史は、『漢舊儀』では六百石となっており、その官秩に變遷があったことを窺わせる。

《二九七》（C124）

賜吏酒食、衛（率）秩百石而肉十二斤、酒一斗、食・令史^②肉十斤、佐史^③八斤、酒七升。

【譯】

吏に酒食を賜うとき、その率は秩百石ごとに肉十二斤、酒一斗とする。斗食・令史は肉十斤、佐史は八斤、酒七升とする。

【注】

①率…而

先帝哀憐百姓之愁苦、衣食不足、制田二百四十步而一畝、率三十而稅一。（『鹽鐵論』未通）

②斗食令史…斗食は官秩の一區分であり、令史は官職名である。令史のなかには斗食の者もいたことは左に挙げた用例の通り。

丞相司直、諫大夫秩六百石、丞相少史秩四百石、次三百石、百石、書令史斗食、缺、試中二十書佐高第補、因爲騎史。…選中二十書佐試補令史、令史皆斗食。（『漢舊儀』丞相條）

甲渠候官斗食令史孫良 遷缺（居延簡 EPE 22：59）

③佐史…佐史は斗食よりさらに一段階下になる。

百官受奉例。大將軍、三公奉、月三百五十斛。中二千石奉、月百八十斛。二千石奉、月百二十斛。比二千石奉、月百斛。千石奉、月八十斛。六百石奉、月七十斛。比六百石奉、月五十斛。四百石奉、月四十五斛。比四百石奉、月四十斛。三百石奉、月四十斛。比三百石奉、月三十七斛。二百石奉、月三十斛。比二百石奉、月二十七斛。一百石奉、月十六斛。斗食奉、月十一斛。佐史奉、月八斛。凡諸受奉、皆半錢半穀。（『續漢書』百官志）
祭長史君百石吏十二人斗食吏二人佐史八十八人錢萬二（居延簡 59・40 + 220・12）

【解説】

官僚への酒食賜與規定。ただし酒と肉のみで、穀物等については二九八～三〇〇簡に別に規定される。有爵者については、爵位を官秩に讀み替えた（291～293）うえで、本條文が適用されたのであろう。

條文中の「斗食令史」は「斗食の役人と令史」と解釋して譯出したが、そうなるとなぜ令史だけが別にとりあげられるのか分からなくなる。一方「斗食の令史」と解釋する案も出たが、それでは斗食でない令史はどうなるのか、など、いずれもいまひとつ意味が通じない。
※別譯「…斗食の令史は肉十斤、…」

《二九八》(C 殘 13 + C 125)

二千石吏食粢(粢)①・粢②・糲(糲)③ 各一盛④、醢⑤・醬
各二升、介(芥)⑥ 一升。

【譯】

二千石の吏に賜與する食は、粢・粢・糲は各おの一盛、醢・醬は各おの二升、芥は一升である。

【注】

① 粢(粢)…若干精米した穀物。秦律十八種の倉律(41)42)や算數書(88)90)によれば、「禾黍」を精白していったもので、粟…粢 50…27。

糲、粟重一石、爲十六斗大半斗、舂爲米一斛曰糲。(『說文解字』七篇上)

粢、糲米一斛舂爲九斗曰粢。(同)

【粟一】石六斗大半斗、舂之爲糲米二石、糲米二石爲粢米九斗。九【斗】爲毀米八斗。…(下略)…(秦律十八種 41)

程禾 程曰、禾黍二石爲粟十六斗泰(大)半斗、舂之爲糲米一石、糲米一石爲粢米九斗、粢米【九】斗爲毀(毀)米八斗。王程曰、稻禾一石爲粟廿斗、舂之爲米十斗、爲毀(毀)粢米六

斗泰(大)半斗。…(下略)…(『算數書』88)89)

② 粢…粢は精米した穀物。注①に引いた算數書では「稻禾」を精白していったもの。あるいはウルチマイともされる。

粢、稻重一石爲粟二十斗、爲米十斗、曰毀、爲米六斗大半斗曰粢。(『說文解字』七篇上)

稻後禾熟、計稻後年。已獲上數、別粢、糲黏稻。別粢、糲之釀、歲異積之、勿增積、以給客、到十月牒書數、上内【史】。倉(秦律十八種 35)36。『睡虎地』の注では、「粢、疑讀爲秬。《一切經音義》四引《聲類》、秬、不粘稻也。」と、粢と糲をウルチとモチの違いと考えている。

③ 糲…糲はモチマイ。

粢・糲 說文沛國謂稻曰粢、或作糲。(『集韻』換韻)

④ 一盛…穀物の盛られた盒の類一つ分。律文では穀物九升と規定される。

食一盛用米九升。(301(賜律))

黃菜食四器盛

白菜食四器盛

稻食六器其二檢四盛

麥食二器盛

■右方食盛十四合檢二合(散見簡牘合輯 1225 ~ 1229(馬王堆一號漢墓出土簡))

⑤ 醢…す。

子曰、孰謂微生高直、或乞醢焉、乞諸其隣、而與之。[邢昺疏、醢、醢也。](『論語』公治長)

⑥ 芥…からし。
醢醬干瓠…此亦比干乘之家、其大率也。(『史記』貨殖列傳)

膾、春用葱、秋用芥。「鄭玄注、芥、芥醬也。孔穎達疏、上云、魚膾、芥醬、則謂秋時用芥、芥辛、於秋宜也。」（『禮記』内則）

【解説】

二千石の吏に賜與される穀物と調味料・副食の量を規定する。穀物はより精白されたものが賜與されている。

《二九九》（C 126）

千石吏至六百石、食二盛、醢・醬各一升。

【譯】

千石から六百石までの吏には、食二盛、醢・醬は各おの一升を賜う。

《三〇〇》（C 216）

五百石以下、食一盛、醬半升。

【譯】

五百石以下には、食一盛、醬半升を賜う。

【解説】

前條は千石・六百石、本條は五百石以下の吏に對する穀物等の賜與額を規定する。二千石／千石・六百石／五百石、という區分分けは傳食律（232～237）にも看取できる。二九七簡以下、本條まで酒食の賜與規定が續くが、これが如何なる契機によって行われる賜與なのかについては、やはり言及がない。

《三〇一》（C 215）

食一盛^①用米九升。

【譯】

食一盛には米九升を用いる

【注】

①盛：「食一盛」は298簡（賜律）に既出。

【解説】

「食一盛」といえば、それは米（脱穀済みの穀物）九升のことであると規定する。「盛」とは元來、何物かに入れられた一盛り、一袋を指す量詞であろうが、それが一個の單位のように用いられていた。

《三〇二》（F 121）

賜吏六百石以上^①上尊^②、五百石以下^③下尊、毋爵以和酒^④。

【譯】

吏の六百石以上に賜うには上尊の酒をもちい、五百石以下は下尊、無爵は和酒をもちいる。

【注】

①上尊…上尊は上等の原料からできる酒。漢の場合、原料稻一斗から一斗の上尊酒が醸造された。下尊はより劣る原料からできる酒で、漢では粟の酒である。

遂上書乞骸骨。上報曰、…使尙書令譚賜君養牛一、上尊酒十

石。「如淳曰、律、稻米一斗得酒一斗爲上尊、稷米一斗得酒一斗爲中尊、粟米一斗得酒一斗爲下尊。師古曰、稷卽粟也。中尊者宜爲黍米、不當言稷。且作酒自有澆醇之異爲上中下耳、非必繫之米。」〔《漢書》平當傳〕

凡酒、稻爲上、黍次之、粱次之。〔《儀禮》聘禮注〕

顏師古は如淳説を非とし、等級の違いは製法の違いであるとするが、一方で沈欽韓は、酒の原料として様々な種類の穀物が用いられたことを挙げ、如淳を支持する。ここでは如淳説に従った。

②和酒…整理小組は混合酒とする。『齊民要術』にみえる和酒は、酒に香料や蜜を混入したものである。その他にも、酒に酒以外の材料を混ぜる例が『周禮』などに見える。二年律令にみえる和酒も、酒に何らかの異なる材料を混入した下級の酒と考えられる。

作和酒、法酒一斗・胡椒六十枚・乾薑一分・雞舌香一分・華撥六枚、下筵絹囊盛、内酒中一宿、蜜一升和之。〔《齊民要術》卷七 法酒第六十七〕

凡祭祀賓客之祿事、和鬱鬯以實彝、而陳之。〔注、築鬱金煮之、以和鬯酒。〕〔《周禮》春官 鬱人〕

【解説】

賜與に用いる酒について規定する。秩祿の高下によって用いられる酒が違い、無爵者には和酒が賜與される。無官の有爵者への賜與についてはここに言及がない。291、293簡に見えるような形で爵位が官秩に読みかえられ、賜與がなされたのであろう。

『三〇三』(F118)

賜酒者勿予食。

【譯】

酒を賜わる者には食をあたえない。

【解説】

文獻史料にみえる實例では、多く酒食とともに賜與している。

朕初卽位、其赦天下、賜民爵一級、女子百戶牛酒、酺五日。〔《漢書》文帝紀〕

又曰、老者非帛不煖、非肉不飽。今歲首、不時使人存問長老、又無布帛酒肉之賜、將何以佐天下子孫孝養其親。今聞吏粟當受爵者、或以陳粟、豈稱養老之意哉。具爲令。有司請令縣道、年八十已上、賜米人月一石、肉二十斤、酒五斗。〔《漢書》文帝紀 文帝前元元年〕

これらはすべて本條文からすれば例外のことなのであろうか。あるいは先行する簡があり、この簡は數本續いている簡の最後の一部であった、あるいは何らかの前提の下にある規定であった可能性もあるが、確證はない。

『三〇四』(F120)

■賜律

【譯】

賜律

《三〇五》三〇六》(C 142・C 112)

自五夫以下^①、比地爲伍^②、以辨^③爲信^④、居處相察、出入相司^⑤。有爲盜賊及亡者、輒謁吏。典・田典^⑥更挾里門^⑦、籥(鑼)^⑧、以時開。
伏閉門^⑨、止行及作田者^⑩。其獻酒^⑪及乘置・乘傳^⑫、以節^⑬。
使、救水火^⑭、追盜賊、皆得行、不從律、罰金二兩。
305 306

【譯】

爵五大夫以下は、土地が隣接する者で伍を形成し、辨□を證明とし、暮らしぶりを互いに監察しあい、出入りを互いに監視しあう。盜賊となる者及び逃亡者がいれば、そのたびごとに吏に報告する。典・田典は交代で里門の籥を持ち、しかるべき時間に開ける。伏日には門を閉め、通行する者および耕作する者を止める。酒を獻じる、および置傳・乘傳に乗る、節によって使者となる、災害より救う、盜賊を追うときには、いずれも通行してよい。律に従わなければ罰金二兩。

【注】

- ①五大夫…二十等爵の下から第九等。『鹽鐵論』周秦篇では關内侯以下が伍を形成することになっている。一方睡虎地秦簡では「大夫の寡なるもの」は伍に屬さないことになっている。
故今自關内侯以下、比地於伍、居家相察、出入相司。(『鹽鐵論』周秦)
大夫寡、當伍及人不當。不當。(法律答問156)
②比地爲伍…比は隣接している、の意。比地は隣接している土地を指す。

盜賊發其比伍中。「師古曰、比謂左右相次者也。」(『漢書』尹翁歸傳)

狼比地有大星。「集解、晉灼曰、比地、近地也。」(『史記』天官書)可謂四鄰。四鄰即伍人謂殿。(法律答問99)

伍人については、201、202(錢律)、260、262(市律)に既出で「伍符」なるものがつくられ、それによってお互いを保證しあったことが知られる。晉以降には「符伍」なる語も見える。民里の伍も符を作って互いに保證し合ったのである。

③以辨…整理小組によれば、辨とは分かつこと。漢代、軍中の伍(上略)：民欲先令相分田宅、奴婢、財物、鄉部番夫身聽其令、皆參辨券書之、輒上如戶籍。有爭者、以券書從事、毋券書、勿聽。…(下略)：(334、335(戶律))

夫士卒盡家人子、起田中從軍、安知尺籍伍符。「李奇曰、尺籍所以書軍令。伍符、軍士五五相保之符信也。如淳曰、…伍符亦什伍之符、要節度也。」(『漢書』馮唐傳)

尙書王准之議、昔爲山陰令、士人在伍、謂之押符。同伍有愆、得不及坐、士人有罪、符伍糾之。…(『宋書』卷四三王錫傳)民有盜發冢者、罪所近村民、與符伍遭劫不赴救同坐。(『宋書』卷百四序)

諸有市易、皆有伍任證左、明從券契、有違犯者、凡斬十三人、皆吳人所知也。(『晉書』王濬傳)

④爲信

十二月辛巳第十候 長輔敢言之負令史
范卿錢千二百願以十二月奉償以印爲信、敢言之(居延簡EPT 51: 225 A)

⑤居處相察、出入相司…司と伺は通假字。この律では司は伺、監視するという意味。

令民爲什伍、而相牧司連坐。〔《史記》商君列傳〕

…〔方言〕曰、監・牧、察也。鄭注周官禁殺戮曰、司、猶察也。凡相監察謂之牧司。周官禁暴氏曰、凡奚隸聚而出入者、則司牧之、戮其犯禁者。酷吏傳曰、置伯格長以牧司姦盜賊、皆其證也。〔王念孫《讀書雜誌》史記第四〕

微伺趙王。〔《史記》呂后本紀呂后七年。《漢書》趙共王傳〕「微伺趙王」、伺を司につくる。

令民相伍、有罪相伺、有刑相舉。〔《韓詩外傳》卷四〕

使民居處相司、有罪相覺、於以舉姦。〔《淮南子》泰族訓〕

⑥田典…201簡注④參照。整理小組は典と田典の間で文を切り、「吏・典に謁ぐ」と解する。しかし睡虎地秦簡の法律答問には「吏に謁ぐ」とする例があり、かつ二年律令に吏・典が並列されて見えることではないので、句讀を改めた。

甲徙居、徙數謁吏、吏環、弗爲更籍、今甲有耐、賞罪、問吏可論。耐以上、當貨二甲。〔法律答問14〕

⑦里門…里門は邑門より内部にあり、邑の内をさらに分割する區畫（里）の門である。

燧火延燔里門、當貨一盾、其邑邦門、賞一甲。〔法律答問160〕

事畢出乎里門、出乎邑門、至野外。〔《說苑》十九〕

里止與皆守宿里門、吏行其部、至里門、正與開門內吏。〔《墨子》號令〕

田作之時、春父老及里止旦開門、坐塾上。晏出後時者不得出、莫不持樵者不得入。〔《春秋公羊傳》宣公十五年何休注〕

⑧門籬…門の籬は五二簡（賊律）に既出。

亡書、符（符）券、入門衛（衛）木久、拳（塞）門、城門之籬（籬）、罰金各三兩。〔52（賊律）〕

⑨伏閉門…整理小組は「六月己酉、初令伏閉盡日。」〔《後漢書》孝和孝殤帝紀。注に引かれた漢官舊儀に「伏日萬鬼行、故盡日閉、不干它事」と。〕により、伏の日に門を閉めたと解する。

磔狗邑四門、以禦蠱毒。〔《史記》封禪書〕

大難、旁磔。〔注、爲厲鬼將隨強陰出、害人也、旁磔於四方之門磔磔也。〕〔《禮記》月令 季冬〕

⑩止行及作田者…

〔禁止行者便戰鬪具驅逐田牧畜產母令居部界中…（下略）…（居延簡12・1B）〕

⑪獻酒…祭祀の際に酒を獻じることか。門の通行が禁止される伏日には、お祓い以外に神祠の祭祀も行われた。また祖先祭祀も行われ、前漢においては宗廟祭祀の日であった。

每上冢伏臘、祠黃石。〔《史記》留侯世家〕

常以貴人葬禮有闕、每竊感恨、至四節伏臘、輒祭於私室。〔《後漢書》章帝八王傳 清河孝王慶〕

⑫置・乘傳…201簡注①參照。

⑬節…使者が持ち、皇帝の代理として號令賞罰を行うことの證明とするもの。

秦王子嬰素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符節。〔《索隱》、章昭云、節、使者所擁也。〕釋名云、節爲號令賞罰之節也。又節毛上下相重、取象竹節。〔《史記》高祖本紀〕

⑭救水火…災害の救助を行うこと。

其君子實玄黃于簠以迎其君子、其小人簠食盞漿以迎其小人、救民於水火之中、取其殘而已矣。(『孟子』滕文公下)

【解説】

まず「伍」制の基本事項が規定される。五大夫以下の者は宅地が隣接する者同士で五人組を形成し、互いに監視しあう。「辨」の下の方字が判讀不能だが、整理小組は「參辨券」の語が見える用例を引き、「以辨券爲信」という方向で解釋しているらしい。注③で引用したとおり、漢代には軍中の伍において「伍符」なる割り符が作られていた。それを參考にするなら、里の伍においても割り符が作成され、互いに不法を働かぬ旨保證しあったことになる。

つづいて里門の管理について規定される。整理小組の配列に従うと、「時を以て開く」の後、伏日の閉門規定が續くことになるが、そうなるも夜間の通行禁止規定などにまったく言及がなく、伏日の通行禁止のみが詳細に述べられていることになる。305簡と306簡は出土位置が離れており、二簡が繋がらない可能性もある。

306簡は伏日の時の通行禁止と、通行が特別に許されるケースについて規定する。伏とは、惡疫をもたらし厲鬼を祓う日であり、とりわけ門において惡鬼の侵入を祓う儀式が行われた。前掲『漢官舊儀』に見えるように、惡鬼侵入を防ぐため門を閉ざしたと考えられる。伏日は、後世夏至後第三庚が初伏、第四庚が中伏、立秋後の初庚が後伏で固定される。しかし前漢の曆では必ずしもこの通りではなく、敦煌漢簡中の元帝永光五年曆では、初伏が夏至後第四の庚、中伏は夏至後第五庚、後伏は立秋後第二庚と記され(D1560B)、また成帝永始四年の曆でも初伏は夏至後第三庚である(D2363)。伏日については、『藝文類聚』卷五所引の『風俗通』に、

戸律、漢中巴蜀廣漢自擇伏日。

なる律文も認められる。唐律では衛禁24が、門(坊・市の門を含む)を擅に開閉した場合の科罰を規定する。

《三〇七》(F55)

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲家室。居民里中者、以亡論之。

【譯】

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の家族が民の里中に居住している場合は、亡として論斷する。

【注】

①家室：「家族」と「住居」の二義がある。

楚軍大亂、壞散、而漢王乃得與數十騎遁去、欲過沛、收家室而西。(『史記』項羽本紀)

臣倉等昧死言、長有大死罪、陛下不忍致法、幸赦、廢勿王。臣請處蜀郡嚴道邛郵、遣其子母從居、縣爲築蓋家室、皆廩食、給薪菜鹽豉炊食器席蓐。臣等昧死請、請布告天下。(『史記』淮南衡山列傳 淮南厲王長)

【解説】

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の家族が一般人と雜處することを禁じる。勞役刑徒に對する處遇を示す規定で、興味深い。ただしここでは「家室」を「家族」と譯したが、「住居」と釋す案も出た。城旦舂・鬼薪白粲の妻子は收された(174~175簡)ので、彼らが一般人と雜處できないというのも理解しやすいが、隸臣妾の妻子や家族までもが特別

な場所に移されたとは、睡虎地秦簡に見える隸臣の妻の立場からしても考えにくい、というのが別案が出た理由の一である。「同居」といった語を使わず、「家室」と表現するのも氣にかかる。しかし史料に見える用例では、「家室」が建物としての「住居」を意味するものが極めて少ないので、「家族」と解釋しておいた。

※別譯「隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲の住居が民の里中にある場合は、…」

《三〇八》(C149)

募民欲守縣邑門者、令以時開閉門、及止畜產放出者。
令民共食之、月二石。

【譯】

民の縣邑の門を守りたい者を募集し、しかるべき時間に門を開閉させ、および畜産が勝手に出ていくのを止めさせる。民に共同で食糧を支給させること、一月につき二石とする。

【注】

①縣・邑門：縣門は縣治のある邑の門で、邑門は縣治以外の邑の門か。

嘗告歸平陵、望縣門而下車。(『後漢紀』光武皇帝紀 建武十七年)

郡國大姓及兵長、群盜處處竝起、攻劫在所、害殺長吏。郡縣追討、到則解散、去復屯結。於是更相追捕、賊竝解散。其魁帥於它郡、賦田受粟、使安生業。自是牛馬放牧、邑門不閉。(『後漢書』光武帝紀下 建武十六年)

②以時開閉

昏鼓鼓十、諸門亭皆閉之。行者斷、必繫問行故、乃行其罪。晨見掌文、鼓縱行者、諸城門吏各入請籥、開門已、輒復上籥。有符節不用此令。(『墨子』號令)

梁車新爲鄴令、其姊往看之、暮而後門閉、因踰郭而入、車遂刖其足、趙成侯以爲不慈、奪之璽而免之令。(『韓非子』外儲說左下)

③放出：放には縦の意味がある。

實客放爲盜賊。「師古曰、放、縱也。」(『漢書』酷吏傳 嚴延年傳) ④共：整理小組は「供」に通じると解釋するが、門番に「共同で」食糧を與える、と讀むことができる。

⑤月二石：整理小組は「月二戸」と釋讀するが、圖版から「月二石」に改めた。

【解説】

縣邑の門番について規定する。門番は民のなかの希望者から選ばれ、門の開閉や家畜の逃亡防止にあたる。里門の鍵は典・田典が管理していた(305、306簡)が、ここでは鍵については言及がない。門番には食糧が支給され、その支給分は民が共同で分擔した。阜隸などと竝列され、卑職の代名詞でもある「抱關擊柝」の徒の立場を彷彿とさせる。

《三〇九》(C148)

令不更以下更宿門。

【譯】

…不更以下に、交代で門に宿直警護させる。

【注】

①不更・二十等爵の下から第四等。

②宿・宿衛する

脩閭氏掌比國中宿互樣者與其國粥。〔注、鄭司農曰、宿謂宿衛也。〕（『周禮』秋官脩閭氏）

太子舍人、二百石。本注曰、無員、更直宿衛、如三署郎中。〔續漢書〕百官志四）

【解説】

上端が折れており、詳細は不明。整理小組は冒頭四字不明とするが、それは缺けている部分の長さから推測したものであろう。不更以下の者が交代で門の宿直に當たる旨、規定する。ただしその「門」がいつれの門なのかは分らない。

《三〇三三》（F41A + F56・F30・C150・C151）

關内侯^①九十五頃、^②因園^③田園、駟車庶長八十八頃、大上造八十六頃、少上造八十四頃、右更八十二頃、中更八十

310

頃、左更七十八頃、右庶長七十六頃、左庶長七十四頃、五夫^④廿五頃、公乘廿頃、公夫^⑤九頃、官夫^⑥七頃、夫^⑦五頃、不

311

更四頃、簪裹三頃、上造二頃、公士一頃半頃、公卒^⑧士五（伍）^⑨庶人^⑩各一頃、司寇^⑪・隱官^⑫各五十畝、不幸死者、令其後^⑬先

312

擇田、乃行其餘^⑭。它子男^⑮欲爲戶^⑯、以爲其^⑰田予之。其已前爲戶而毋田^⑱宅^⑲、不盈、得以盈。宅不比、不得^⑳。

313

【譯】

關内侯は九十五頃、大庶長は九十頃、駟車庶長は八十八頃、大上造は八十六頃、少上造は八十四頃、右更は八十二頃、中更は八十頃、左更は七十八頃、右庶長は七十六頃、左庶長は七十四頃、五大夫は二十五頃、公乘は二十頃、公大夫は九頃、官大夫は七頃、大夫は五頃、不更は四頃、簪裹は三頃、上造は二頃、公士は一頃半頃、公卒、士伍、庶人はそれぞれ一頃、司寇、隱官はそれぞれ五十畝。不幸にして死んだ者は、その後繼に先に田地を擇ばせ、それから残りを給付する。その他の男子で戸を形成しようとする場合は、…田を作ってそれを與える。すでに戸を形成しているのに田宅がない者、または田宅の廣さが規定をみたしていない者は、充足させることを許す。宅地が隣接していなければ、許してはならない。

【注】

①關内侯・關内侯以下の爵位については左記のとおり。三一四

三一六簡（戸律）にみられる「徹侯」がここではみられない。

一級曰公士、二上造、三簪裹、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關内侯、二十徹侯。〔漢書〕百官公卿表上

②頃・一頃は百畝。二四六簡（田律）参照。爵と田宅支給との關係については、『商君書』に見える。

卿以下必有圭田。圭田五十畝、餘夫二十五畝。死徒無出鄉、鄉田同井、出入相友、守望相助、疾病相扶持、則百姓親睦。方里而井、井九百畝、其中爲公田。八家皆私百畝、同養公田。〔孟子〕滕文公章句上）

是故聖人制井田之法而口分之、一夫一婦受田百畝、以養父母妻子、：〔春秋公羊傳〕宣公十五年何休注

能得爵首一者、賞爵一級、益田一頃、益宅九畝、一除庶子一人、乃得人兵官之吏〔商君書〕境內

③公卒・士伍〔伍〕・庶人…いづれも無爵の庶民に對する一連の呼稱。士伍は爵位がないことに、庶人は官僚身分がないことに焦點が据えられている、とも考えられてきた。公卒については文獻に用例はなく、二年律令以外では里耶木牘や「奏讞書」に「公卒」がみえる。

卅三年四月辛丑朔丙午司空騰敢言之陽陵 公卒廣有貨錢千三百

卅四廣成洞庭郡不智何縣署、今爲錢校券一上謁洞庭尉令廣署所縣責以受陽陵司空司空不名計問何縣官計付署計年爲報已訾責其家家貧弗能人乃陽成所報署主責發敢言之四月己酉〔里耶秦簡〕11012A)

…〔上略〕…不日作市販、貧急窮困、出入不節、疑爲盜賊者、公卒、：〔下略〕…〔奏讞書〕22、210、211

345、365簡〔傳律〕にも、公士・公卒・士伍の序列が見られ、公卒・士伍・庶人は、無爵者の分類と考えられる。

④隱官…一二一、一二四簡注⑪參照。

⑤不幸死…罪を得て死ぬのとは區別された表現であろう。

漢王下令、軍士不幸死者、吏爲衣衾棺斂、轉送其家。〔漢書〕高帝紀上

父母及妻不幸死者已葬卅日、子、同產產、大父母、大父母之同產十五日之官。〔377〕〔置後律〕

□、制詔相國、御史、諸不幸死家在關外者、關發案之、不貢、

其令勿索〔索〕、具爲令。…〔下略〕…〔500、501〕〔津關令〕

⑥後…整理小組は「後、繼承人。」とする。

⑦行…田宅の給付を行なうこと。

田不可田者、勿行、當受田者欲受、許之。〔239〕〔田律〕

⑧它子…嫡長子以外の子ども。

寡夫、寡婦母子及同居、若有子、子年未盈十四、及寡子年未盈十八、及夫妻皆癯病、及老年七十以上、毋異其子、今母它子、欲令歸戶入養、許之。〔342、343〕〔戶律〕

不爲後而傳者、關內侯子二人爲不更、它子爲簪褭、卿子二人爲不更、它子爲上造、五大夫子二人爲簪褭、它子爲上造、公乘、

公大夫子二人爲上造、它子爲公士、官大夫及大夫子爲公士、不

更至上造子爲公卒。〔359、360〕〔傳律〕

⑨爲戶…戸を形成すること。一七四、一七五簡注⑧參照。

罪人完城旦舂、鬼薪以上、及坐奸府〔腐〕者、皆收其妻、子、

財、田宅。其子有妻、夫、若爲戶、有爵、及年十七以上、若爲

人妻而棄、寡者皆勿收。坐奸、略妻及傷其妻以收、母收其妻。

〔174、175〕〔收律〕

⑩宅不比不得…比は隣接するの意。三〇五、三〇六簡注②參照。

宅については三二四、三二六簡の注①を參照。

欲益買宅、不比其宅者、勿許。爲吏及宦皇帝、得買舍室。〔320〕

〔戶律〕

女子爲父母後而出嫁者、令夫以妻田宅盈其田宅。宅不比、弗

得。其棄妻、及夫死、妻得復取以爲戶。棄妻、畀之其財。〔384〕

〔置後律〕

〔置後律〕

【解説】

爵位ごとの田地支給額を規定する。田一頃(百畝)を民に支給する制度は、井田制の理想を叙述する記事の中に看取できるが、そうした制度は、たとえば『漢書』食貨志によると、秦の時代に消滅したことになる。本條文が實效力を持った法文であるならば、同様の制度が漢代にも行われていたことになる。漢代の土地制度について、その歴史的變遷や、基本資料の性格を再検討する必要がある。きた。

支給量は爵位によって異なり、左庶長以上(すなわち卿)と五大夫との間には大きな差がある。また司寇や隱官にも支給のあったことが知られる。

「不幸死」以下は受田者が死んだときの處置について規定する。死者に支給されていた土地は、まず跡繼が受田できる額内で選り取り、優先的に給付を受けることになる。そのうえで餘剩分が他に給付された。「它子」以下は判讀不明の字があり、意味するところが把握しにくい。嫡子以外の男子で獨立した戸を形成している者への支給規定であろう。戸を形成したものの、規定量以下の田宅しか給付されていなかった者に、嫡子相續分以外の餘剩分が給付されたのである。『令集解』田令授田條に引かれた「唐令」には、「其退田戸内、有合進受者、雖不課役、先聽自取、有餘收授。」なる規定が見え、参考になる。

《三二四・三二六》(F 93・F 94・F 90)

宅之大方卅步、徹侯受百五宅、關内侯九十五宅、大庶長九十宅、駟車庶長八十八宅、大上造八十六宅、少上造八十四宅、右

314

更八十二宅、中更八十宅、左更七十八宅、右庶長七十宅、左庶長七十四宅、五夫廿五宅、公乘廿宅、公夫九宅、官夫七宅、夫五宅、不更四宅、簪裹三宅、上造二宅、公士一宅半宅、公卒十五(伍)・庶人一宅、司寇・隱官半宅。欲爲戸者、許之。

316

【譯】

一宅の大きさは三十步四方である。徹侯は百五宅を受け、關内侯は九十五宅、大庶長は九十宅、駟車庶長は八十八宅、大上造は八十六宅、少上造は八十四宅、右更八十二宅、中更八十宅、左更七十八宅、右庶長七十六宅、左庶長七十四宅、五大夫は二十五宅、公乘は二十宅、公大夫は九宅、官大夫は七宅、大夫は五宅、不更は四宅、簪裹は三宅、上造は二宅、公士は一宅半宅、公卒・士伍・庶人はそれぞれ一宅、司寇・隱官はそれぞれ半宅。戸を形成しようとする場合には、これを許す。

【注】

①宅…家屋とその周邊を含む土地。宅地。ここでは「宅」が面積の單位のように用いられている。本條文では「宅」が、單位として使用されているが、宅地の單位としては「區」が知られている。

五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣。雞豚狗彘之畜、無失其時、七十者可以食肉矣。百畝之田、勿奪其時、數口之家可以無饑矣。(『孟子』梁惠王章句上)

候長饒得廣昌里公乘禮忠年卅

小奴二人直三萬 用馬五匹直二萬 宅一區萬

大婢一人二萬 牛車二兩直四千 田五頃五萬

車二乘直萬 服牛二十六千 ●凡訾直十五萬

(居延簡 37・35)

又起五里於長安城中、宅二百區、以居貧民。(『漢書』平帝紀

元始二年)

【解說】

爵位ごとの宅地支給額を規定する。ここでも左庶長以上と五大夫との間に大きな懸隔がある。

《三二七》(C 155)

卿以上^①所自田^②戶田^③、不租^④、不出頃芻粟^⑤。

【譯】

卿以上の者が、自ら耕作するところの戸田には、租をかけず、頃ごとの芻粟も出させない。

【注】

①卿以上…二三一…三七簡注⑩参照。

②自田…「田」は動詞として、「田づくる」と解釋した。

□田在三墩燧旁城使家孫自田之當歸縣人力少唯君哀 (居延簡 EPT 65: 319)

田不可田者、勿行、當受田者欲受、許之。(239 (田律))

③戶田…三二〇…三二三簡に見られる規定に基づいて、戸ごとに

給付される田地のことか。

④不租…租を免除する。

尊賜孝悌、農民不租。張晏曰、足用則除租也。『漢書』晁錯傳)

⑤頃芻粟…二四〇…二四一簡注①参照。一二四〇…二四一簡では

「入頃芻粟」とあるが、ここでは「出頃芻粟」とある。また

戸と芻粟については、二五五簡に規定が見える。

復蜀、巴、漢(?)中、下辨、故道及雞劍中五郵、郵人勿令縣

成、毋事其戶、毋租其田一頃、勿令出租、芻粟。(268 (行書律))

卿以下、五月戶出賦十六錢、十月戶出芻二石、足其縣用、餘以

入頃芻律入錢。(255 (田律))

【解說】

卿以上(左庶長以上)の者に、租と頃ごとの芻粟の納付を免除する規定。「自田」とは「自ら田づくる」、すなわち自戸の勞働力で耕作している、との謂であろう。前漢初期における有爵者への免稅については、『漢書』高帝紀下(高祖五年)の、

其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身及戶、勿事。が挙げられる。

《三一八》(F 87 A)

□廷歲不得以庶人律^①。□未受田宅者、鄉部以其爲戶先後

次次編之、久爲右^②。久等、以爵先後^③。有籍縣官田宅^④、

上其廷、令輒以次行之^⑤。

【譯】

…廷歲、庶人律を適用してはならない。

まだ田宅を受けていない場合は、郷部は戸を形成した順番で整理し、古い者から上位に置く。古さが同じであれば、爵位によって順序付ける。國家に登録される田宅があれば、廷に報告する。そのたびごとに順序どおりに田宅を給付させる。

【注】

①庶人律…「庶人律」の意味するところは不明であるが、三八二簡に「□人律」とある。あるいは、一六三簡にみえる「奴婢律」と對になる、庶人に關する規定のことであろうか。

死母後而有奴婢者、免奴婢以爲庶人、以□人律、□之□主田宅及餘財。奴婢多、代戶者毋過一人、先用勞久、有□子若主所言吏者。(383)383(置後律)

奴婢爲善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢爲庶人、皆復使及算(算)、事之如奴婢。主死若有罪、以私屬爲庶人、刑者以爲隱官。所免不善、身免者得復入奴婢之。其亡、有它罪、以奴婢律論之。(162)163(亡律)

②久爲右…

以求賢爲右。「師古曰、右猶上也。」(『漢書』尹翁歸傳)

③□廷歲不得以庶人律…以爵先後…ここまでの一文については、圖版からは釋讀が困難である。まず冒頭から「庶人律」とある所までは、整理小組の注釋によると殘簡の文字で、殘簡が本簡の上に付着して剥がれないのでここに繋げたのだ、という(「殘簡粘貼於本簡之上、無法剝離、故附於此」)。圖版では文字は讀めるものの、意味は不明である。ここでは、整理小組の「他簡の付着」という説明を信頼し、獨立させておいた。

殘る「未受田宅者」以爵先後」の部分は、整理小組の注釋に「爲殘簡覆蓋、釋文係目驗原簡所得」とあり、この部分に殘簡が被さっていて、釋文は報告書作成時に原簡を見て釋讀した、という経緯が説明されている。圖版では文字を確認することはできないが、今は整理小組の釋讀に従っておく。

④有籍縣官田宅…國家に籍のある田地・宅地。ここでは、何らかの事由で國家に籍が移された田宅の意と解する。事由の一つとして、以下の條文に見えるような、田宅の沒收、あるいは受田者の死亡などが考えられる。

田宅當入縣官而詐(詐)代其戶者、令贖城旦、沒入田宅。(319)(戶律)

諸不爲戶、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戍邊二歲、沒入田宅縣官。爲人名田宅、能先告、除其罪、有(又)界之所名田宅、它如律令。(323)324(戶律)

⑤以次行之

□□□不以次、罰金各四兩、更以次行之。(271)(行書律)

二七一簡に「以次行之」とあり、この條文と同様の言い回しが見られるが、これは郵書に關するものである。本條文の「行」は、「行田」すなわち田宅授與を意味するものとして解する。三一〇～三一三簡参照。

【解説】

注でも言及したとおり、この簡の釋讀に至るまでの経緯ははっきりしないところがある。とりあえず「庶人律」以上と「未受田者」以下とは全く無關係のものとして解釋した。「未受田者」以下は、まだ

田宅を支給されていない者への支給手順を規定する。まず郷部が戸を形成した先後や爵位の高下に基づいて支給待ちの順番をつけた。何らかの理由によって、國家に登録される田宅、つまりは國家から支給できる田宅が出れば、そのことが縣廷に報告され、しかる後順序に従って支給待ちの者に給付された。

《三一九》(F 61)

田宅當入縣官而詐(詐)代其戸者、令贖城旦、沒入田宅。

【譯】

國家に入れるべき田宅であるのに、いつわってその戸を繼承した場合は、贖城旦とし、田宅を沒收する。

【注】

①代戸…何らかの事由(戸主の死去など)により、戸を繼承すること。三二三簡や置後律の各條も參照のこと。

寡爲戸後、予田宅、比子爲後者爵。其不當爲戸後、而欲爲戸以受殺田宅、許以庶人予田宅。母子、其夫、夫母子、其夫而代爲戸。夫同產及子有與同居數者、令母質賣田宅及入贅。其出爲人妻若死、令以次代戸。(386~387(置後律))

②沒入田宅…田地・宅地を國家に沒收すること。

諸名田畜奴婢過品、皆沒入縣官。(『漢書』哀帝紀)
諸不爲戸、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戍邊二歲、沒入田宅縣官。爲人名田宅、能先告、除其罪、有(又)界之所名田宅、它如律令。(323~324(戸律))

【解說】

田宅を「縣官に入れる」とは、前條の「縣官に籍す」と同じく、田宅を國家に屬せしめることであろう。その手續きを行うべきところ、偽って戸を繼承し、田宅をその戸に屬するものとして有し續けた場合の科罰規定が本條文である。

《三二〇》(F 60)

欲益買宅、不比其宅者、勿許。爲吏及宦皇帝、得買舍室。

【譯】

宅地を買い増そうとするとき、その宅地に隣接していない場合は、許してはならない。吏や皇帝の近臣は、舍室を買うことができる。

【注】

①不比其宅者勿許…三二〇~三二三簡注⑩參照。

②爲吏及宦皇帝…一八四簡注①參照。

③舍室…かりずまい。ここでは官舍の類を意味するのであろう。

二年律令中には「寺舍」(4(賊律)・410(徭律))、廬舍(4(賊律))、縣舍(237(傳食律))といった熟語がある。

舍、市居曰舍。(『說文解字』五篇下)

天子賜舍。(『說文解字』五篇下)

舍、行所解止之處。(『周禮』天官注)

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬(警)事郵十八室。有物故去、輒代者有其田宅。有息、戸勿減。…(下略)…(265(行書律))

【解説】

宅地を買い増す場合、その宅地が現有の宅地と隣接していなければならない旨、規定する。宅地の賣買自體は禁じられていなかったことが分かる。居延漢簡から、爵位が同じ者でも各人の持つ田宅の面積に違いのあったことが知られるが、そうした差が生じる理由の一つは、こうした賣買によるものであろう。購入する宅地が隣接していなければならぬ理由としては、離れた二箇所に宅地がある、と、伍（五人組）の形成に支障を來すからではないか、という意見も出た。

《三二二》（F 48）

受田宅^①、予人若賣宅^②、不得更受。

【譯】

田宅を受けたのに、人に予えるかもしくは宅を賣ったときは、更めて受けることはできない。

【注】

①受田宅

田不可田者、勿行。當受田者欲受、許之。（239（田律））

□□廷歲不得以庶人律。未受田宅者、鄉部以其爲戶先後次々編之、久爲右。久等、以爵先後。有籍縣官田宅、上其廷、令輒以次行之。（318（戶律））

②賣宅…ここで「賣田宅」と書かれていない理由については、「賣田宅」の「田」が單に抜けているだけなのか、それとも、五人組の關係で「宅」の賣買だけが問題とされ、「田」は關係

ないとみなされたのか、はっきりしない。

【解説】

すでに田宅の給付を受けたなら、それを人に與えたり賣ったりしても、改めて給付を受けることはできない旨、規定する。『通典』食貨一田制下に見える唐令、諸買地者、不得過本制、雖居狹鄉、亦聽依寬制、其賣者不得更請。が本條に類似する。

《三二二》（F 54）

代戶^①・賣賣^②田宅、鄉部・田嗇夫・吏、留弗爲定籍^③、盈一日、罰金各二兩。

【譯】

戶を繼承したり、田宅を賣るとき、鄉部・田嗇夫や吏が、留めて定籍を作成しないことが、一日以上であれば、罰金はそれぞれ二兩。

【注】

①代戶…戶を繼承すること。

建初二年正月十五日、侍廷里父老俾祭尊于季、主疏左巨等廿五人、共爲約束石券里治中、廼以永平十五年六月中、造起俾、斂錢共有六萬一千五百、買田八十二畝、俾中其有嘗次當給爲里父老者、共以客田借與、得收田上毛物穀實自給、即訾下不中、還田轉與當爲不老者、傳後子孫以爲常、其有物故、得傳後代戶者一人、即俾中皆訾下不中父老、季、巨等共假賣田、它如約束。…（以下の人名略）…（侍廷里父老俾約束石券）

死母子男代戸、令父若母、母父母令寡、母寡令女、母女令孫、母孫令耳孫、母耳孫令大父母、母大父母令同產子代戸。同產子代戸、必同居數。棄妻子不得與後妻爭後。(379) 380 (置後律) 母子、其夫而代爲戸。夫同產及子有與同居數者、令母買賣田宅及入贅。其出爲人妻若死、令以次代戸。(387 (置後律))

●右庫兵車種百八十二物、二千三百一十五萬三千七百九十四
●凡兵車器種二百冊物三、二千三百廿六萬八千四百八十七
臣請寡代戸者得以同居
母次以不同居長者代 (尹灣漢墓簡牘 256 verso 反、第五欄)
代戸父不當爲正奪戸在 尉令弟五十五行事大原武 鄉嗇夫 (武威早灘坡 10 簡) (《文物》一九九三年第一〇期)

②買賣…「買」は交易、交換の意。「賣る」ないしは「買う」といった方向性は持たない。従って「買賣」で「賣る」と譯した。買、易財也。(《說文解字》六篇下)

吏主者弗得、罰金各二兩。諸詐(詐)給人以有取、及有販賣、買而詐(詐)給人、皆坐臧(臧)與盜同法、…(下略)…(261 (□市律))

善、令孫且外居、令大父母居其室、食其田、使其奴婢、勿買賣。…(下略)…(338 (戸律))

③定籍…確定した記錄。

民大父母、父母、子、孫、同產、同產子、欲相分予奴婢、馬牛羊、它財物者、皆許之、輒爲定籍。…(下略)…(337 (戸律))
雷電皆至、天威震耀、五刑之作、是則是效、威實輔德、刑亦助教。季世不詳、背本爭末、吳孫狙詐、申商酷烈。漢章九法、太宗改作、輕重之差、世有定籍。述刑法志第三。(《漢書》叙傳下)
諸戸計年將入丁、老、疾應徵免課役及給侍者、皆縣令貌形狀以

爲定簿。(《通典》食貨七)
●張掖居延甲渠候官陽朔三年吏比六百石定簿。(居延簡 EPT 51 : 306)

【解説】

戸の繼承や田宅の賣買によって、田宅所有者が變わった場合は籍が作られる。本條文は郷部嗇夫や田嗇夫がその手續きを怠り、籍の作成が遅れた場合の科罰規定。唐律では戸婚 22 が、均田制に伴う地方末端での文書作成等の怠慢を咎めるものである。

本條の冒頭部分は、「戸を繼承して、田宅を賣るとき」と解釋することもできる。かなり限定された状況に特化されてしまっているので採らなかったが、戸の繼承に際しての田宅賣却が多かったため、そうした條文が準備された可能性もある。

※別譯「戸を繼承して、田宅を賣るとき、郷部・田嗇夫や吏が…」

《二三三・二三四》(C 93・C 135)

諸不爲戸、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戍邊二歲、沒入田宅縣官。爲人名田宅、能先告、除其罪、有(又)界之所名田宅。它如律令。

324 323

【譯】

およそ戸を形成していないのに田宅を持っていて、他人名義で登録してもらおう、および人のために田宅を登録してやった場合、いずれも卒として戍邊二歲とし、田宅を國家に沒收する。人のために田宅を登録した者が先に告したならば、その罪を免除し、さらに登録した田宅を與える。他は律令の通りとする。

【注】

①附令人名…整理小組は「附、依附。名、名田、『漢書』食貨志注、

「名田、占田也」とする。

古井田法雖難卒行、宜少近古、限民名田、以濟不足、塞并兼之路。」「師古曰、名田、占田也。各爲立限、不使富者過制、則貧弱之家可足也。」「漢書」食貨志上」

買人有市籍者、及其家屬、皆無得籍名田、以便農。」「素隱、謂買人有市籍、不許以名占田也。」「史記」平準書」

明尊卑爵秩等級各以差次、名田宅臣妾衣服以家次。」「史記」商君列傳」

②以卒戍邊二歲

盜賊發、士吏・求盜部者、及令・丞・尉弗覺智（知）、士吏・求盜皆以卒戍邊二歲、令・丞・尉罰金各四兩。…（下略）…（144）（捕律）

③它如律令

出、它如律令。御史以聞、請許、及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在縣官、縣官診及獄訊審死亡、皆津關、制曰、可。（508）（津關令）

【解說】

自らの戸を形成することなく、他人名義で田宅を登録しようとした場合の科罰規定。某人が受田や賣買等によって得た田宅を登録するには、その者が獨立した戸を形成していることが必要になる（遺産分與の時は、戸を形成していなくてもすぐに田宅を有することができ、その後八月の戸口調査時に改めて戸を形成することが求められた。（335簡）。田宅はその戸に屬するものとして登録され、同時に

課税の對象となつたのであろう。他人名義での登録が横行し、たとえば免稅特權の有る者（卿以上（317簡）など）に田宅が集中すると、國家收入を損なうことになる。本條文はかかる事態を抑止するための規定と考えられる。名義を貸した側も同罪とされるが、自首すれば罪は除かれ、かつ自分名義で登録してやつた田宅が自らのものとなる。

《三二五・三二六・三二七》（F 39・F 殘7・殘甲）

□民^①皆自占年^②。小^③未能^④自占、而毋父母・同產爲占者、吏以□比定^⑤其年。自占^⑥、子・同產年、不以實^⑦三歲以上、皆

耐。產子^⑧者恆以戶時^⑨占其□□

□□罰金四兩^⑩。

327 326 325

【譯】

□民はいずれも年を自己申告する。年少であつてまだ自己申告できず、父母・同產の申告してやる者がいないときは、吏は…によってその年を調べて確定する。自己申告したり、子や同產の年を申告したりして、實際の年齢と三歳以上の差があるときは、いずれも…

耐。子を産んだ者は、つねに戸時にその…を申告する。

…罰金は四兩。

【注】

①□民…原釋は「□」がない。ただし寫眞をみると「民」の箇所には二字分ある。

②自占年…年齡を自己申告すること。「占」については二六〇簡注

②参照。

十六年、七月丁巳、公終。自占年。（睡虎地秦簡 編年記23—

2）

●胡丞憲敢讞之、十二月壬申大夫所詣女子符、告」。●符曰、誠亡、詐自以爲未有名數、以令自占……（下略）…。（『奏讞書』

④ 28）

③小…

…（上略）…免老、小未傅者、女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。…（下略）…（412—413（徭律））

諸內作縣官及徒隸、大男、冬粟布袍表裏七丈、絳絮四斤、袴（袴）二丈、絮一斤。大女及使小男、冬袍五丈六尺、絮三斤、袴（袴）丈八尺、絮一斤。未使小男及使小女、冬袍二丈八尺、絮一斤半斤。未使小女、冬袍二丈、絮一斤。…（下略）…（418—419（金布律））

④未能…寫眞では、未と能の間は斷裂している。

⑤比定…「比」はくらべる、しらべる、の意。

吹律調樂、入之音聲、及以比定律令。『集解、如淳曰、比謂五音清濁各有所比也。以定十二月律之法令於樂官、使長行之。瓚曰、謂以比故取類、以定律律與條令也。正義、比音鼻、或音必履反、謂比方也。』（『史記』任敖列傳）

吹律調樂、入之音聲、及以比定律令。『如淳曰、比音比次之比。謂五音清濁、各有所比、不相錯入、以定十二月律之法令於樂官、使長行之。或曰、比謂比方之比、音必履反。臣瓚曰、謂以比故取類、以定律律與條令也。師古曰、依如氏之說、比音頻二反。』（『漢書』任敖傳）

方今案比之時、郡縣多不奉行。『注、東觀記曰、方今八月案比之時。謂案驗戶口、次比之也。』（『後漢書』安帝紀）

⑥占…不以實…

●兵令十三 當占緡錢匿不自占【占】不以實罰及家長戍邊一歲。（懸泉置簡 II 0114③：54 粹8）

⑦產子

民產子五人以上、男傅、女十二歲、以父爲免□者、其父大夫也、以爲免老。（358（傳律））

春、令郎中有罪耐以上、請之。民產子、復勿事二歲。（『漢書』高帝紀下）

⑧戶時…八月の戶口調査の時

爲人妻者不得爲戶。民欲別爲戶者、皆以八月戶時、非戶時勿許。（346（戶律））

⑨□□罰金四兩…整理小組によると、この殘簡は、暫定的にここに置かれたものである。

【解説】

戶口調査時の年齢申告について規定する。年少で自己申告できず、代わりに申告してやる近親もない場合は、役人が年齢を定めた。虚偽の申告がなされた場合の處罰規定がその後繼續く、三一六簡以降が三一五簡に接續するかどうかは確としない。末尾の簡は手が違うように見える。

唐律では戸婚1に、年齢を僞った場合の處罰規定が見える。

諸脫戶者、家長徒三年、…脫口及增減年狀、（謂疾・老・中・小之類。）以免課役者、一口徒一年、二口加一等、罪止徒三年。

（『唐律疏議』戸婚1）

《三八・三二九・三三〇》(C 103・C 140・C 141)

恒以八月令鄉部嗇夫・吏・令史相模案^①戶、籍副臧^②(臧)

其廷。有移徙者、輒移戶及年籍爵細徙所、并封^③。留弗

移、不并封、

及實不徙數盈十日^④、皆罰金四兩。數在所正・典弗告^⑤、與

同罪。鄉部嗇夫・吏主及案戶者弗得、罰金、

各一兩。

328 329 330

【譯】

常に八月に、郷部嗇夫・吏・令史に共同で戸を調査させ、籍の副本はその廷に收藏する。住居を移す者があれば、そのたびに戸籍と年籍・爵の詳細を、徙った所に移送し、あわせて印で封じる。それを留めて移送しなかったり、移送しても封をしていないとき、および實際には戸籍を徙さないことが十日以上であれば、いずれも罰金四兩。戸籍の在る所の正や典が告さなければ、與同罪。郷部嗇夫・擔當官吏および戸を調査する者が見つけなければ、罰金はそれぞれ一兩。

【注】

①模案…「雜」は異なる部署の者が共同で一つの職務にあたること。

始元五年、有一男子乘黃犢車、建黃旗、衣黃襜褕、著黃冒、詣北闕、自謂衛太子。公車以聞、詔使公卿將軍中二千石雜識視。〔師古曰、雜、共也。有素識之者、令視知其是非也。〕〔漢書〕傳不疑傳)

是月也、工師效功、陳祭器、案度程、堅致爲上。〔案、視也。

度、法也。堅致、功牢也。爲、故也。上、盛也。〕〔淮南子〕時則訓)

昭帝初、爲宗正丞、雜治劉澤詔獄。〔師古曰、雜謂以他官共治之也。劉澤、齊孝王之孫、謀反欲殺青州刺史者。〕父爲宗正、徙大鴻臚丞、遷太中大夫、後復爲宗正、雜案上官氏、蓋主事。

〔漢書〕楚元王傳)

②副…副とは副本のこと。

景初中詔曰、…撰錄(曹)植前後所著、賦・頌・詩・銘・雜論、凡百餘篇、副藏内外。〔三國志〕魏書陳思王植傳)

③移戶及年籍爵細徙所…ここでの「移」とは、文を移す、送る、の意。整理小組は「年籍爵細」を「年籍・籍貫・爵位等の詳細な状況」とするが、「年籍」の語は徙居と關連する里耶秦簡にも見える。三三一簡には「年籍」なる語もある。

廿六年五月辛巳朔庚子啓陵鄉□敢言之都鄉守嘉言渚里□□効等十七戶徙都鄉皆不移年籍令曰移言●今問之効等徙書告都鄉曰啓陵鄉未有某母以智効等初產至今年數

□□□謁令都鄉具問効等年數敢言之 (里耶秦簡1169

正面)

④并封…一緒に印を用いて封緘する、の意。

竊見司馬相如、楊子雲作辭賦以諷主上、臣誠慕之、伏作書一篇、名曰論都、謹并封奏如左。〔後漢書〕文苑列傳上 杜篤傳)

⑤實不徙數盈十日…數とは名數を指す。「徙數」は戸籍の所屬先を改めること、すなわち轉居すること。
十五、相國、御史請郎騎家在關外、騎馬節(卽)死、得買馬關中人一匹以補。郎中爲致告買所縣道、縣道官聽、爲實「致」告居縣、受數而籍書 (513(津關令))

帝乃西都洛陽。夏五月、兵皆罷歸家。詔曰：「諸侯子在關中者、復之十二歲、其歸者半之。民前或相聚保山澤、不書名數、今天下已定、令各歸其縣、復故爵田宅、吏以文法教訓辨告、勿笞辱。」〔師古曰、保、守也、安也。守而安之、以避難也。名數、謂戶籍也。〕〔漢書〕高帝紀〕

元帝即位、徵霸、以師賜爵關內侯、食邑八百戶、號褒成君、給事中、加賜黃金三百斤、第一區、徙名數于長安。〔師古曰、名數、戶籍也。〕〔漢書〕孔光傳〕

甲徙居、徙數謁吏、吏環、弗爲更籍、今甲有耐・賞罪、問吏可論。耐以上、當賞二甲。〔法律答問147〕

⑥正・典弗告…正・典については二〇二—二〇三簡の注③参照。

【解説】

まず八月の戸口調査について規定する。郷部嗇夫らが調査を擔當し、戸籍の副本が縣廷に提出される。漢代の戸口調査が八月に行われたことについては、前條注⑤に引いた『後漢書』安帝紀に言及がある。『續漢書』禮儀志中にも、

仲秋之月、縣道皆案戶比民。年始七十者、授之以王杖、舖之糜粥。：

とある。作成された戸籍の管理について、後代の類似規定を挙げておく。

三年一造戶籍、凡三本、一留縣、一送州、一送戶部。〔通典〕食貨三引大唐令〕

「有移徙者」以下は、轉居者の戸籍等を新居住地に移す手続きにつ

いて規定する。戸籍や年籍はまとめて封印され、轉居先に送られた。その際、戸籍を送らなかつたり、封印がきちんとしていなかったり、實際には轉居していなかった場合には、罰金四兩が科せられ、そうした犯罪を見つけれなかった正・典や郷部嗇夫らも罰せられた。

【附記】

本研究班に参加し、訳注作成に参加された班員は、以下の諸氏である。

井波陵一（京大・人文研・教授）、王維坤（中国、西北大学・教授）、大川俊隆（大阪産業大・教養・教授）、門田明（ノートルダム女学院・教諭）、古勝隆一（京大・人文研・助手）、佐藤達郎（大阪樟蔭女子大・助教授）、杉村伸二（関西大・文・博士課程、杉本憲司（佛大・文・教授）、角谷常子（奈良大・文・助教授）、鷹取祐司（梅花女子大・非常勤講師）、高村武幸（学振特別研究員）、陳波（関西大・非常勤講師）、辻正博（滋賀医科大・助教授）、富谷至（京大・人文研・教授）、永田英正（京大名誉教授）、藤井律之（京大・人文研・助手）、藤田高夫（関西大・文・助教授）、保科季子（京大・文・研修員）、宮宅潔（京大・人文研・助教授）、目黒杏子（京都府立大・博士課程）、森谷一樹（京大・文・研修員）、矢木毅（京大・人文研・助教授）、山口正晃（京大・文・研修員）、吉村昌之（摩耶兵庫高校・教諭）、米田健志（学振特別研究員）、劉恒武（佛教大・文・博士課程）、林炳徳（韓国、忠北大学・助教授）、鷺尾祐子（立命館大・非常勤講師）